

# 甲良町地域防災計画

令和 3 年 3 月

甲良町防災会議



# 甲良町地域防災計画目次

第1部 総 則 .....	1
第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の内容.....	1
第3節 計画の基本方針.....	3
第4節 計画の修正.....	3
第5節 計画の習熟.....	3
第6節 防災関係機関の協力体制.....	4
第7節 用語 .....	4
第2章 防災関係機関の業務の大綱.....	5
第1節 防災関係機関の実施責任.....	5
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱.....	6
第3章 町の現況と防災対策の推進方向.....	12
第1節 自然的条件.....	12
第2節 社会的条件.....	15
第3節 災害履歴.....	16
第4節 地震災害の想定.....	17
第5節 防災対策の推進方向.....	24
第2部 災害予防計画.....	27
第1章 防災体制の整備.....	27
第1節 防災階層の構築.....	27
第2節 防災拠点の整備.....	29
第3節 防災組織の整備.....	30
第4節 自主防災組織の育成強化.....	31
第5節 情報収集伝達体制の整備.....	34
第6節 自治体との相互支援体制の整備.....	36
第7節 業務継続計画策定の推進.....	37
第2章 地震災害予防対策.....	39
第1節 地震動対策.....	39
第2節 液状化対策.....	41
第3節 地震火災対策.....	42

第3章 風水害予防対策.....	43
第1節 河川対策.....	43
第2節 ため池対策.....	45
第3節 農業用河川工作物対策.....	46
第4節 浸水対策.....	47
第5節 警戒避難体制の確立.....	48
第4章 土砂災害予防対策.....	50
第1節 砂防（土石流）対策.....	50
第2節 急傾斜地崩壊対策.....	51
第3節 治山対策.....	52
第4節 造林防災対策.....	52
第5節 警戒避難体制の確立.....	53
第5章 雪害予防対策.....	54
第6章 火災予防対策.....	56
第1節 一般火災対策.....	56
第2節 林野火災対策.....	58
第7章 危険物等災害予防対策.....	59
第1節 危険物施設対策.....	59
第2節 高圧ガス施設対策.....	60
第3節 毒物・劇物施設対策.....	61
第8章 防災まちづくりの推進.....	62
第1節 集落の整備.....	62
第2節 建築物の防災性向上.....	63
第3節 オープンスペースの整備.....	64
第4節 道路・橋梁の整備.....	65
第9章 ライフライン等災害予防対策.....	66
第1節 上水道施設の対策.....	66
第2節 下水道施設の対策.....	67
第3節 電力施設の対策.....	68
第4節 ガス施設の対策.....	73
第5節 鉄道施設の対策.....	74
第6節 通信施設の対策.....	76
第7節 放送施設の対策.....	77
第10章 避難体制の整備.....	78
第1節 避難収容施設の整備.....	78
第2節 避難基準等の整備.....	86
第11章 応急対策の事前整備.....	87

第1節	防災資機材等の整備.....	87
第2節	救急救護体制の整備.....	88
第3節	給水体制の整備.....	90
第4節	食料・生活物資供給体制の整備.....	91
第5節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備.....	93
第6節	災害用ヘリポートの整備.....	94
第7節	応急仮設住宅の設置のための備え.....	95
第12章	その他注意を要する事項の予防対策.....	96
第1節	要配慮者支援対策.....	96
第2節	災害ボランティア活動の環境整備.....	101
第3節	文教関係対策.....	102
第4節	文化財対策.....	103
第5節	農林水産関係対策.....	105
第6節	帰宅困難者対策.....	106
第13章	防災施策の推進.....	107
第1節	防災知識の普及.....	107
第2節	防災訓練の実施.....	109
第3節	防災調査の推進.....	111
第3部	災害応急対策計画.....	113
第1章	防災活動体制の確立.....	113
第1節	地震災害時の体制.....	113
第2節	風水害時の体制.....	114
第3節	警戒体制の確立.....	115
第4節	町災害対策本部の設置.....	119
第5節	職員の動員・配備.....	127
第6節	職員の出動・応援.....	131
第2章	情報の収集・伝達.....	133
第1節	通信連絡体制.....	133
第2節	地震・気象予警報等の情報.....	136
第3節	その他の災害関連情報.....	142
第4節	被害情報等.....	144
第5節	広報.....	150
第3章	各種災害の応急対策.....	154
第1節	水防計画.....	154
第2節	火災等の消防応急対策.....	155
第3節	危険物施設等の応急対策.....	157

第4節	突発重大事故の応急対策.....	159
第5節	南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策.....	161
第4章	避難救出対策.....	162
第1節	避難計画.....	162
第2節	各種施設等の避難対策.....	173
第3節	救出.....	175
第5章	応援要請・相互協力.....	176
第1節	県への応援要請.....	176
第2節	他の自治体等との相互応援.....	177
第3節	自衛隊の派遣要請の要求.....	178
第4節	航空機等の応援要請.....	181
第6章	災害救助法の適用.....	183
第1節	町の災害救助活動.....	183
第2節	災害救助法の適用.....	184
第7章	医療救護対策.....	187
第8章	生活救援対策.....	191
第1節	給水.....	191
第2節	食料.....	194
第3節	生活必需品.....	197
第4節	燃料供給計画.....	199
第5節	住宅.....	200
第6節	災害相談.....	202
第7節	災害義援金品の募集配分.....	203
第9章	交通輸送対策.....	205
第1節	交通の規制.....	205
第2節	交通の確保.....	207
第3節	輸送の手配.....	211
第10章	環境・保健衛生対策.....	214
第1節	障害物の除去.....	214
第2節	生活ごみの処理.....	216
第3節	し尿処理.....	217
第4節	災害廃棄物処理.....	218
第5節	衛生・健康維持.....	220
第6節	行方不明者の捜索、遺体の収容、検視ならびに火葬.....	222
第11章	要配慮者の応急対策.....	225
第12章	その他の応急対策.....	227
第1節	災害ボランティア活動との連携.....	227

第2節	災害対策要員の確保.....	230
第3節	文教関係の応急対策.....	232
第4節	農林水産関係の応急対策.....	236
第5節	帰宅困難者対策.....	239
第13章	各種施設等の応急対策.....	241
第1節	ライフライン等の応急対策.....	241
第2節	建造物等の応急対策.....	248
第3節	河川管理施設等の応急対策.....	253
第4部	災害復旧計画.....	251
第1章	公共施設の災害復旧事業計画.....	255
第2章	災害復旧事業の財政援助等.....	258
第3章	災害復旧資金の確保.....	260
第4章	被災者への融資.....	261
第5章	被災者等への支援計画.....	263
第1節	災害弔慰金等の支給.....	263
第2節	被災者生活再建支援金の支給.....	265
第3節	災害公営住宅の建設.....	268
第6章	その他被災者の保護.....	269
第7章	治安の確保及び交通対策.....	271
第8章	災害復興.....	272
第5部	原子力災害対策計画.....	269
第1章	総則.....	273
第1節	計画の方針.....	273
第2節	町及び防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱.....	274
第3節	計画の基礎とすべき災害の想定.....	276
第4節	原子力防災に関する本町の基本的考え方.....	278
第5節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル.....	280
第2章	災害事前対策.....	282
第1節	原子力防災体制整備計画.....	282
第2節	教育・研修及び防災知識普及計画.....	284
第3節	情報収集・連絡体制等整備計画.....	285
第4節	緊急時モニタリング体制整備計画.....	287
第5節	原子力防災訓練計画.....	288
第6節	広域的相互応援体制整備計画.....	289
第7節	要配慮者災害予防計画.....	290
第3章	緊急事態応急対策.....	292

第1節	情報収集連絡計画.....	292
第2節	緊急時活動計画.....	295
第3節	緊急時モニタリングへの協力及び情報の収集.....	301
第4節	広報計画.....	302
第5節	避難、屋内退避等の防護措置.....	304
第6節	警備及び交通対策計画.....	308
第7節	安定ヨウ素剤の予防服用に関する計画.....	309
第8節	飲料水及び飲食物の摂取制限等.....	310
第9節	要配慮者応急対策計画.....	312
第10節	広域支援要請及び支援実施に関する計画.....	313
第4章	原子力災害中長期対策.....	314
第1節	基本方針.....	314
第2節	放射性物質による環境汚染への対処.....	314
第3節	各種制限措置の解除.....	314
第4節	環境放射線モニタリングへの協力.....	314
第5節	災害地域住民の記録.....	314
第6節	風評被害等の影響の軽減.....	314
第7節	被災者等の生活再建等の支援.....	314

# 第 1 部 総 則



# 第1章 計画の方針

## 第1節 計画の目的

甲良町地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町防災会議が作成する計画であって、甲良町（以下「町」という。）、滋賀県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本町の地域における災害に係る予防対策、応急対策及び復旧対策を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害に対する人的被害、経済的被害を軽減する「減災」のための備えを一層充実する必要があるため、防災施設等のハード整備をはじめ、各地区の防災まちづくり活動を盛んにし、もって総合的な防災計画を実施するものである。

## 第2節 計画の内容

### 1 計画の位置づけ

この計画は、中央防災会議が策定する防災基本計画や、滋賀県地域防災計画、指定地方公共機関や指定公共機関の防災業務計画と整合を図って策定する。

### 2 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の6部とする。

- (1) 総則
- (2) 災害予防計画
- (3) 災害応急対策計画
- (4) 災害復旧計画
- (5) 原子力災害対策計画
- (6) 資料編

なお、資料編は別冊として作成する。

### 3 計画の性格

この計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災意識の啓発、防災計画、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。特に震災に対する予防策として、備蓄、建物の耐震性能の向上、地震に関する知識の普及等に言及する。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予

第1部 総 則  
第1章 計画の方針

警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。特に震災は同時多発型の火災や二次災害等を招きやすいところから、それらの対策等に言及する。

(3) 災害復旧計画は、災害の発生後被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。特に震災は大規模な被害を広域にわたり招くことがあるので、復旧のまちづくり等に言及する。

(4) 原子力災害対策計画は、福井県に立地する原子力事業所において原子力災害が発生する可能性を想定した上で、原子力災害の発生に備える災害事前対策、原子力災害が発生した場合の避難対策をはじめとする緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策をまとめたものである。

#### 4 計画で扱う災害の範囲

この計画で扱う災害の範囲は、次のとおりである。

- (1) 地震災害、及び地震に関連した大規模火災や土砂災害等
- (2) 風水害、土砂災害及び大規模な災害、事故等
- (3) 原子力災害

#### 5 南海トラフ地震防災対策推進計画の位置づけ

甲良町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年92号）により地震防災対策推進計画を定める必要がある地域とされているため、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画と位置づける。

南海トラフ地震防災対策推進計画該当事項	本計画該当箇所
1 計画の目的	第1部第1章第1節
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	第1部第2章第2節
3 南海トラフ地震防災対策推進地域、被害想定	第1部第3章第4節
4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第2部第1章第2節、第8章
5 住宅、公共施設等の耐震診断及び耐震化	第2部第2章第1節
6 文化財保護対策	第2部第12章第4節
7 他機関に対する応援要請	第2部第1章第6節、第3部第5章
8 長周期地震動対策の推進	第2部第13章第3節
9 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第2部第13章第1節
10 地域防災力の向上	第2部第1章第4節
11 防災訓練計画	第2部第13章第2節
12 災害対策本部等の設置及び要員参集体制	第3部第1章第1節
13 物資の備蓄・調達	第3部第8章第1～4節
14 地震発生時の応急対策等（「他機関に対する応援要請」以外）	第3部第2章、第4章、第6～13章
15 帰宅困難者への対応	第3部第12章第5節
16 資機材、人員等の配備計画	第2部第11章第1節、第3部第1章第5～6節
17 自衛隊の災害派遣	第3部第5章第3節
18 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止	第3部第3章第5節

### 第3節 計画の基本方針

この計画は、町域の防災に関し、国、県、町及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- 災害から人命を守る防災対策の推進
  - ・避難体制を整備し、災害から住民を守る。
  - ・避難行動要支援者避難支援体制を整備し、災害から要配慮者・要支援者を守る。
  - ・安全な避難環境を整備する
- 減災の考え方に基づく防災対策の推進
  - ・防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する。
  - ・防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進する。
  - ・住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する。
- 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
  - ・自治会及び自主防災組織の強化を推進し、地域の防災力を高める。
- 大規模広域災害を想定した防災対策の推進
  - ・自立的な災害対応を強化する。
  - ・広域災害に対応した自治体との相互連携・支援体制を整備する。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年（4月1日現在）検討し、必要がある場合は、これを速やかに修正する。

防災関係機関は、毎年、甲良町防災会議が指定する期日までに（緊急を要するものはその都度）自己の所管する事項について検討を加え、計画修正案を甲良町防災会議（事務局：甲良町総務課）に提出する。

### 第5節 計画の習熟

町及び各防災関係機関は、平素から、学習、訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

## 第6節 防災関係機関の協力体制

### 1 各機関の協力関係

- (1) 甲良町防災会議を構成する各機関は、町の防災に関し、相互に協力する。
- (2) 甲良町防災会議会長は、災害に際して、応急対策の実施上必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、町災害対策本部（以下「町本部」という。）へ連絡員の派遣を求めることができる。

### 2 資料交換等

各防災関係機関は、災害対策の相互協力を計画的かつ円滑に推進するため、随時必要な資料の交換を行うものとする。

## 第7節 用語

本計画において、次の用語の定義と略称は以下のとおりとする。

用 語	定 義
町本部	甲良町災害対策本部
町本部長	甲良町災害対策本部長
消防本部	彦根市消防本部
消防団	甲良町消防団
水防団	水防法第5条に基づいて設置される甲良町の水防団（本町では未設置であるため消防団が代替）
県本部	滋賀県災害対策本部
県地方本部	湖東土木事務所所管区域に設ける滋賀県対策本部の地方本部
県現地本部	県が、被災現地に設置する災害対策本部
県本部長	滋賀県災害対策本部長

また、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置状況により、それぞれ次のように読み替える。

災害対策本部の設置時 (非常時)	災害対策本部の未設置時 (平常時)
県本部 地方本部	県 湖東土木事務所
町本部 町本部長 町本部△△班 本部員 本部員室	甲良町（総務課） 甲良町長 甲良町〇〇課 本部員の担当職にある者 総務課

## 第2章 防災関係機関の業務の大綱

### 第1節 防災関係機関の実施責任

#### 1 甲良町

町は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一義的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体及び地域住民等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 2 滋賀県

県は、県民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害が町域を越えて広域にわたる場合、災害の規模が町で処理することが不相当と認められる場合、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする場合等に、各機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域及び地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に実施されるよう、その業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 6 住民及び事業者

住民及び町内に事業所を有する事業者は、自ら災害に備えるため、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄などの手段を講ずるとともに、町及び防災関係機関が実施する防災活動に参加するなど、防災力の向上及び防災活動の推進に努める。

また、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案することができる。町は、こうした提案を受け、必要があると認める場合、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の業務大綱を次のとおりとする。

### 1 甲良町

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
甲良町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲良町防災会議に関すること（以下「に関すること」を省略）</li> <li>2 防災対策の組織の整備</li> <li>3 町域における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導</li> <li>4 防災施設の整備</li> <li>5 防災のための知識の普及、教育及び訓練</li> <li>6 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備</li> <li>7 水防、消防、その他の応急措置</li> <li>8 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>9 被災者の救出、救護等の措置</li> <li>10 避難の勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設</li> <li>11 災害時における保健衛生の措置</li> <li>12 被災児童・生徒等の応急教育</li> <li>13 災害復旧の実施</li> <li>14 その他、町の所管事務の防災対策</li> <li>15 災害時におけるボランティア活動の支援</li> </ol>

※常備消防は彦根市に委託（消防団、消防水利に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）

### 2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
滋賀県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県防災会議に関する事務</li> <li>2 防災対策の組織の整備</li> <li>3 市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>4 防災施設の整備</li> <li>5 防災のための知識の普及、教育及び訓練</li> <li>6 防災に必要な資機材の備蓄及び整備</li> <li>7 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>8 水防、その他の応急措置</li> <li>9 被災者の救出、救護等の措置</li> <li>10 避難の指示及び避難所開設の指示</li> <li>11 災害時における交通規制及び輸送の確保</li> <li>12 災害時における保健衛生についての措置</li> <li>13 被災児童・生徒等の応急教育</li> <li>14 災害復旧の実施</li> <li>15 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>16 災害時におけるボランティアの受入れ対策</li> </ol>

### 3 滋賀県警察本部

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
彦根警察署	1 警備体制の整備 2 情報収集・伝達及び被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止 4 緊急交通路の確保 5 行方不明者の捜索、死体の検視 6 社会秩序の維持

### 4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	1 災害派遣計画の作成 2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

### 5 彦根市消防本部

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
彦根市消防本部 (犬上分署)	1 災害時における消防活動 2 災害時における消防通信 3 災害に関する伝達 4 災害時における救助活動 5 予防消防に関すること

### 6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局（大津財務事務所）	1 公共土木等被災施設の査定会の立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 4 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 4 被害農林業者等に対する災害融資のあっせん、指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の安定供給対策 7 災害時における主要食料の供給についての連絡調整
近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）	1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2 国有保安林、保安施設等の保全 3 森林火災対策

第1部 総 則  
第2章 防災関係機関の業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 災害応急対策用材（国有林材）の供給</li> <li>5 国有林野における災害復旧</li> </ul>
近畿経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気及びガスの供給の確保及び復旧支援</li> <li>2 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達</li> <li>3 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> <li>4 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</li> </ul>
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保</li> <li>2 ガス及び火薬類施設等の保安の確保</li> <li>3 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止についての保安の確保</li> </ul>
近畿運輸局 （滋賀運輸支局）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管事業者が所有する交通施設及び設備の整備についての指導</li> <li>2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> <li>3 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整</li> <li>4 災害時における貨物輸送確保にかかる、貨物運送事業者に対する協力要請</li> <li>5 特に必要があると認める場合の輸送命令</li> <li>6 災害時における交通機関利用者への情報提供</li> </ul>
大阪航空局 （大阪空港事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置</li> </ul>
大阪海上保安監部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における船舶等による救援物資及び避難者の輸送への協力</li> <li>2 被害情報の収集</li> <li>3 被災者の捜索救助活動</li> </ul>
大阪管区气象台 （彦根地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害に係る気象、地象等に関する予警報の発表及び伝達</li> <li>2 気象、地象の観測</li> <li>3 防災気象情報の利活用促進、防災知識の普及啓発</li> </ul>
近畿総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 電波及び有線電気通信の監理</li> <li>2 非常通信訓練の計画及びその実施指導</li> <li>3 非常通信協議会の育成・指導</li> <li>4 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導</li> <li>5 災害時における非常通信の確保</li> <li>6 災害対策用移動通信機器等の貸出し</li> </ul>
滋賀労働局 （彦根労働基準監督署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工場、事業所（鉱山関係は除く。）における労働災害防止</li> <li>2 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇止め予防のための啓発指導</li> <li>3 被災者の労災保険給付に関する対応</li> <li>4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進</li> </ul>
近畿地方整備局 （琵琶湖河川事務所）（滋賀国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理</li> <li>2 応急復旧資機材の整備及び備蓄</li> <li>3 直轄公共施設の応急点検体制の整備</li> <li>4 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達</li> <li>5 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保</li> <li>6 直轄公共施設の二次災害の防止</li> <li>7 直轄公共土木施設の復旧</li> <li>8 港湾施設の整備と防災管理の指導</li> <li>9 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導</li> <li>10 海上の流出油等に対する防除措置の指導</li> <li>11 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導</li> <li>12 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査</li> <li>13 公共土木被災施設災害の査定</li> </ul>

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
近畿地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策 2 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 3 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

## 7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道(株)(京都支社)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株)(滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株)	1 電気通信設備の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本銀行 (京都支店)	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務 1～6に規定する救護業務に関連し、次の業務を実施する。 ①復旧・復興に関する業務 ア. 生活再建支援 イ. その他復旧・復興に必要な業務 ②防災・減災に関する業務 ア. 防災教育 イ. その他防災・減災に必要な業務
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路株式会社	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災道路施設の復旧
独立行政法人水資源機構(琵琶湖開発総合管理所)	1 琵琶湖開発事業施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧

第1部 総 則  
第2章 防災関係機関の業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立病院機構に属する病院等の、避難施設等の整備と防災訓練の指導</li> <li>2 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整</li> </ol>
日本通運(株)(大津支店) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</li> </ol>
関西電力送配電株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の整備と防災管理</li> <li>2 災害時における電力供給の確保</li> <li>3 被災電力施設の復旧</li> </ol>
大阪ガス株式会社(京滋導管部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設の整備と防災管理</li> <li>2 災害時におけるガス供給の確保</li> <li>3 被災施設の復旧</li> </ol>
日本郵便株式会社(大津中央郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便物の送達の確保</li> <li>2 被災者に対する郵便はがき等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>3 郵便局の窓口業務の維持</li> </ol>

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
近江鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の整備と防災管理</li> <li>2 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力</li> <li>3 被災鉄道施設の復旧</li> </ol>
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における自動車による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力</li> </ol>
滋賀県土地改良事業団体連合会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ため池及び農業用施設の整備と防災管理</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害調査と復旧</li> </ol>
一般社団法人滋賀県医師会(彦根支部) 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護の実施</li> <li>2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力</li> <li>3 災害時における医薬品等の管理</li> </ol>
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティア活動の支援</li> <li>2 要配慮者の避難支援への協力</li> </ol>
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送施設の保全</li> <li>2 住民に対する防災知識の普及</li> <li>3 気象予警報、被害状況等の報道</li> <li>4 被災放送施設の復旧</li> </ol>

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
株式会社エフエム滋賀	5 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人 滋賀県LPガス協会	1 ガス施設の管理と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
一般社団法人 滋賀県建設業協会彦根支部	1 災害時における公共土木建築施設の復旧 2 災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3 災害時における土木資機材労力の提供

### 9 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事項又は業務の大綱
東びわこ農業協同組合 びわこ東部森林組合 彦根市・犬上郡営林組合 大滝山林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 2 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農林業者に対する融資及びあっせん 4 被災農林業者に対する生産資材の確保あっせん
甲良町商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
高圧ガス・危険物等関係施設の管理者	1 災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給
新聞社等の報道関係機関	1 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県病院協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力

## 第3章 町の現況と防災対策の推進方向

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置・面積

本町は、滋賀県の中東部で、犬上郡のほぼ中央に位置し、北は彦根市に接し、東は多賀町、西は豊郷町、南は愛荘町に隣接しており、総面積は、13.63 k m<sup>2</sup>である。

役場の位置		東 西	南 北	面 積	海 抜	
東 経	北 緯				最 高	最 低
136° 15′ 41″	35° 12′ 15″	5.32 k m	5.15 k m	13.63 k m <sup>2</sup>	361m	104m

#### 2 地勢・地質

本町は、鈴鹿連峰より琵琶湖に向けて開けた地域で、東部は標高130m、西部は115mとゆるやかな傾斜をもつ平坦な地域である。また、犬上川左岸扇状地に古くから開け、数多くの文化財を有する米作地帯であり、東部に名神高速道路、国道307号、西部には東海道新幹線、近江鉄道が通っている。

本町の地質の基盤は正楽寺山、池寺山であり、これは最も古い基盤岩石からできている山地で、古世層のチャート、頁岩を主とし、その中に貫入したと見られる石英斑岩のような火山岩類もある。南部の九条野山を中心とする丘陵地は、粗大な砂礫によって構成され、全体に風化された粘土分が目立ち、赤褐色を呈している。犬上川扇状地の基底部には、このような洪積世堆積物が存在し、扇状地の基盤をなしている。地表より地下6～8mまでは砂利層、これは犬上川によってもたらされた扇状地堆積物、8～25mまでは段丘層の砂利層、25m以上は古琵琶湖層群である粘土層である。

こういった地質のため、本町において呉竹で液状化現象が起こることが、平成8年度に実施した防災アセスメント調査において明らかにされている。

#### 3 活断層

従来、断層は地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方が有力であったが、近年では地震断層が発見されて「生きている断層」、つまり活断層が地震発生と密接な関わりをもっていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業が進められつつある。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、我が国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内及び本町近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されている。

なお、平成8年度に実施した防災アセスメント調査においては、想定断層を百済寺断層（マグニチュード7.2、震源深さ10k m、活断層の長さ25k m）とした。

#### 4 気象

気象について、彦根地方気象台（気象庁）により観測資料がまとめられている。

気象状況（気象官署：彦根）の概要・記録は、次のとおりである。

##### <気象概要>

（平年値：1981～2010年）

項 目	内 容
年平均気温	14.7℃
年平均降水量	1,570.9mm
年間降雪量	104 c m
年平均相対湿度	74%
年平均日照時間	1,825.8 時間
年平均風速	3.0m/s
年最多風向※	北西

※平年値の統計期間は、年最多風向のみ 1990～2010年

##### <気象記録>

項目	最大値	記録年月日	統計期間
日最大10分間降水量	27.5mm	2001.7.17	1937.1～2019.8
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17	1894.1～2019.8
日降水量	596.9mm	1896.9.7	1893.10～2019.8
月降水量	1,018.8mm	1896.9	1893.10～2019.8
年降水量	3,065.5mm	1896	1893～2019
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21	1893.10～2019.8
最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4	1920.1～2019.8
月最深積雪	93 c m	1918	1893.10～2019.8

##### (1) 気温

平均気温は県内で気温を測定している9地点の中で、大津（14.9℃）に次いで2番目に高い。

##### (2) 降水量

記録的な降水量としては、明治29年(1896年)9月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9ミリメートル、月降水量1,018.8ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。

しかし、一般的には、年平均降水量1,570.9ミリメートルと平均的である。

また、月別降水量は、6～7月が多く、9月がこれに次ぐ。

さらに、近年の局所的な集中豪雨等により、町域でも水害に対する危険性が高くなっている。

##### (3) 降雪量

年間降雪量（融けず、また自らの圧力で沈み込まないと仮定した場合の1年間の降雪量）は、104センチメートルと多い。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西及び南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒3～4メートル程度で、南東の風は毎秒1～2メートル程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(5) 雹

近年では、平成17年6月に降雹による民家、農作物の被害があった。

## 第2節 社会的条件

### 1 人口

平成 27 年国勢調査で甲良町の人口は 7,039 人、世帯数は 2,310 世帯となっている。平成 22 年から 461 人減少し、県内で最も人口減少率が高い。平成 30 年 10 月 1 日現在の「滋賀県推計人口年報」によると、1 年間の自然減（死亡数－出生数）68 人、社会減（転出者数－転入数）82 人で、自然減及び社会減が続いている。

（出典：国勢調査）

総人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度※ (人/k)	1 世帯あたり人員 (人/世帯)	備 考
7,039	2,310	516.4	3.05	平成 27 年国勢調査
7,500	2,320	550.7	3.23	平成 22 年国勢調査
8,103	2,260	593.2	3.59	平成 17 年国勢調査
8,169	2,191	598.0	3.73	平成 12 年国勢調査

※境界修整により H18 年 10 月、13.66 k m<sup>2</sup>から 13.62 k m<sup>2</sup>に面積変更。

測定方法の変更により H26 年 10 月、13.62 k m<sup>2</sup>から 13.63 k m<sup>2</sup>に面積変更。

### 2 昼間人口

平成 27 年国勢調査で甲良町の昼間人口は 6,811 人で、平成 22 年とほぼ同数であり、流出人口が流入人口を約 200 人上回っている。

（出典：国勢調査）

昼間人口 (人)	流出人口 (人)	流入人口 (人)	備考
6,811	2,292	2,064	平成 27 年国勢調査
6,813	2,510	1,823	平成 22 年国勢調査
7,081	2,691	1,669	平成 17 年国勢調査
7,141	2,583	1,555	平成 12 年国勢調査

### 3 土地利用

本町の土地利用は、田が最も多く（46.4%）、次いで宅地（16.3%）、山林（13.8%）となっている。他市町に比べ、山林が少なく田が多くなっている。

（出典：滋賀県統計書）

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	統計時期 (各年 1 月 1 日現在)
面積 (k m <sup>2</sup> )	13.63	6.32	0.45	2.22	0.02	1.88	0.03	0.28	2.43	平成 29 年
	13.62	6.41	0.46	2.19	0.02	1.88	0.03	0.29	2.34	平成 23 年
	13.66	6.48	0.47	2.10	0.02	1.88	0.03	0.29	2.39	平成 18 年
	13.66	6.67	0.53	2.00	0.02	1.94	0.03	0.24	2.23	平成 8 年

#### 4 産業

平成26年における本町の事業所は、建設業が最も多く（96事業所）、次いで卸売・小売業（65事業所）、サービス業（55事業所）となっている。従業者数では、製造業が最も多く（1,371人）、次いでサービス業（388人）、建設業（317人）となっている。

（出典：経済センサス-基礎調査）

区分	全産業	農林業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	情報通 信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	
事業所数	349	3	96	50	1	1	7	65	2	H26
従業者数	3,170	35	317	1,371	9	9	36	282	19	
事業所数	391	2	110	46	1	1	11	89	1	H21
従業者数	3,173	15	462	1,210	3	7	141	436	7	
区分	不動産 業,物品 賃貸業	学術研究, 専門・技術 サービス業	宿泊業, 飲食サー ビス業	生活関連 サービス業 娯楽業	教育・学習 支援業	医療, 福祉	複合サー ビス業	サービス業(他 に分類され ないもの)	公務	
事業所数	1	3	11	20	9	18	2	55	5	H26
従業者数	1	12	88	49	243	213	24	388	74	
事業所数	1	3	12	20	9	13	3	56	5	H21
従業者数	6	13	92	49	243	187	25	201	76	

※各年の調査時点で、町内には「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」を営む事業所は存在しない。

#### 5 交通

##### (1) 公共交通機関

町内の公共交通機関は、近江鉄道と湖国バスである。JR東海道新幹線も町内を通過している。近江鉄道は、尼子駅が開業している。

##### (2) 道路

町内の幹線道路としては、東部に名神高速道路が南北に通過し、国道307号が彦根市を起点に本町を通過して大阪府枚方市まで続いている。県道としては、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道として雨降野今在家八日市線、北落豊郷線、敏満寺野口線、甲良多賀線、高宮北落線の、1主要地方道、5県道が通っている。

#### 第3節 災害履歴

本町を含む犬上郡内の地震等による主な災害履歴を資料編に掲載する。

## 第4節 地震災害の想定

### 1 県の地震被害予測調査

滋賀県では、平成26年3月に、これまで地震防災対策の基礎資料としてきた『第2次琵琶湖西岸断層帯による地震被害予測調査（地震被害想定）』（平成17年4月）を見直した、県周辺域の内陸活断層による地震及び南海トラフ巨大地震の発生を仮定した、県の被害状況の想定結果『滋賀県地震被害想定（概要版）』を公表した。

この被害想定は、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた県の地震防災対策の再検討にあたり、前回検討以降の科学的知見や社会状況の変化を反映し、科学的知見に照らして「起こり得る最大クラスの地震」を想定して検討したものである。

地震被害想定概要は以下のとおりである。

#### (1) 想定地震

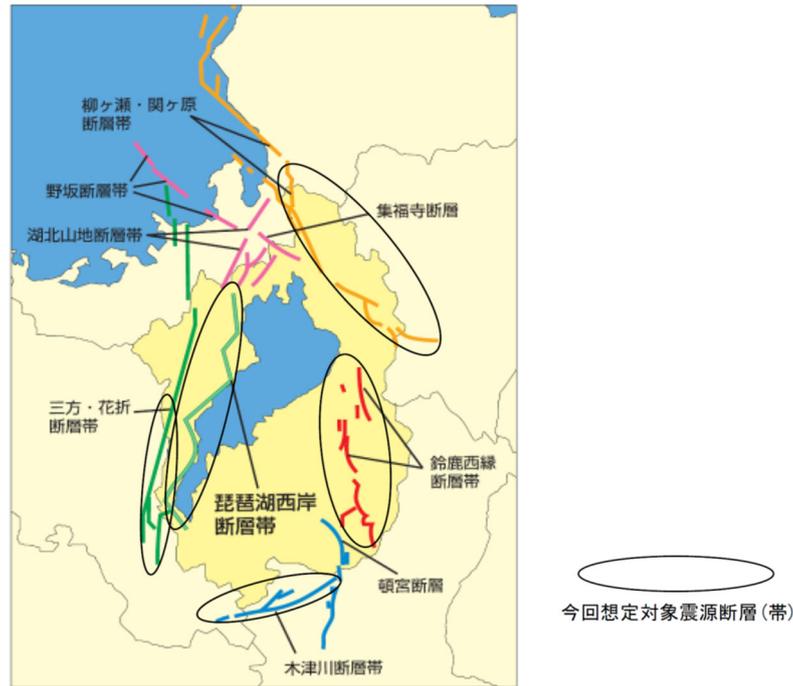
##### ア 内陸活断層による地震

県内で起こり得る最大クラスの地震として、以下の5つの活断層（帯）を選定して検討対象とした。

＜設定した内陸活断層地震（5つの断層×2ケース）＞

番号	想定震源断層(帯)	地震の規模 (M)	破壊開始点(震源)の位置
①	琵琶湖西岸断層帯	7.8	case1: 北部からの断層破壊を仮定
			case2: 南部からの断層破壊を仮定
②	花折断層帯	7.4	case2: 中部南側からの断層破壊を仮定
			case3: 南部からの断層破壊を仮定
③	木津川断層帯	7.3	case1: 東側からの断層破壊を仮定
			case3: 西側からの断層破壊を仮定
④	鈴鹿西縁断層帯	7.6	case1: 南側からの断層破壊を仮定
			case2: 北側からの断層破壊を仮定
⑤	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	case1: 中部北側からの断層破壊を仮定
			case2: 南部南側からの断層破壊を仮定

<想定震源断層>



イ 南海トラフ巨大地震

内閣府では、過去に検討された震源域を、最新の知見によって想定できる範囲で拡大し、地震規模（マグニチュード）を大きく設定するとともに、過去の地震記録（古文書・津波堆積物調査）等に基づき強震動生成域を設定した「基本ケース」と、強震動生成域の位置をシフトした数ケースについて、地震動が推計されている。

県の検討では、その内の「基本ケース」と、滋賀県域における震度が最も大きく推計されている「陸側ケース」を対象地震として設定し、震度分布等を検証して被害想定を実施した。

<設定した想定南海トラフ巨大地震>

ケース名	ケースの設定概要	地震の規模
基本ケース	従来に検討された震源域を最新の知見により可能性のある範囲で拡大し、地震規模を大きく設定	Mw(モーメントマグニチュード)
陸側ケース	基本ケースの強震動生成域を可能性のある範囲で陸側にシフトして設定	9.0

(2) 想定条件（火災・人的被害）

地震の発生時刻により人的被害の発生する様相が変化するため、調査では、想定される被害が異なる3種類の特徴的な条件（季節・時刻）を次表のとおり設定した。火災については、各想定条件に応じた火気使用率等を設定した。

＜想定条件＞

想定条件	状況・様相	想定される被害の程度		
		火災被害	自宅内被害	自宅外被害
①冬深夜 (深夜12時～早朝5時)	・県内の滞留人口が最も多い時間帯 ・多くの方が自宅で就寝中、外出中の人は少ない	小	大	小
②夏正午 (昼12時)	・県内・自宅内の滞留人口が少ない時間帯 ・自宅外での被害が多くなる	中	小	大
③冬夕刻 (夕方18時)	・県内・自宅内の滞留人口は中位。帰宅中多数 ・火気使用率が高い	大	中	中

(3) 想定項目

主な被害想定項目は、以下に示すとおりである。

＜主な被害想定項目＞

項目	対象
建物被害	揺れによる被害
	液状化による被害
	急傾斜地崩壊による被害
	地震火災による被害
人的被害	建物倒壊等による死傷者
	急傾斜地崩壊による死傷者
	火災による死傷者
ライフライン等	電力供給施設
	上水道施設
	下水道施設
	ガス供給施設
	通信施設
交通施設	道路施設
	鉄道施設
その他	避難者

(4) 地震被害想定結果

地震被害想定結果は以下に示すとおりで、本町において最も被害が大きくなるケースは、鈴鹿西縁断層帯を想定震源とするケース（case2）である。

<被害想定結果（1）：琵琶湖西岸断層帯、花折断層帯>

項目		想定震源		琵琶湖西岸断層帯		花折断層帯		
		case1	case2	case2	case3			
町域内の想定最大震度		5強	5強	5弱	5弱			
被害種別・項目・時期		単位						
建物被害	全壊棟数		(棟)	—	—	—	—	
	半壊棟数		(棟)	—	39	—	—	
	全焼棟数	夏 正午 風速8m/sec	棟	—	—	—	—	
		冬 夕方 風速8m/sec	棟	—	—	—	—	
		冬 深夜 風速8m/sec	棟	—	—	—	—	
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午 風速8m/sec	棟	—	—	—	—	
冬 夕方 風速8m/sec		棟	—	—	—	—		
冬 深夜 風速8m/sec		棟	—	—	—	—		
人的被害	死者数 ( )内は家具転倒等	夏 正午 風速8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
		冬 夕方 風速8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
		冬 深夜 風速8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	負傷者数 ( )内は家具転倒等	夏 正午 風速8m/sec	人	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
		冬 夕方 風速8m/sec	人	— (—)	6 (—)	— (—)	— (—)	
		冬 深夜 風速8m/sec	人	— (—)	7 (—)	— (—)	— (—)	
ライフライン機能支障	電力供給施設 ： 停電軒数(停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)	904 (17%)	2,566 (47%)	384 (7%)	140 (3%)
			1日後	件 (%)	97 (2%)	225 (4%)	153 (3%)	117 (2%)
			2日後	件 (%)	2 (0%)	34 (1%)	8 (0%)	35 (1%)
			3日後	件 (%)	0 (0%)	6 (0%)	0 (0%)	5 (0%)
			1週間後	件 (%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	上水道施設 ： 断水人口(断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)	163 (2%)	900 (12%)	47 (1%)	13 (0%)
			1日後	人 (%)	156 (2%)	795 (11%)	47 (1%)	13 (0%)
			2日後	人 (%)	141 (2%)	693 (9%)	46 (1%)	13 (0%)
			3日後	人 (%)	121 (2%)	601 (8%)	45 (1%)	13 (0%)
			1週間後	人 (%)	51 (1%)	334 (4%)	19 (0%)	12 (0%)
			1ヶ月後	人 (%)	0 (0%)	11 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
			2ヶ月後	人 (%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
			3ヶ月後	人 (%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	避難者	避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	1日後	人	— (—)	9 (15)	— (—)	— (—)
3日後			人	9 (15)	48 (88)	3 (6)	— (—)	
1週間後			人	7 (15)	49 (88)	— (6)	— (—)	
1か月後			人	— (—)	— (11)	— (—)	— (—)	
1か月後			人	— (—)	— (11)	— (—)	— (—)	

※ — (ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上5未満) であることを示す

※ 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

※ 全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

<被害想定結果 (2) : 木津川断層帯、鈴鹿西縁断層帯>

項目			想定震源		木津川断層帯		鈴鹿西縁断層帯					
			case1	case3	case1	case2						
町域内の想定最大震度			5弱	5弱	7	7						
被害種別・項目・時期			単位									
建物被害	全壊棟数		(棟)	—	—	837	945					
	半壊棟数			—	—	342	342					
	全焼棟数	夏 正午 風速8m/sec	棟	—	—	—	—					
		冬 夕方 風速8m/sec		—	—	—	—					
		冬 深夜 風速8m/sec		—	—	—	—					
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午 風速8m/sec	棟	—	—	837	1,156					
冬 夕方 風速8m/sec		—		—	837	1,156						
冬 深夜 風速8m/sec		—		—	837	1,156						
人的被害	死者数 ( )内は家具転倒等	夏 正午 風速8m/sec	人	—	(—)	38	(—)	47	(6)			
		冬 夕方 風速8m/sec		—	(—)	55	(—)	67	(6)			
		冬 深夜 風速8m/sec		—	(—)	59	(6)	70	(8)			
	負傷者数 ( )内は家具転倒等	夏 正午 風速8m/sec		—	(—)	267	(59)	287	(74)			
		冬 夕方 風速8m/sec		—	(—)	343	(59)	365	(74)			
		冬 深夜 風速8m/sec		—	(—)	418	(72)	453	(91)			
ライフライン機能支障	電力供給施設 ： 停電軒数(停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)	490	(9%)	271	(5%)	5,366	(99%)	5,395	(99%)
			1日後		139	(3%)	157	(3%)	4,113	(76%)	4,445	(82%)
			2日後		5	(0%)	17	(0%)	2,896	(53%)	3,357	(62%)
			3日後		0	(0%)	1	(0%)	1,985	(36%)	2,458	(45%)
			1週間後		0	(0%)	0	(0%)	8	(0%)	15	(0%)
	上水道施設 ： 断水人口(断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)	67	(1%)	31	(0%)	6,867	(92%)	6,962	(93%)
			1日後		66	(1%)	31	(0%)	6,856	(91%)	6,958	(93%)
			2日後		64	(1%)	31	(0%)	6,822	(91%)	6,940	(93%)
			3日後		59	(1%)	30	(0%)	6,765	(90%)	6,907	(92%)
			1週間後		24	(0%)	17	(0%)	6,328	(84%)	6,612	(88%)
			1ヶ月後		0	(0%)	0	(0%)	2,409	(32%)	3,013	(40%)
			2ヶ月後		0	(0%)	0	(0%)	378	(5%)	587	(8%)
			3ヶ月後		0	(0%)	0	(0%)	47	(1%)	88	(1%)
			避難者		避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	人	1日後	—	—	1,375	1,544	
3日後	(—)	(—)		(2,291)			(2,573)					
1週間後	—	—		1,568			1,713					
1か月後	(7)	(—)		(2,850)			(3,115)					
1週間後	—	—		1,937			2,113					
			(6)	(—)	(3,873)	(4,226)						
			—	—	719	891						
			(—)	(—)	(2,397)	(2,969)						

※ — (ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上5未満) であることを示す

※ 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

※ 全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

第1部 総 則  
第3章 町の現況と防災対策の推進方向

＜被害想定結果（3）：柳ヶ瀬関ヶ原断層帯、南海トラフ巨大地震＞

項目		想定震源		柳ヶ瀬関ヶ原断層帯		南海トラフ巨大地震			
		case1	case2	基本ケース	陸側ケース				
町域内の想定最大震度		6弱		6弱		5強			
被害種別・項目・時期		単位							
建物被害	全壊棟数		(棟)		14		12		
	半壊棟数				217		198		
	全焼棟数	夏 正午 風速8m/sec	棟		-		-		
		冬 夕方 風速8m/sec			-		-		
		冬 深夜 風速8m/sec			-		-		
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午 風速8m/sec	棟		14		12		
冬 夕方 風速8m/sec				14		12			
冬 深夜 風速8m/sec				14		12			
人的被害	死者数 ( )内は家具転倒等	夏 正午 風速8m/sec	人		-		-		
		冬 夕方 風速8m/sec			-		-		
		冬 深夜 風速8m/sec			-		-		
	負傷者数 ( )内は家具転倒等	夏 正午 風速8m/sec			24		(5)		
		冬 夕方 風速8m/sec			31		(5)		
		冬 深夜 風速8m/sec			38		(6)		
ライフライン機能支障	電力供給施設 ： 停電軒数(停電率)	停電口数	地震直後	件 (%)		3,866 (71%)		3,764 (69%)	
			1日後			684 (13%)		637 (12%)	
			2日後			199 (4%)		180 (3%)	
			3日後			63 (1%)		56 (1%)	
			1週間後			0 (0%)		0 (0%)	
	上水道施設 ： 断水人口(断水率)	断水人口	地震直後	人 (%)		2,429 (32%)		2,367 (32%)	
			1日後			2,234 (30%)		2,176 (29%)	
			2日後			2,029 (27%)		1,975 (26%)	
			3日後			1,834 (24%)		1,784 (24%)	
			1週間後			1,201 (16%)		1,166 (16%)	
			1ヶ月後			92 (1%)		88 (1%)	
			2ヶ月後			3 (0%)		3 (0%)	
			3ヶ月後			0 (0%)		0 (0%)	
			避難者	避難所生活者※ 下段：(全避難者※)	1日後	人		74	
3日後					(124)		(120)		
1週間後					186		180		
1か月後					(337)		(328)		
					212		206		

※ - (ハイフン) は、ごくわずか (数値計算上5未満) であることを示す

※ 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

※ 全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

## 2 被害想定

県が新たに実施した地震被害想定の見直し調査を踏まえ、本町における地震被害想定を以下のとおり設定する。

想定地震		鈴鹿西縁断層帯地震	
被害想定	建物被害	建物全壊棟数	945 棟
		建物半壊棟数	342 棟
	人的被害	死者数	70 人
		負傷者数	453 人
	避難者数 (3日後)	避難所生活者	1,713 人
		全避難者	3,115 人
	避難者数 (最大時)	避難所生活者	2,113 人
		全避難者	4,226 人

## 第5節 防災対策の推進方向

### 1 計画の目的

災害から住民の生命、身体及び財産を守り、その安全を確保する。

### 2 防災対策の柱

#### (1) 災害から人命を守る防災対策の推進

##### ア 犬上川の決壊に対する警戒避難対策の推進

本町には、水位周知河川である犬上川があり、県が洪水浸水想定区域を指定している。この最大規模で想定される洪水浸水想定区域によると、上流で大雨が降り、本町の流下区間で堤防が決壊した場合、大災害が発生する危険がある。町は、犬上川に対する警戒に努め、住民に対する水位情報等の伝達、避難体制の整備等を推進する必要がある。町は、堤防の決壊等による水害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

- ・水位情報等の住民への伝達
- ・避難体制の整備

##### イ 土砂災害警戒区域における防災対策の推進

本町には14箇所の土砂災害警戒区域が指定されている。町南東部の土砂災害の危険の高い地区について、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

- ・避難体制の整備
- ・円滑な避難のために必要な事項

##### ウ 要配慮者対策の推進

高齢化の進展により高齢者のみの世帯が増加するなど、災害時に支援を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）が増加している。要配慮者は災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々の協力が不可欠となっている。

このため、災害が予想される場合の早期避難、災害が発生した場合の安否確認等により要配慮者の安全確保を図る。

- ・情報伝達体制の整備
- ・避難準備・高齢者等避難開始の発表
- ・避難支援体制の整備
- ・安否確認体制の整備

##### エ 安全な避難環境の整備

近年の災害においては、避難生活が長期化する中、避難所のトイレ不足やプライバシーの欠如などからストレスを生じ、健康を損ねるケースが多く見られる。とりわけ高齢者や障害者など要配慮者にとっては、避難生活によるストレスは心身にもたらす影響が大きい。

一方、耐震性等の安全性に問題のある場合や、設備や環境面で問題点を抱えている避難所もある。

このため、指定避難所の安全性を確保するとともに、居住環境を整備し、避難住民の健康維持を図る。

- ・指定避難所として安全な建築物の整備

- ・要配慮者に対する福祉避難所（又は福祉避難室）の確保
- ・指定避難所の設備等の改善

オ 原子力災害発生時における避難体制等の整備

原子力災害を回避するため、原子力災害により本町が放射性物質に汚染されるおそれが生じた場合、住民が迅速かつ円滑に退避及び避難できる体制を整備し、住民の安全確保を図る。

- ・原子力災害時の退避及び避難基準の明確化
- ・避難に必要な交通手段を確保する体制の整備
- ・退避場所及び避難場所の確保(放射線を遮蔽できる建物)
- ・要配慮者避難体制の整備
- ・住民への情報伝達手段の整備

(2) 減災の考え方に基づく防災対策の推進

ア 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点や緊急輸送道路の整備を図る。整備の必要な防災拠点は以下の施設等である。

- ・町役場及び被災時の代替施設
- ・指定避難所
- ・物資集積拠点
- ・備蓄倉庫
- ・ヘリポート
- ・医療・救護拠点
- ・ボランティアセンター

イ 防災階層を設定した災害に強いまちづくりの推進

防災拠点等の配置や防災組織等について、以下のように防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進する。

- ・町の区域
- ・防災ブロック      小学校区（2地区）
- ・防災地区          集落等（13地区）

ウ 建築物の耐震化の推進

新耐震基準以前に建築された木造住宅等について、耐震診断及び耐震改修を促進して地震時の家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

- ・耐震診断の促進
- ・耐震改修の促進

(3) 自助、共助、公助による防災対策の推進

防災は、住民自身による自助、行政による公助及び住民の協働による共助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

ア 住民自身による自助

住民は、災害による被害を防止し又は軽減するため、自ら災害を防止する対策を積極的に実

行する。

イ 自治会・自主防災組織による共助

自治会・自主防災組織は、災害による被害を防止し又は軽減するため、必要な対策を積極的に実行する。

ウ 町などによる公助

町などの行政機関は、災害による被害を防止し又は軽減するため、必要な対策を積極的に実行する。

(4) 大規模広域災害を想定した災害対応の推進

南海トラフ地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備することが必要である。

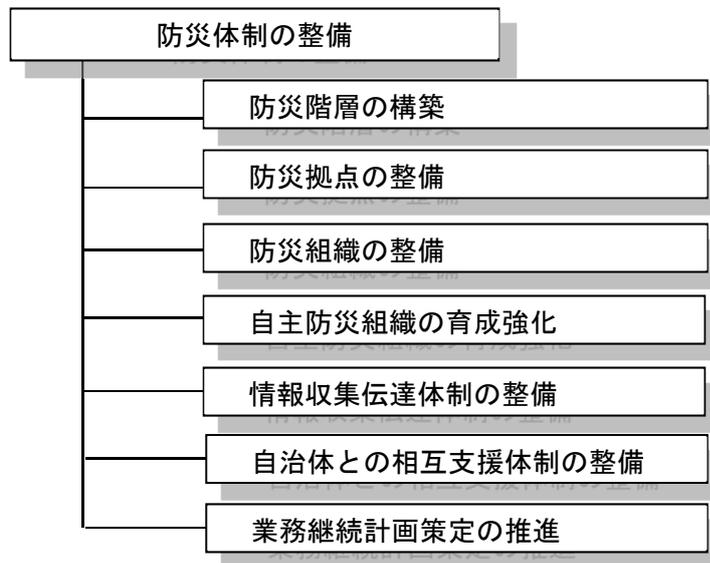
ア 広域化した災害においては、災害初期段階には、他からの支援なしで災害対応に当たる可能性もあり、自立的な災害対応を強化する。

イ 大規模広域災害に対応した自治体との相互連携・支援体制を平常時から整備しておく。

## 第 2 部 災害予防計画



# 第1章 防災体制の整備



## 第1節 防災階層の構築

〈総務課、町各課〉

### 1 防災階層に基づく災害に強いまちづくり

災害時に効率的で安全性の高い防災対策を推進するため、防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進する。防災階層とは防災拠点等を階層的に構築し、災害に対する安全性の向上を図るものであり、防災階層においては、各階層で自立的に防災対策を推進するとともに、下位の防災階層で不足するもの等は、上位の防災階層が補完する。

### 2 防災階層の設定と位置づけ

#### (1) 防災地区（自治会、集落の区域：自助・共助による取組）

防災対策の最も基礎的な階層は、自治会、集落の区域を単位とする防災地区（第一階層）とし、主として住民及び自治会等が、自助・共助の取組による防災対策を行う。

- ア 災害時において、安全な一時避難所の確保及び設置
- イ 災害時の避難生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄
- ウ 災害時の生活に必要な地区物資集積所の設置

#### (2) 防災ブロック（小学校区の区域：公助による防災対策）

第一階層の上位には、複数の防災地区を集約した、小学校区の区域を単位とする防災ブロック（第二階層）を設定し、自助・共助の取組とともに、町等が公助としての防災対策を行う。

- ア 災害時において、安全な指定緊急避難場所の確保及び指定避難所の設置
- イ 要配慮者のための福祉避難所（福祉避難室）の設置
- ウ 災害時における医療救護副拠点の設置
- エ 災害時の生活に必要な物資集積副拠点の設置

#### (3) 町の区域（県、防災関係機関等との連携）

県や他の防災関係機関との連携や、支援の調整等、町災害対策本部としての機能は、町全域を

第2部 災害予防計画  
第1章 防災体制の整備

対象とした第三階層における防災対策として位置づける。

ア 災害対策本部の設置

イ 防災拠点施設の設置

ウ 要配慮者のための福祉避難所（福祉避難室）の設置

## 第2節 防災拠点の整備

〈総務課、町各課〉

災害時において、被災状況の調査・把握、災害応急対策の企画・立案、災害応急対策実施の指示命令等、災害時に必要な応急対策を迅速かつ円滑に進めるため、拠点となる施設等を町の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。各防災拠点においては、耐震性の強化、非常用電源設備の整備、物資・資機材の備蓄等を進めるとともに、道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

### 1 防災活動拠点の整備

災害対応を迅速かつ的確に実施するための常設・専用の拠点として、危機管理センターを整備するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な通信機器、防災資機材等の整備に努める。

### 2 医療救護拠点の整備

保健福祉センターを町の医療救護活動を担う医療救護拠点と位置づけ、彦根医師会等の関係機関と災害時の医療救護の応援協力、医療救護班の編成等について連携を図る。また、町内の医療機関及び小中学校等の指定避難所を医療救護副拠点と位置づけ、災害時に設置される医療救護所としての整備を図る。

### 3 集積拠点の整備

道の駅せせらぎの里こうらを援助物資の集出荷を担う集積中心拠点と位置づけ、整備を図る。

### 4 食料供給拠点の整備

道の駅せせらぎの里こうらを食料供給拠点として位置づけ、災害時において各指定避難所に食料を供給する拠点として整備を図る。

### 5 ボランティア拠点の整備

保健福祉センターを町のボランティア中心拠点（災害ボランティアセンター）として位置づけ、整備を図る。

### 6 指定避難所の整備

災害時における住民の安全確保を図るため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公民館等の公共施設、小・中学校等を指定避難所として位置づける。

指定避難所においては、要配慮者のための資材整備等について検討するとともに、被災者のプライバシーや安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討し、拠点施設としての整備を図る。

### 7 ヘリポートの整備

現在指定されている緊急時離発着場（緊急時ヘリポート）の活用を含め、防災ブロックにおおむね1箇所以上のヘリポートを確保する。

### 8 救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受入れるための施設として、甲良町総合公園および道の駅せせらぎの里こうらを本町の救援活動拠点と位置づけ整備を図る。

### 第3節 防災組織の整備

〈総務課、町各課、各防災関係機関〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から地震や風水害及び土砂災害等の防災に関する組織及び活動体制の整備に努め、相互に連携して災害予防効果を高める。

また、同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

#### 1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、町の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は修正する。

#### 2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画をあらかじめ立案し、関係所属や関係機関との調整に努める。

#### 3 職員災害時初動マニュアルの作成と配布

地震災害対策は初動期の円滑な災害応急対策活動が重要であるため、町は災害発生直後の初動期に、職員が果たすべき役割等について明記した職員マニュアルを作成し、全職員に配布している。このマニュアルは、組織の改編や本計画の見直しの際など、必要に応じて修正を加えるものとする。

#### 4 専門委員会等の設置

「町防災会議」、「町水防協議会」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みとしていく。特に、次の事項についての検討を進めていく。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
- (6) 災害医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物資等の調達計画
- (9) ライフライン（生活環境基盤）の確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) その他、災害対策上の有効な手段の確保

#### 5 防災関係機関との連携の確保

町は、地震、風水害や土砂災害等の災害対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置、運用を図るために、防災関係機関との綿密な連携の確保を図る。

#### 第4節 自主防災組織の育成強化

〈総務課、町各課、各防災関係機関〉

住民の共助の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要である。

町は、自主防災組織について、全集落で組織化が図れるように啓発を進めていくとともに、組織の中で防災担当班を立ち上げるなど、各集落の特性に応じた最も効果的な防災組織を形成できるよう指導していく。

※自主防災組織等の現況：資料編参照

##### 1 住民の防災意識の高揚

防災意識の高揚を図るため、各自治会単位の防災マップの作成と配布をはじめ、防災に関する座談会や講演会等の実施、並びに無線放送、広報紙等による啓発など、防災意識の啓発に積極的に取り組む。

また、彦根市メール配信システムの利用範囲が近隣3町（甲良町、豊郷町、多賀町）まで拡大され、湖東定住自立圏メール情報として災害情報等が配信されていることから、メール配信システムの周知と登録の呼びかけを行う。

##### 2 自主防災組織の単位

住民が、自主的な活動を行う上で、問題点が生じないように各自治会単位で行う。

##### 3 自主防災組織のリーダーの育成

自主防災組織の育成・強化のためには、組織の中心になるリーダーが必要であり、県と協力してリーダーの育成を図る。その際、男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成につながるよう配慮する。

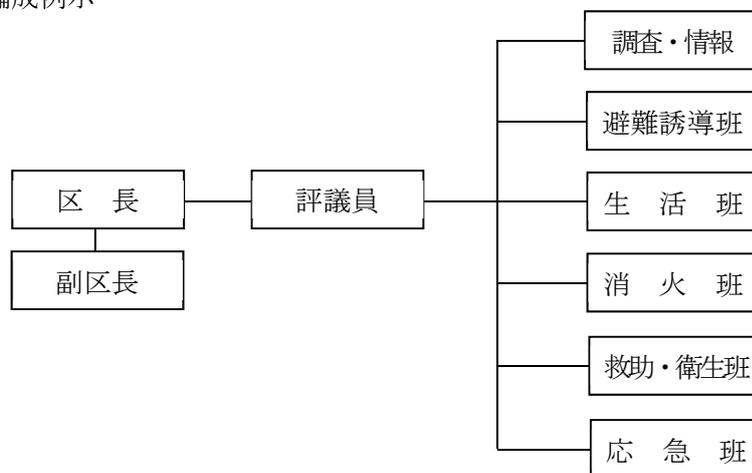
##### 4 既存組織の活用及び指導等

現在、自警団等の組織がある所は、有効に活用し、町は運営、防災資機材、訓練等に対する指導・助言を行う。

##### 5 自主防災組織の内容

各自治会の規模により、活動計画を定めておく。

###### (1) 組織の編成例示



(2) 役割及び活動内容の例示

ア 調査・情報班

災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集と関係機関への伝達及び被災地区の点検

イ 避難誘導班

避難場所の安全確認、説得及び避難誘導

ウ 生活班

備蓄品の確認、管理、炊き出し実施及び配水、救護物資の配分の協力

エ 消火班

出火防止の広報、火災の警戒及び初期消火活動

オ 救助・衛生班

負傷者の救助活動、負傷者の応急措置、移送及び防疫について関係機関に協力

カ 応急班

破損した家屋等の応急修理

6 自主防災組織の活動拠点

町は、公民館、集会所や公園等を自主防災組織の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。

7 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、以下の内容を含む防災計画を定めておくものとする。

- (1) 地区周辺における危険箇所の点検及び状況の把握、対策の立案に関する事
- (2) 地域住民に関する災害時の任務分担に関する事
- (3) 自主防災訓練計画の立案及び町が行う訓練への積極的な参加に関する事
- (4) 防災機関、本部、各班及び各世帯の情報連絡網の作成に関する事
- (5) 出火防止、消火、資機材の配置場所等の周知徹底と点検整備に関する事
- (6) 避難場所、避難道路、避難誘導等の検討に関する事
- (7) 負傷者の救出、搬送、救護所の開設等に関する事
- (8) その他、自主的な防災に関する事

8 施設の自主防災計画

学校、医院等多くの者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設、又は多人数が従事する工場、事業所等で、以下に掲げる施設においては、火災の発生、危険物の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、防災計画を定めておくものとする。

ア 学校、旅館、医院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 石油類、高圧ガス等を製造・保管及び取り扱う施設

ウ 多人数が従事する工場・事務所等で自主防災組織を設け、災害防止に当たることが効果的であると認められる施設

- エ 複合用途施設、利用（入居）事業所が共同である施設
- オ 高齢者、障害者等の要配慮者が利用又は居住する施設

## 第5節 情報収集伝達体制の整備

〈総務課、消防本部、町各課、各防災関係機関〉

町及び各防災関係機関は、震災や各種災害関係の予警報の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急諸活動の動脈となる有線通信施設及び無線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充及び機器の改善を図るとともに、保守管理を徹底し、非常通信ネットワークの万全に努め、災害情報の収集、伝達体制を確立する。

現在、本町において次の有線・無線の通信手段の利用が可能である。

有線・無線の別	通信手段の種別
1 有線施設	(1) 一般加入電話
	(2) 災害時優先電話
2 無線施設	(1) 町防災行政無線（戸別受信機）
	(2) 消防無線
	(3) 滋賀県防災行政無線

地震、風水害や土砂災害等による被害を軽減するためには、迅速かつ正確な情報の伝達を図ることが重要であり、この中で電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話を配備し、緊急通信手段の確保を図る。

また、災害時に電気、電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、防災行政無線（移動系）の整備やその他の無線通信設備の整備を図るとともに、自治会による災害対策活動を人的に支援する方策を導入する。

### 1 地区連絡所及び地区連絡員の配置

#### (1) 地区連絡所の設置

災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談などの活動を行うため、一時避難所等に「地区連絡所」を設置する。ただし、地区連絡所が被災して連絡所の機能を全うできない場合は、指定避難所がその機能を代替するものとする。

#### (2) 地区連絡員の配置

各自治会に設置する地区連絡所には「地区連絡員」を配置する。地区連絡員は、各自治会に住む区長又は住民の中から、自主防災組織が任命する。

### 2 機器の整備

#### (1) 町防災行政無線（移動系）

町は、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難地の応急対策を円滑に実施するため、町防災行政無線（移動系）の整備を進める。

町が整備すべき短期的課題（当面の目標）としては、基地局1基、遠隔制御装置1台及び移動局7局（車携帯型3局・可搬型1局・移動型3局）を設置する。

#### (2) 消防無線

消防本部は、消防救助救急活動を迅速に実施するための消防無線について、年次計画により整備増強する。

#### (3) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

防災関係機関は、情報連絡に用いる電話について、必要に応じ、災害時の電話の混線時にも発

信できる「災害時優先電話」の配備を行う。

(4) 緊急警報放送の受信機器の整備

総務課は、一刻を争う災害情報の受信体制について、各放送局からの緊急警報放送の受信機を整備し、災害時の初動体制を確立する。

(5) 各種防災情報システムの整備

防災関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに整備計画を作成し、資機材等の整備を行う。

**3 既設有線通信施設等の点検・整備**

各施設管理者は、有線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 設置に当たっては、災害時に最も被害の少ない取付位置を選定する。
- (2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。
- (3) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (4) 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行う。
- (5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

**4 既設無線通信施設等の点検・整備**

各施設管理者は、無線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備する。
- (2) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (3) 送受信機、電源装置、空中線の点検及び清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるように整備する。

**5 通信体制の整備**

(1) 無線従事者の確保

町は、町職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

(2) 民間との協力協定の促進

町は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時の協力体制の整備を検討する。

また、電気通信事業者とインターネットの特性を活用した迅速な情報発信ができる環境を整備するため、「災害時に係る情報発信等に関する協定」を締結し、住民への情報提供の手段の強化に努める。

## 第6節 自治体との相互支援体制の整備

〈総務課、町各課〉

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制を整備しておく。

また、南海トラフ地震等により周辺自治体が広域に被災した場合に備え、遠隔地の自治体との相互応援協定の締結推進を図る。

### 1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、町長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

#### ア 支援対策本部

災害対策本部に準ずる。

#### イ 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置する。

### 2 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
救援物資の募集及び送付	
広域一時滞在場所の提供	被災者の受入
ボランティアの募集及び派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供・保健師の派遣	
避難所運営の支援、その他の支援	

### 3 県外市町村との相互応援協定の締結

南海トラフ地震をはじめとする大規模広域災害時には、町のみならず周辺市町も同時に被災することが想定される。

現在、町を含む湖東定住自立圏は、鳥取県中部定住自立圏との相互応援協定を締結しているところであるが、今後も遠隔地との相互応援協定の締結を推進するとともに、災害事例等から得られる知見への対応等、必要に応じて協定内容の見直しや増強を検討する。

## 第7節 業務継続計画策定の推進

〈総務課、企画監理課〉

業務継続計画とは、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる「業務継続」を実現するための計画である。

以下の諸点を踏まえ、情報通信技術部門と全庁的な業務継続計画の策定を推進する。

### 1 業務継続計画の作成

大規模な災害が発生した場合にも住民生活に支障なく速やかに窓口業務等を再開するため、業務継続計画をあらかじめ作成しておく。

#### (1) 情報通信技術部門の業務継続計画の策定

災害時において、地方公共団体のみが保有する住民、企業等に関する情報を消失させることは、必ず回避すべきことである。消失した場合に元の状態に戻すことが不可能な情報にどのようなものがあるかを把握し、最低限のバックアップをすることは、情報通信技術部門としての責務である。

また、バックアップが同時に被害を受けては意味がないため、県外等、同時に被災しない場所への保管、出先機関等での本体とは別の保管、さらに、データを通信回線で結んだ遠隔地に設置した外部記憶装置等に保存することなどにより、信頼性の高い高度なバックアップの実施を検討する。

#### (2) 全庁的な業務継続計画の策定

災害時においても住民生活に必要な業務を継続することは自治体の役割として重要であり、平常時において、災害時に優先して実施すべき以下の業務を選定する。

ア 災害時に必要な応急対策業務（地域防災計画による）

イ 優先度の高い復旧業務

ウ 優先度の高い通常業務

#### (3) 業務継続計画で定める事項

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、以下に示す6要素があげられる。町はこれらの6要素を、業務継続計画の中であらかじめ定めておくものとする。

#### 〈業務継続計画の特に重要な6要素〉

定めるべき事項	概要
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。

定めるべき事項	概要
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。
(5)重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。
(6)非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。

## 2 町が保有するデータの適切な管理

日常の業務において、住民や事業者等に関して多くの重要な情報を扱い、日々更新している。地震等の災害時にも、町が管理している情報については適切に保持することが必要である。

情報通信機器は、停電に備えて予備電源を確保するとともに、耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水の及ばない階層への設置に配慮する。

## 第2章 地震災害予防対策



### 第1節 地震動対策

〈建設水道課、県土木交通部〉

地震時の揺れ（地震動）を防止することは不可能なため、地震動に対して、人的及び物的な被害を軽減するように努める。

#### 1 住宅の耐震化促進

（一財）滋賀県建築住宅センターからの診断員派遣や県等の助言を受けながら、住民に対して耐震診断の実施と耐震補強の実施を啓発し推進する。

また、町の耐震改修促進計画（計画期間：平成20～27年度）の実行結果を踏まえ、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」との整合を図りながら、住宅、公共建築物、一般建築物の耐震化を促進する。

#### 2 住宅等の家具の固定化及びブロック塀等の耐震補強の促進

地震の震動で倒れた家具の下敷きにならないように、重量のある家具の固定化を地震ハザードマップの配布等を通じて住民に啓発を行う。

また、住宅のブロック塀についても、控え壁を設置・増設するなどの耐震補強や生垣への変更等を啓発していく。

##### （1）ブロック塀

既存のブロック塀については、「ブロック塀の点検のチェックポイント」（国土交通省）を用いた安全点検について、町ホームページや広報紙等により所有者等へ周知し、生け垣・フェンスなどへの改修や、必要な指導を行う。

##### （2）転倒・落下物

関係機関と連携し、住民や建築物管理者に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導、取締り、広報に努める。

ア 外装材等のビル落下物

イ 自動販売機等の道路上の障害物

ウ 照明器具等の屋内落下物

#### 3 公共建造物の耐震化

公共建造物を新たに建設する場合には、地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、この特性を勘案した耐震性建造物を建設するとともに、既設の建造物については、耐震性を診断してその補強を行う。

対象となる構造物は、用途・機能別に以下のものである。

- (1) 建物及びその附属施設
- (2) 土木構造物（道路・橋梁・堤防・鉄道等）
- (3) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- (4) その他、特殊構造物等

なお、J R東海道新幹線の高架橋柱の耐震補強については、基本的にJ R東海が対策を実施して達成するものであるが、新幹線の地震被害の重大さに鑑みJ R東海と連絡を密にし、対策の進捗状況を確認していく。

## 第2節 液状化対策

〈建設水道課、県土木交通部〉

液状化の危険性の高い地域では、可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

### 1 液状化発生の防止

- (1) 敷地の排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くならないように配慮する。
- (2) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締固め、液状化しにくい土（粘土・礫）を混ぜ合わせるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締固めを行う。

### 2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎、又は鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎等にする。
- (2) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

### 第3節 地震火災対策

〈消防本部・署・団、総務課、県土木交通部〉

大地震発生時には、揺れによる建築物の破損や倒壊等の直接的な被害とともに、同時多発火災が発生することが考えられるため、出火防止対策や消防力の強化等により、大規模火災の発生を防止する。

#### 1 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に集落地における火災の同時多発が予測され、状況によっては大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気、その他の出火危険のある物の取扱いについて、管理状況等を整備し、火災予防の徹底を図る。

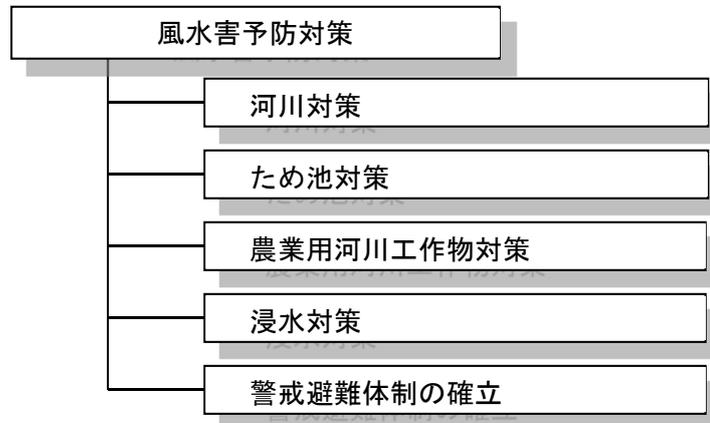
消防機関は、出火防止・初期消火体制を整備することにより、地震発生時に懸念される同時多発火災の発生を未然に防止する。

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、及び初期消火の方法等について指導する。
- (2) 病院等の防火管理者に対し、地震発生時における消防計画の作成及び防火訓練の実施等について指導する。
- (3) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- (4) 危険物施設等の設置又は変更許可に当たっては、危険物の転倒、落下、流出等による火災、爆発等の危険を防ぐため、立入検査等を通じて、行政指導を行う。
- (5) 消火栓及び防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、地震発生時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を、計画的に設置する。
- (6) 地震発生時における火災発生 of 未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、事業所等の自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。
- (7) 地震発生時における通電火災予防のため、各家庭に感震ブレーカーを取り付けることや、屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること等について周知する。

#### 2 一般建築物の防災対応

地震に伴う火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の防災対応を推進する。

## 第3章 風水害予防対策



### 第1節 河川対策

〈建設水道課、総務課、住民課、県土木交通部〉

豪雨時の破堤・溢水等による氾濫から、住民の生命・財産を守るため、河川の改修整備を行う。

県及び町は、各管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから河川整備計画及び河川維持管理計画により逐次、改修整備を図る。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

※河川重要水防区域：資料編参照

#### 1 河川改良・改修事業の推進

- (1) 県は、管理する一級河川について、河川年次計画により逐次、河川を改修整備する。
- (2) 町は、管理する準用河川・普通河川について、河川改良・改修事業の必要箇所の調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次、築堤護岸整備・河川改良・改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を図る。また、国・県に対し、一級河川の整備や一級河川に架かる橋梁の整備・改良について積極的に要望活動を行う。
- (3) 災害復旧事業を推進し、水害の再発防止に努める。
- (4) 改良・改修に当たっては次の点に留意する。
  - ア 極力河床を下げて平地河川とし、河床断面を広げる。
  - イ 流床を処理し、氾濫を防止する。
  - ウ 河川が隣接しているものは、できるかぎり河川を整理統合して改良する。
  - エ 蛇行箇所は、河道法線を改良し、必要に応じて拡幅する。
  - オ 必要に応じて、浚渫（しゅんせつ）、内水排除等の実施する。

#### 2 水防施設の点検・整備

- (1) 一級河川や琵琶湖に流入する中小河川や排・下水路では、本川水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、町は排水施設及び遊水池の整備に努める。
- (2) 既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。
- (3) 平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。

### 3 橋梁の整備

橋梁は、防災活動等の寸断防止上、重要なものである。出水期に流出等のおそれがある河川の橋梁については、架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、地元住民に警戒を促す。

### 4 住民への啓発

浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の投棄を防止するため、住民への啓発を行う。また、重要水防区域や危険箇所等については、町内各世帯に配布する防災マップに記載し、日常的な注意を促す。

## 第2節 ため池対策

〈産業課、ため池管理者、県農政水産部、県土地改良事業団体連合会〉

ため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

### 1 ため池補強事業の推進

平成25年度から平成27年度にかけて県が実施したため池一斉点検の結果において、詳細な調査の優先度が高いと判定された「防災重点ため池」を中心に、町は耐震調査、ハザードマップの作成等を実施する。また、耐震調査により対策工事が必要と判定された場合は、計画的に国の補助事業を活用した対策工事を実施する。

※町内の防災重点ため池一覧：資料編参照

### 2 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。
- (2) 町は、気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、県土地改良事業団体連合会（滋賀県ため池サポートセンター）・水利組合・消防機関・地域住民の協力を得て巡視等、監視体制の強化を図る。

### 3 住民への啓発

町は、防災重点ため池（特定農業用ため池）について、県や地域住民等と連携し、ため池が決壊するおそれ、または決壊した場合に迅速な避難を図れるようにハザードマップを作成するとともに対象地域に配布し、周知に努める。

### 第3節 農業用河川工作物対策

（総務課、産業課、県農政水産部、犬上川沿岸土地改良区）

農業用河川工作物（頭首工、橋梁等）の構造が、不適當又は不十分であるものについて、整備補強等の改善措置を講ずることにより災害を未然に防止する。

#### 1 農業用河川工作物応急対策事業の実施

整備・補強の必要な施設については、施設受益者の申請による補助事業の適用を受け、国・県費の導入を図りながら整備を推進する。

#### 2 施設の点検及び監視体制の強化

出水期に先立ち、操作に支障がないよう整備点検を実施するほか、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

#### 3 ダム管理事務所との連絡体制の強化

町は、上流部にある犬上ダム管理者である犬上川沿岸土地改良区と密接な連絡を取るなど、災害予防のため連絡体制の強化に努める。

県は、洪水被害の低減を図るため、「事前放流ガイドライン（令和2年4月：国土交通省）」を参考に、農業用ダムにおいても、洪水調節可能容量を設定し、基準を超える大雨が予想される場合にあらかじめ貯水位を下げておく事前放流の運用を行う。

## 第4節 浸水対策

〈総務課、企画監理課、建設水道課、産業課、県土木交通部、その他関係機関〉

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制等、総合的な治水対策を実施する。

### 1 霞堤類似施設の整備

犬上川沿いの集落では、霞堤によってこれまで洪水被害の軽減が図られてきており、霞堤の役割を考慮した整備を進め、集落地への被害低減に努める。

### 2 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、犬上川沿岸土地改良区、水利組合等の協力を得て、平素から危険箇所の把握に努める。

### 3 側溝・水溝等の整備等

- (1) 道路の側溝は、年次計画により新設及び改修整備する。
- (2) 水路・水溝は、浚せつ工事を行う。
- (3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。

なお、出水期に流出又は埋没のおそれのある暗渠・橋梁は、地元住民に警戒を依頼するとともに、布設替えや維持補修に努める。

- (4) 既存水路で大雨のときに水路が冠水する箇所については、転落防止のための施設を導入する。

### 4 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制を推進するための施設整備に努める。

- (1) 遊水池の整備
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共施設や公共空地等における雨水放出量の抑制、地下水涵養を図る施設の整備
- (4) 透水性舗装や雨水浸透柵の施工・設置の推進

### 5 建築物の耐水化の奨励

町は、建築物の耐水化について、指導・助成・規制の検討を行う。特に避難所施設についての整備検討を優先する。

- ア 適切な高さの盛土をして建築する。
- イ 高床式（ピロティー化）及び2階以上の建築物とする。
- ウ 防水壁等により遮水する。
- エ 電気施設等の中枢施設を地下や1階に設置しない。

### 6 土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地及び水害常襲地での浸水時の被害軽減を図るために、土地利用等について検討する。

## 第5節 警戒避難体制の確立

〈建設水道課、消防団、総務課〉

風水害予防と人命の安全を第一とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が、円滑かつ効果的に実施されるため、風水害に対する警戒避難体制の確立を図る。

### 1 水防区域の見直しと住民への周知

町は、河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

### 2 水防倉庫及び水防用資機材の整備・点検

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

### 3 気象情報及び水位情報等の活用

町は、国土交通省がインターネットで公表している『川の防災情報』や県の防災行政無線、及び県の『滋賀県防災ポータル』、『滋賀県土木防災情報システム』などを積極的に活用し、広域的な雨量情報や河川水位の迅速な情報の収集・伝達を図る。

### 4 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方がうまく機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。町、消防団は、地域住民による水防活動の強化を推進し、風水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守るという自衛意識を醸成するよう努める。

### 5 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

町は、水防法に基づき、浸水想定区域の指定がある犬上川について、ハザードマップ等により浸水想定区域を住民に周知するとともに、当該浸水想定区域ごとに以下の事項について定める。

(1) 水位到達情報の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内の主として要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地

また、(3)に該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町に報告する。

さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

※洪水浸水想定区域等に係る要配慮者利用施設等：資料編参照

### 6 避難勧告等の発令・伝達マニュアルの整備

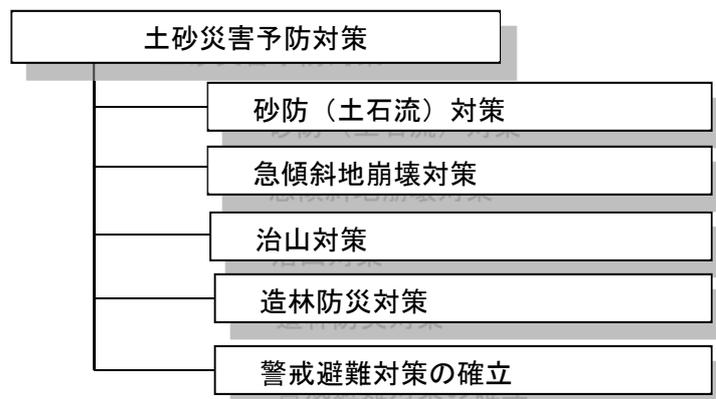
水害の地域特性、収集可能な気象情報、水位情報等を踏まえ、河川管理者や彦根地方気象台等の協力を得ながら、避難すべき区域や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを整備する。

### 7 防災行動計画（タイムライン）の検討

台風等の気象現象は、時として大きな被害をもたらすが、気象予報の精度向上により災害の危険

性をあらかじめ把握することが可能である。このような場合には、町、県、防災関係機関等が連携し、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検、避難準備など事前を実施すべき事項を時系列（危険性の高まり）に整理して災害発生に備える防災行動計画（タイムライン）が有効である。町は、防災行動計画（タイムライン）について、県及び防災関係機関等と連携して導入を検討する。

## 第4章 土砂災害予防対策



### 第1節 砂防（土石流）対策

〈建設水道課、県土木交通部〉

町は、荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、県が実施する次の事業の遂行及び進捗に協力する。

- (1) 荒廃山腹からの土砂生産を抑制するための山腹工事
- (2) 上流山地から流出する土砂を制御し、山脚の固定を図る堰堤工事
- (3) 溪流の河床安定を図り、縦横浸食を防止するための床固工、流路工
- (4) 土石流危険溪流における総合土石流対策事業

また、これらハード整備とともに、土砂災害のおそれのある区域について、住民へ周知する。

#### 1 砂防事業の推進

県は、土石流危険溪流等、土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次、砂防指定地として指定を行い、対策工等の砂防事業を推進する。また、当面对策工の整備が進まない土石流危険溪流について、町は県と連携し、土砂災害警戒区域等の指定により、警戒避難体制の整備を図る。

#### 2 砂防事業の推進要請と危険溪流の周知等

建設水道課は、県に砂防事業の推進を要請するとともに、主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある土石流危険溪流についての看板設置や、住民に対してハザードマップ等の資料による危険溪流の周知及び防災知識の普及に努める。

※土石流危険溪流：資料編参照

#### 3 土砂災害特別警戒区域（土石流）内の行為制限

- (1) 宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為の抑制
- (2) 建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）：資料編参照

## 第2節 急傾斜地崩壊対策

〈建設水道課、県土木交通部〉

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を保護するため、対策工等の整備により、急傾斜地の崩壊を防止する。

### 1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

- (1) 県は、急傾斜地崩壊危険箇所等、崩壊のおそれ著しいと認められる場合は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行う。急傾斜地崩壊危険区域のうち、高さが10m以上の地区においては県執行の国庫補助事業を推進する。
- (2) 建設水道課は、急傾斜地崩壊危険区域のうち、高さが5m以上の地区においては町執行の県費補助事業を推進する。

### 2 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）内の行為制限

- (1) 宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為の抑制
- (2) 建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）：資料編参照

※急傾斜地崩壊危険箇所：資料編参照

### 3 危険箇所等の周知

町は、急傾斜地の崩壊による被害のおそれがある住民に対して、ハザードマップ等の資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及を図るとともに、情報伝達、警戒避難体制の整備に努める。

### 第3節 治山対策

〈総務課、産業課、建設水道課、県琵琶湖環境部〉

山地の土砂流出を防ぎ、山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止の観点からも、山のもつ保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。

※山地災害危険地区：資料編参照

- (1) 復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては、治山面に十分注意した指導・監督を行う。また、山地災害危険地区については、未然に災害を防ぐため見廻りを実施する。
- (2) 育成単層林・育成複層林の整備を行い、民有林を中心とした造林や保育活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。
- (3) 林道の路肩・法面等の崩壊に注意し、より一層の整備に努める。

### 第4節 造林防災対策

〈産業課、県琵琶湖環境部、県中部森林整備事務所〉

森林のもつ土砂の流出防備機能や水源涵養機能により、山林、溪流の崩壊や洪水が防止され、地域の保全が図られていることを深く認識し、森林資源の培養、保護を図るため、県が行う造林事業に協力し、既存施設の機能を維持していくための計画的な保全対策に努める。

## 第5節 警戒避難体制の確立

〈建設水道課、総務課、県土木交通部、消防本部・署、団〉

近年、土砂災害に対しても、水害と同様に警戒避難体制の整備が急がれている。土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するため、事前にこれらに関する施策を実施し、警戒避難体制の確立を図る。

### 1 防災パトロールの実施

町は、関係機関及び自主防災組織等と連携し、梅雨期及び台風期の前等に、土砂災害警戒区域（危険箇所）の防災パトロールを実施する。

### 2 危険区域（箇所）の住民への周知

町は、法指定区域、土石流危険渓流等の看板設置やハザードマップの作成・配布等により、土砂災害警戒区域（危険箇所）の地域住民への周知を図る。

### 3 自衛意識の醸成

町、消防団、消防本部・署は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に、積極的に土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

### 4 情報伝達施設の整備

町は、土砂災害警戒区域（危険箇所）への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれがある山間部への送受信可能な無線設備の設置を検討する。

### 5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が県から指定されたときは、土砂災害警戒区域ごとに、次の事項について定めるとともに、ハザードマップ等の作成・配布により、警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知する。

(1) 土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(2) 避難場所及び避難路

(3) 土砂災害に係る避難訓練

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設）の名称及び所在地

(5) 救助に関すること

なお、(4)に該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町に報告する。

さらに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

### 6 避難勧告等の発令・伝達マニュアルの整備

土砂災害の地域特性、収集可能な気象情報、土砂災害の前兆現象等の情報を踏まえ、県や彦根地方気象台等の協力を得ながら、避難すべき区域や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを整備する。

## 第5章 雪害予防対策

〈建設水道課、県土木交通部、各防災関係機関〉

産業経済の停滞防止と民生の安定のため、除雪体制を整備し、交通の確保と雪害の軽減を図る。  
雪寒対策期間は、例年12月1日より3月20日までの110日間とする。

### 1 除雪計画の策定

除雪対策本部（事務局は建設水道課に置く。）は、毎年、除雪計画を策定する。

町内主要道路の除雪路線の選定については、地域差をなくし、地域住民に密接したものでなければならないことなどを考慮し、除雪機械進入の可否及び現有機械の能力により定める。

また、除雪の実施区分の分担については、県は国道307号及び県道、町は特に交通の確保を必要とする主要路線とする。

### 2 町内主要道路の除雪体制の強化

建設水道課は、冬期における町内道路交通の安全を確保するため、平常時から主要道路の除雪及び凍結防止等を目的として、除雪機械及び要員の整備等を図り、除雪体制の強化に努める。

#### （1）除雪機械の整備

ア 平常時より平均積雪深度に対して、除雪の完全を期するよう機械の整備を行う。

イ 計画深度を越える豪雪又は緊急除雪を要する場合に備え、町内の建設業者等からの借上げ計画を定めておく。

ウ 集落内除雪協力のための除雪機械購入費への補助金を交付する。

#### （2）凍結防止対策

道路管理者は、冬期における主要道路の凍結を防止し、道路交通の安全を図るため、凍結のおそれがある場合は、凍結防止剤（塩化カルシウム）を散布する。また、凍結のおそれのある場合の注意喚起として、一般住民に対し次の事項の周知徹底に努める。

ア 凍結のおそれのある場合には、道路に水をまかない。

イ 道路にみだりに雪を積んだり、雪水等を捨てたりしない。

ウ 車両運転者は、土砂、石、水等を落としながら走行しない。

### 3 広報及び連絡

積雪及び凍結地域における道路交通の確保と雪害予防のため、次の広報活動を実施するとともに、関係機関と相互連絡を密接に行いその対策に当たる。

#### （1）交通規制や気象情報の案内板の設置

冬期の道路交通の案内のため、路面の積雪・凍結及び交通状況を明示する。

#### （2）除雪作業の一般協力要請

積雪は、交通上の障害のみならず、消防水利（消火栓・防火水槽）を覆い隠し、火災時における消火活動の阻害要因ともなることから、これらを含めた除雪作業に対し、住民の積極的な労働提供の協力が得られるよう、平常時から除雪作業の一般協力要請に努める。

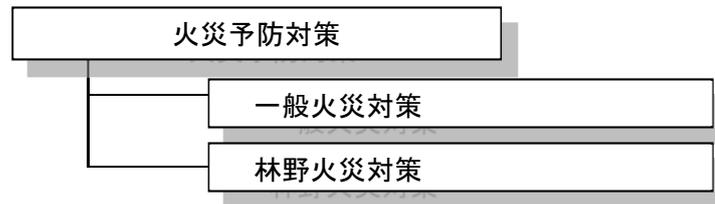
#### （3）関係機関との連絡

彦根警察署と密接な連絡を行い、迂回路の周知連絡等、広報の一元化を図る。

#### 4 消防本部の応援体制

消防本部は、除雪に関し関係機関より出動要請があったときに遅滞なく対応できるよう、あらかじめ具体的な計画を定め、協力出動する。

## 第6章 火災予防対策



### 第1節 一般火災対策

〈総務課、消防本部・署、団〉

住民等の防火意識の欠如や防火対象物における防災設備の不備、及び事業所等における防火管理体制の欠如等の火災発生要因を排除することで、火災の発生を未然に防止し、また、発生時における延焼等の被害の軽減を図るため、火災予防指導の徹底、消防力の強化・充実を行う。

#### 1 消防力の強化・充実

##### (1) 常備消防力（消防本部・署）の整備

消防力とは、「人」、「機械」、「水」、から構成される。「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、態様の変化に対処できる必要消防力を算定し、増強・更新年次計画を樹立するものとする。

##### (2) 非常備消防力（団）の整備

自治会や自主防災組織の活動支援を進めることにより、団員の確保を図るとともに、消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

##### (3) 通信施設の整備

消防緊急情報システム及び現有の無線・有線通信施設の整備・強化を図り、情報ネットワーク化の構築を推進する。

##### (4) 消防水利施設の整備

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第3号）に基づき、必要水利施設を算定し、その整備を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い、整備を図る。また、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を進める。

##### (5) 消防水利

消防水利施設の不足状況と合せ、近年の防災意識の高まりから、より安全なまちづくりを推進するため、消火用水として集落内の水路の流水利用を図る。ただし、流量が季節によって変動することを考慮し、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を優先する。また、河川、ため池等の状況把握等、自然水利・指定水利の活用体制の構築を図る。

##### (6) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足または道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図るとともに、狭隘道路等の拡幅、電柱撤去（電線埋設）、隅切り及び駐車車両の排除等を促進するよう、関係機関と調

整を図る。

(7) 化学消防資機材の整備充実

化学消防ポンプ自動車等の整備・増車、資機材の充実、高度化を図る。

査察活動の一環として事業所に対し、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄と、使用訓練の励行を指導していく。

2 火災予防

(1) 防火対象物

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物等について、消防法第4条により関係者に対し、次の措置をとる。

ア 防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りする学校等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導及び消防用設備の点検指導及び自衛消防組織の充実・促進の指導を徹底する。また、今後においては、消防法施行令別表第1の特定防火対象物の防火管理者に対する再講習の実施も併せて考える。

イ 消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火及び避難のため、消防用設備の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

(2) 予防広報活動

住民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、火災の未然防止、初期消火及び早期通報・避難について各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

ア 毎月7日の防火宣伝の日、春秋火災予防運動及び文化財防火デー等

イ 街頭広報、巡回広報及び無線放送等

ウ 広報紙及び消防リーフレット

エ 防火座談会の実施

## 第2節 林野火災対策

〈総務課、消防本部・署、団〉

林野火災の原因は、たばこ・たき火等火気の取扱い・不始末によるものが大部分を占めており、消火体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

### 1 監視体制等の強化

平素から火入れ等に関する許可取得や届出義務の奨励により、監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、林野火災の発生が予想される場合又は火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

- (1) 火入れの制限・禁止
- (2) 森林内作業、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
- (3) 巡回パトロールの実施・強化

### 2 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防災資機材の整備に努める。

### 3 消火体制の強化

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次のような施策により消火活動の有効敏速化を図る。

- (1) 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
- (2) 消火活動に従事する人員及び消火資機材の輸送円滑化のため、林道の整備を促進する。
- (3) 森林所有者又は管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

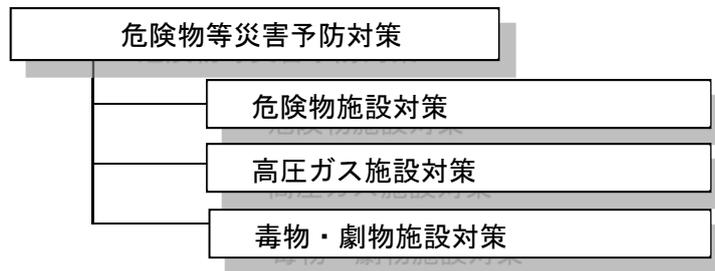
### 4 防火意識の啓発

人為的原因を極力除去するため、一般住民並びに森林内作業、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。

火災危険の高い時期においては、消防団等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な次の事項について注意、指示、指導を行う。

- (1) 立看板・標識の設置と補修
- (2) 火気注意事項の掲示、チラシ・パンフレット等の配布
- (3) 林野火災の多発する3～4月にかけての予防広報等の実施
- (4) 林野火災予防啓発普及キャンペーン（毎年3月25日から5月31日まで）の実施

## 第7章 危険物等災害予防対策



### 第1節 危険物施設対策

〈総務課、消防本部・署、団〉

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。

※危険物貯蔵所：資料編参照

#### 1 保安教育の実施

消防本部は、保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。

#### 2 指導・規制の強化

消防本部は、危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (2) 危険物の取扱い、運搬、積載の方法
- (3) 危険物施設の管理者、保安監督者
- (4) 予防規定の作成及び貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
- (5) 危険物施設周辺環境整備

#### 3 危険物運搬車両等の街頭取締り（危険物）

消防本部は、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを彦根警察署等関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の災害予防意識の向上を図る。

#### 4 自主防災力の強化（危険物）

- (1) 消防本部は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。
- (2) 消防本部は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定等の締結を促進する。

#### 5 消防資機材の整備（危険物等）

- (1) 消防本部・署は、化学車等、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 関係事業所は、危険物事業所における化学消火剤及び必要機材の備蓄を促進する。

## 第2節 高圧ガス施設対策

〈消防本部・署、近畿経済産業局、防災危機管理局、関係事業所等〉

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、規制指導の強化、保安意識の高揚、応急保安対策の周知等を重点的に推進する。

※危険物貯蔵所：資料編参照

### 1 規制・指導の強化

消防本部は、次の規制・指導の強化を実施する。

- (1) 関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安及び立入検査を強化する。
- (2) 各事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持について、自主保安体制を徹底するよう指導する。
- (3) 関係機関との密接な連携・協力のもとに規制及び指導を行う。

### 2 保安思想の普及、防災教育の実施

関係各課は、次の保安思想の普及及び防災指導を実施する。

- (1) 高圧ガス保安法の周知徹底を図る。
- (2) 各種講習会・研修会を開催する。
- (3) 高圧ガス取扱いの指導を行う。
- (4) 危害予防週間を実施する。

### 3 応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合又は近隣火災、その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じ、また上記の事態を発見した者は、直ちにその旨を消防機関及び警察に通報するよう周知徹底する。

- (1) 高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し、地中に埋めるとともに、作業員以外は避難させる。
- (2) 製造施設又は消費施設等が危険な状態にあるときは、消費作業等を中止して、施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

### 4 自主保安体制の整備

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

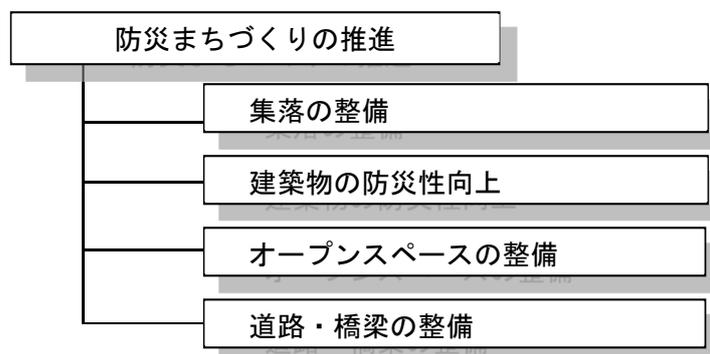
### 第3節 毒物・劇物施設対策

〈総務課〉

毒物又は劇物による災害事故を防止するため、毒物・劇物製造者、販売業者及び業務上取扱者を重点に、事故防止について指導する。

- (1) 毒物・劇物関係業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物・劇物関係業者に対する講習会の開催
- (3) 事業者の自主点検体制の確立
- (4) 毒物・劇物業務上取扱施設における毒物又は劇物の保有状況実態把握
- (5) 毒物・劇物が、洪水時に水に浸かることがないような保管位置の検討

## 第8章 防災まちづくりの推進



### 第1節 集落の整備

〈建設水道課、企画監理課〉

町域内の集落部は、木造・低層建築物が建っており、地震・火災等の災害が発生すると、人命・財産に大きな損害を与える危険性がある。こうした災害の発生を防止するため、建築物・公共施設等の整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強いまちづくりを推進する。

#### 1 防災マップの活用

各地区で防災マップを作成するときに出された地区の意見・意向を参考に、防災上の問題点の解消に向けた整備について、地区の意見も聞きながら優先度の高いものについて順次整備を進めていく。

また、地区の防災マップについては、およそ5年ごとに見直しを図るものとする。

#### 2 良好なコミュニティの形成

地震や風水害、土砂災害等の災害を最小限に抑えるため、地域で助け合う「共助」の考えに基づき、防災活動をはじめ、まちづくり活動を推進することにより、各集落の良好なコミュニティの形成に努める。

## 第2節 建築物の防災性向上

〈消防本部、建設水道課、総務課、教育委員会、人権課〉

不特定多数の者が集まる施設、大型化した特殊建築物、公共施設及び一般住宅等、個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震、耐火及び耐水建築物の建築、補修及び防災設備の整備等の指導、奨励を実施する。

### 1 特殊建築物の予防査察

大規模工場や大規模小売店等の特定・不特定多数者が使用、出入りする特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対する行政指導体制を強化する。

### 2 公共建築物の耐震・不燃及び耐水化

学校、庁舎、公民館等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における避難救護施設として利用される。これらの施設の新・増築に当たっては、耐震・耐火性の強化促進とともに、耐水性を伴うようにすることとし、次のような防災機能の補修・補強に努める。また、既存の公共施設、特に避難施設として指定されている公共施設については、耐震診断を行い、耐震補強等によって防災性能の向上を図る。

- (1) 既存の木造建築物の不燃・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
- (4) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空地の確保に努める。
- (6) 新・増築に当たっては、耐水化整備に努める。

### 3 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

- (1) 建築確認同意時に、関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
- (2) 消防法による消防用設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。
- (3) 一般個人住宅等の火気使用室の内装制限について指導する。

### 4 高齢者、障害者等が居住する施設の防火対策

グループホーム等要配慮者が居住する施設については、自動火災報知器、火災通報設備、スプリンクラー等の設置を促すとともに、建物の防災性能の向上を図り、火災時に居住者が安全に避難できるように努める。

### 第3節 オープンスペースの整備

〈建設水道課、産業課〉

集落におけるオープンスペース（公開空地）の存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動、物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすので、その重要性を認識し、防災上必要な避難空間の確保と防災機能の向上を図るため、防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

※公園：資料編参照

#### 1 都市公園、草の根広場の整備

災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有する都市公園、草の根広場の整備を推進する。

整備に当たっては、できるだけ都市公園、草の根広場及び学校等公共用地などの広場は拠点的に配置し、道路等により連担化を図るとともに、植栽及び樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。

#### 2 農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の空間として、また、防災上有効なオープンスペースとして農地の保全を図れるよう、各種の施策を検討する。

## 第4節 道路・橋梁の整備

〈建設水道課、県土木交通部〉

道路は、単に人・物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性等、多くの機能を有する。

町は、防災機能の観点から、町管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国・県道に関しては、各管轄機関に対して、防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

※道路の現況：資料編参照

### 1 幹線道路の整備

災害等に対する対策工の整備等、道路災害の予防措置を推進する。その他、次の点に留意する。

- (1) 本町の道路網の骨格として、体系的に秩序ある整備を推進する。
- (2) 車道と歩道を分離した広幅員道路の新設又は拡幅改良を行う。
- (3) 避難施設、オープンスペース等とのアクセスの確保を図る。

### 2 緊急輸送道路の整備

町は、県指定の緊急輸送道路（第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路）と町内の主要防災拠点等を連絡する道路を第三次緊急輸送道路として指定し、災害時において各防災拠点を効果的に連絡するネットワークとして機能できるよう整備を推進する。

※緊急輸送道路及び避難路：資料編参照

### 3 生活道路の整備

- (1) 防災対策等、安全性に配慮するとともに、バリアフリー化を図るなど、幅員、構造上の整備・改良を推進する。
- (2) 行き止まり、三叉路、曲折等を解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
- (3) 商店街等の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

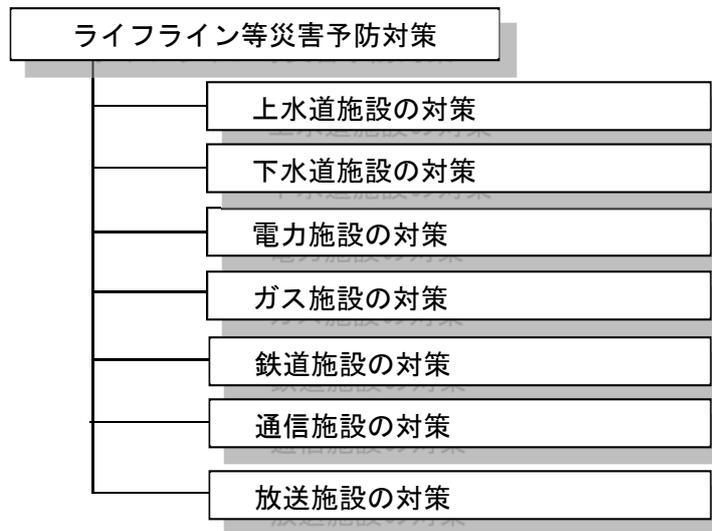
### 4 道路環境の整備

- (1) 災害時に危険・障害物となる路上駐車車両をなくすため、住民営の駐車場の確保を図るとともに、集落単位での共同駐車場の確保に努める。
- (2) 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路については、植栽に難燃性樹種を選定する。
- (3) 災害時の避難誘導を考慮した道路標識・案内板を整備する。
- (4) ブロック塀、ショーケースや看板類等の沿道危険物について、転倒・落下の防止安全対策を講じるよう管理者に対して指導する。

### 5 橋梁の整備

- (1) 橋梁の耐水害性の点検を行い、老朽化が著しく、地震災害時の落橋・破損の危険性が大きい橋梁の架け替え・補強を行う。
- (2) 交通のボトルネックとなる幅員の狭い橋梁の架け替え・拡幅を行う。
- (3) 新設の橋梁については、免震構造を積極的に導入し、また、架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。

## 第9章 ライフライン等災害予防対策



### 第1節 上水道施設の対策

〈建設水道課、日本水道協会滋賀県支部〉

上水道施設について、災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備を推進する。

#### 1 耐震化計画の策定

本町は、水道施設の数是比较的少ないものの、管路の総延長は100km以上になることから、効率的な耐震化を図るため、耐震化計画を策定し、順次、施設の耐震化事業を進める。

水道施設については、耐震診断を行うとともに、現在の耐震基準に沿った整備レベルを定め、その結果に基づき耐震化等の対策を行う。

##### (1) 基幹的施設の耐震化

災害時における飲料水の確保を図るため、応急給水拠点となる配水池や浄水場については、優先的に耐震化を図る。

##### (2) 基幹管路の耐震化

送水管等の基幹管路や、災害時における指定避難所への給水管路等、重要管路については優先的に耐震管路への整備を進める。

#### 2 応急復旧体制の整備

町は、非常時に備えて、水源事故、地震時における危機管理マニュアルを作成している。建設水道課は、非常時に迅速な対応が出来るように、危機管理マニュアルに沿った応急復旧操作等の習熟を図る。

被災時における水道施設機能の早期回復を図るために、隣接事業者との相互応援体制の整備を行う。また、多賀町との緊急連絡管路を整備し、災害時に迅速な対応ができる協力体制を整備する。

## 第2節 下水道施設の対策

〈建設水道課、県琵琶湖環境部〉

住民の快適な生活環境の実現と、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するための有効な手段として、汚水排除を目的とした下水道は、町における必要不可欠、基幹的な施設であり、これらを災害から保護し生活の安定を図る。

琵琶湖流域下水道計画に基づき、特定環境保全公共下水道事業によって計画的に整備促進する。また、これらの整備と併せて、防災の視点から下水道施設の安全化対策を推進する。

### 1 施設の耐震化の推進

県の下水道事務所と連携し、既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ耐震対策について検討し、実施する。

### 2 下水道危機管理機能の強化

下水道施設等が被災した場合でも、速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、下水道業務継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを行う。

### 第3節 電力施設の対策

〈関西電力送配電株〉

電力施設の耐震性の強化、及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

※ライフライン関係連絡先：資料編参照

#### 1 計画方針

災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

#### 2 現況

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

#### 3 事業計画

##### (1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力送配電は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

##### ア 水害対策

###### (ア) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合には、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

###### (イ) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

##### イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

##### ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

###### (ア) 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策(リング等)を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止また

は拡大防災に努める。

(イ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(ウ) 配電設備

線まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設定、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーモロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

オ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、上質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

(2) 防災業務施設および設備の整備

関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

ア 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

(イ) 地震動観測設備

イ 通信連絡施設および設備

(ア) 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、勧告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

a 無線伝送設備

(a) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

- (b) 移動無線設備
- (c) 衛星通信設備
- b 有線伝送設備
  - (a) 通信ケーブル
  - (b) 電力線搬送設備
  - (c) 通信線搬送設備、光搬送設備
- c 交換設備（防災関係機関との直通電話含む。）
- d IPネットワーク設備
- e 通信用電源設備

(イ) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

エ コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

(ア) 消防関係

- a 消火栓
- b 各種消火器具および消火剤
- c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

カ 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

(ア) ガス検知器、漏油検知器

(イ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ その他災害復旧用施設及び設備

電気施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保

し、整備・点検を行う。

ク 防災機関との事前連携

関西電力送配電は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるように努める。

(3) 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。

ア 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

エ 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に仮置場について、非常事態時での借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(4) 電気事故の防止

関西電力送配電は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため次の事項を実施する。

ア 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ 広報活動

(ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

a 無断昇柱、無断工事をしないこと。

b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付けすること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- h その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(5) 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) 防災訓練

関西電力送配電は災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(7) マニュアル類の整備

関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

#### 第4節 ガス施設の対策

〈大阪ガス(株)、一般社団法人滋賀県LPガス協会〉

ガス施設の耐震性の強化、及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災をはじめ風水害及び土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

※ライフライン関係連絡先：資料編参照

※危険物貯蔵所：資料編参照

地震発生地域でのガスによる二次災害防止と、被災地域におけるガス供給の確保並びにガスの製造供給に係わる設備面及び運用面について総合的な震災予防対策を推進する。なお、上記の協会はLPガスに関する防災知識の普及等に努めるよう求める。

##### 1 定期点検による機能維持

LPガス関連施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所要の機能を維持する。

##### 2 地震計・感震器の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所に地震計若しくは感震器を設置する。

##### 3 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進する。

- (1) 移動無線系による通信体制の強化
- (2) 近畿地方非常通信協議会及び各地方機関との相互協力体制の充実
- (3) 緊急時の通信統制のルート化

##### 4 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置等、組織体制及び初期活動要領を定める。

##### 5 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員、体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。また、各事業所においては、応援体制、設備の応急修理等、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む。）を行う。

##### 6 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から利用者に対し次の事項について周知を図る。

- (1) 元コックの閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置
- (2) ガス漏れなどの異常に気付いた場合の措置
- (3) その他、災害予防に必要な事項

##### 7 各事業所間の協力体制

大阪ガス(株)及び(一社)滋賀県LPガス協会は、地震発生時等の相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

## 第5節 鉄道施設の対策

〈東海旅客鉄道(株)新幹線運行本部、近江鉄道(株)〉

鉄道施設の耐震性を強化し、震災をはじめ風水害、土砂災害等の被害を最小限にとどめるよう、施設ごとに予防措置を講ずる。

※ライフライン関係連絡先：資料編参照

### 1 東海旅客鉄道(株) (東海道新幹線)

新幹線は、地震動早期検知警報システム（ユレダス）を構築している。

橋梁については、昭和51年度から橋げた転落防止工の設置を進めている。

鉄道施設の 延長	鉄道施設の 内 訳			
	切取・盛土	橋 梁	高架橋	トンネル
1,973m	1,263m	312m	398m	0m

比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋げた支承部分等）を抽出し地震時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して、逐次、補強工事を進め強化を図ることとし、以下の計画及び対策を推進する。

#### (1) 早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に地震動早期検知警報システム（ユレダス）を東海道新幹線に導入してきたが、引き続き地震発生時にいち早く列車を緊急停止させる早期地震警報システム（テラス）を平成17年から導入した。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組みを推進する。

#### (2) 施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っている。

また、関東大地震級の烈震には十分耐えられるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋げた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し、今後とも逐次、補強工事を進め強化を図っていく。

#### (3) 防災訓練

災害発生においても、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

### 2 近江鉄道(株)

地震による線路の被害は、盛土部では路盤の亀裂・陥没・沈下・隆起等が、また、切取部では土砂崩壊、落石等が予想され、これらの現象に伴い、線路及び線路構造物の破壊が予想される。

橋梁については、経年及び河床低下等の影響により老朽化しているもの、また、耐震上不十分なものが見受けられる。

区 分	トンネル	橋 梁	高 架	平 地	計
延長距離	0m	(1箇所) 165.03m	0m	1,829.97m	1,995m

土砂崩壊、落石等の危険箇所については、法面防護工を施工し、また老朽橋梁については、架け替え・補強等を推進し、地震災害に対し万全の措置を講ずることとし、以下の計画及び対策を推進する。

(1) 震度計の設置

運転司令室（CTCセンター）に震度計を設置し、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、二次災害の防止を図る。

(2) 施設、設備の耐震性の確保

ア 線路の整備

(ア) 線路の高盛土部、切取部の調査

線路の高盛土部及び線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検・調査し、必要に応じて防災対策を実施する。

(イ) 橋梁の整備

橋梁について点検・調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。

イ 救援車両、非常用資機材等の整備

震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるよう点検、整備を励行する。

## 第6節 通信施設の対策

〈総務課、防災危機管理局、西日本電信電話㈱滋賀支店〉

大地震発生時における通信の疎通維持、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置が採れるよう、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

また、通信機器や非常電源など平素の使用頻度が極めて少ない設備については定期的に点検を行うとともに、使用方法等に関する職員講習や自治会講習などを実施し、防災施設・設備の維持保全に万全を期すものとする。

### 1 県防災行政無線通信施設

防災危機管理局では、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策について以下のように示している。

- (1) 災害を未然に防止するため、各無線局の施設及び各機器の機能について、降雨・雪期前等に定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握及び補強・補修を行う。
- (2) 応急機器としての可搬型移動局（全県）の増強及び幹線系障害時のバックアップ用としての衛星車載局の整備を推進する。
- (3) 幹線系の途絶を防止するため、2ルート化を推進する必要がある。

### 2 電信電話設備

西日本電信電話㈱滋賀支店においては、予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び災害復旧対策の確立に努める。

- (1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の局舎内外の巡回点検による施設の補強等の予防策を行う。
- (2) 主要な伝送路について、多ルート化あるいはループ化を実施する。
- (3) 災害用伝言ダイヤルの活用方法について住民への周知を行う。

## 第7節 放送施設の対策

〈日本放送協会大津放送局、(株)京都放送滋賀放送局、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、エフエムひこねコミュニティ放送(株)、びわ湖キャプテン(株)〉

地震、風水害や土砂災害等の発生時における放送電波の確保、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置が採れるよう、耐震・免震性の向上を図るための諸施策を講じ、予防措置に万全を期す。

### 1 日本放送協会大津放送局

地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護、応急及び復旧を図るために、施設の対震補強、放送機器の落下・転倒・移動防止等の対策を積極的に推進する。

### 2 (株)京都放送滋賀放送局

非常災害時に人身・設備の被災を最小限にとどめるための防護施策に万全の措置を講じ、有事の際に放送電波を確保し、民心の安定に寄与する。当面、演奏所及び送信設備を耐震構造とし、かつ非常用放送機を設置、各通信回線を自営化し被災時の放送中断を最小限にする。動員計画においても訓練・整備を行い、通信手段の充実を図る。

### 3 びわ湖放送(株)

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器・施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努力する。

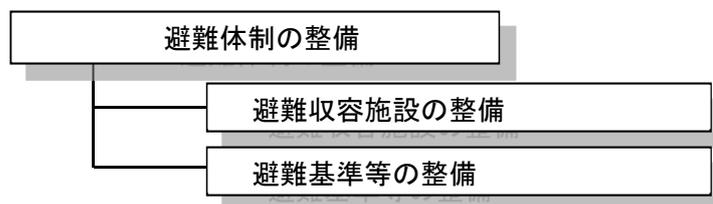
### 4 (株)エフエム滋賀

非常災害時、又は発生のおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。

### 5 エフエムひこねコミュニティ放送(株)、びわ湖キャプテン(株)

各コミュニティFM局は、災害発生時に放送業務を確保し、速やかに災害情報などの送出ができるよう、施設や機器等の耐震化等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

## 第10章 避難体制の整備



### 第1節 避難収容施設の整備

〈総務課〉

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難により住民の安全を確保するとともに、災害により被災した住民の生活を維持するため安全で快適な避難収容施設を提供することが必要である。町は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の避難収容施設の整備を推進し、住民の安全を確保する避難体制の整備を図る。

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

災害時に住民が緊急に避難する指定緊急避難場所、災害により被災した住民が被災時に生活する指定避難所について、以下のとおり定義する。

##### (1) 指定緊急避難場所

災害の発生するおそれがある場合又は災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を、指定緊急避難場所として、異常な現象の種類ごとに町が指定する。

##### (2) 指定避難所

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を、指定避難所として、町が指定する。

#### 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備

災害から住民の安全を守るため、身近なところに安全な避難施設を整備することが必要であり、小学校区を単位とした「防災ブロック」ごとに、指定緊急避難場所及び指定避難所をバランスよく指定・整備する。

##### (1) 指定緊急避難場所の指定

風水害時の指定緊急避難場所に学校体育館等の建築物を、地震時の指定緊急避難場所に学校グラウンド等のオープンスペースを指定する。

###### ア 風水害時の指定緊急避難場所

風水害時に水害や土砂災害の危険がない場所に立地する小・中学校の体育館等を指定緊急避難場所として指定する。

###### イ 地震時の指定緊急避難場所

地震時に建物の倒壊や火災の危険がない場所に立地する小・中学校のグラウンド等を指定緊急避難場所として指定する。

表 指定緊急避難場所配置の考え方

災害の種別	防災地区	防災ブロック
風水害	一時避難所 (地区の公民館等)	指定緊急避難場所 (小・中学校の体育館等)
地震	一時避難所 (公園等)	指定緊急避難場所 (小・中学校のグラウンド 等)

(2) 指定避難所の指定

ア 指定避難所

被災した住民が一時的に生活する施設として、災害による被害のおそれのない、公民館等の公共施設や多くの住民を収容できる小・中学校の体育館等の施設を指定避難所として指定・整備する。

また、指定避難所においては、多人数で共同生活を送ることが困難な要配慮者を収容するための福祉避難室を設置する。

イ 福祉避難所

指定避難所の福祉避難室での生活を送ることが困難な、特別な支援を必要とする要配慮者の避難生活を支える施設として、保健福祉センターを福祉避難所として指定・整備する。保健福祉センターだけでは収容能力が不足する場合に備え、町は町内の社会福祉施設と収容可能数等について協議し、災害時の協力協定を締結するなど、福祉避難所の確保を進めるものとする。

表 指定避難所配置の考え方

避難所の種別	防災地区	防災ブロック	町全域
指定避難所	一時避難所 (地区の公民館等)	指定避難所 (小・中学校の体育館 等)	—
福祉避難所	—	—	福祉避難所 (社会福祉施設等)

※指定緊急避難場所、指定避難所等：資料編参照

(3) 指定避難所の見直しと抽出基準

指定避難所は、自然社会状況の変化に応じてその指定を見直すものとする。適切な指定避難所は、次の基準により選定する。

指定避難所選定基準

災害の特性・施設の立地状況・構造・階数・規模及び用途の観点から安全で適切な施設を選定する。

- ア 立地の状況→災害危険性が小さいと予想される場所
- イ 構造→耐火・簡易耐火
- ウ 階数→2階以上
- エ 規模→収容人数50人以上
- オ 用途→災害時の使用に問題がない（公共施設が主体）

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所は、防災ブロック内の拠点施設として位置づけ、必要に応じて、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備を図るほか、次の施設の整備に努める。

ア 避難場所としての機能の整備

イ 防災活動拠点としての強化

(ア) 人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

(イ) 防災活動設備の整備

有線・無線通信機器の整備を図る。

表 指定緊急避難場所及び指定避難所が備えるべき施設と設備

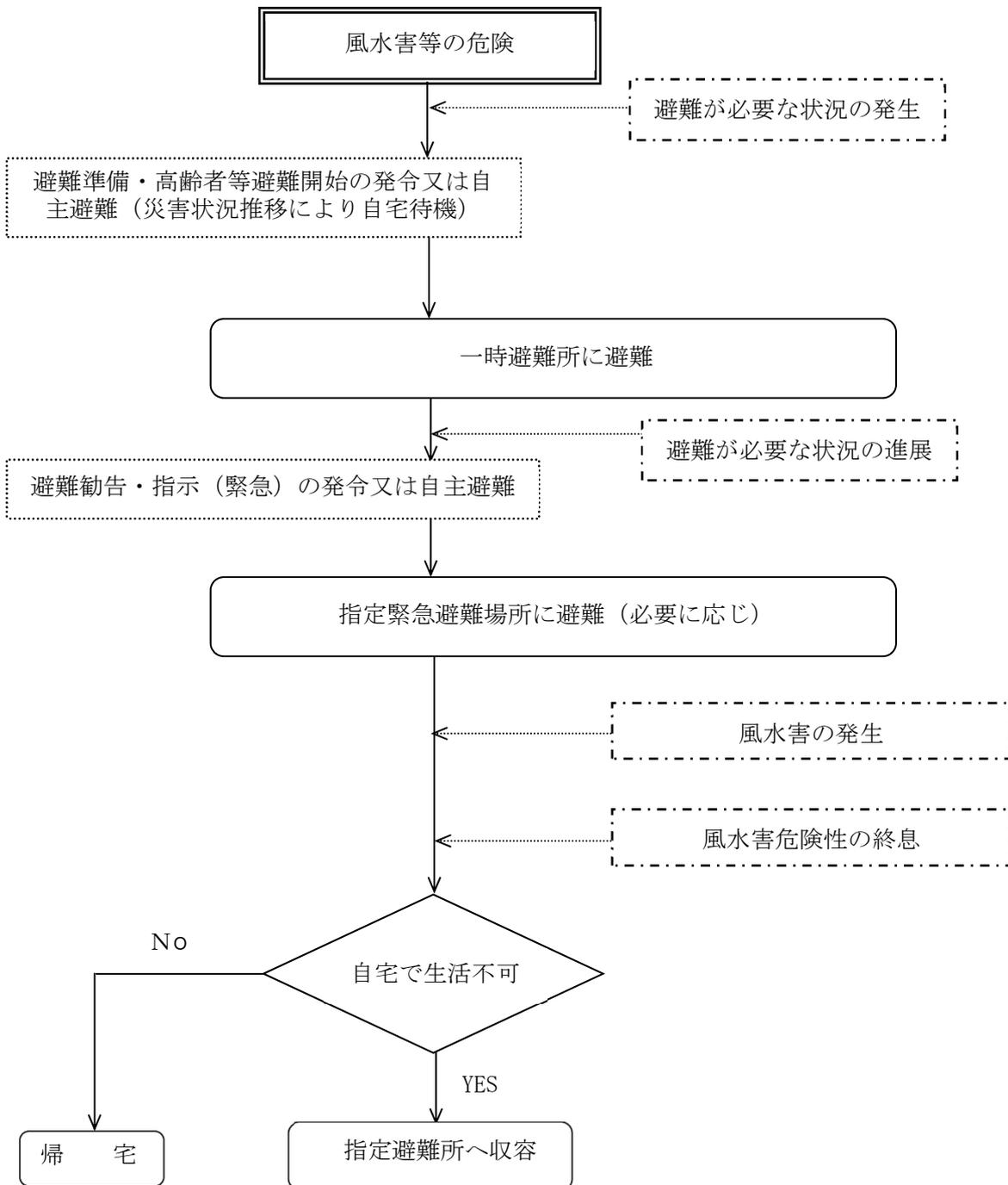
項	目	内 容
避難場所 及び その附属 施設	避難広場	芝生広場、グラウンド、駐車場
	避難地内通路	道路、通路
	出入口施設等	門、へい
	防災樹林帯等	防護壁、樹林
防災施設	防災センター機能	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設
	貯水施設	飲料水施設
	応急施設	仮設トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ごみ捨場
	備蓄施設	食料、医療品、炊出用具
	誘導施設	照明施設、案内板、ランドマーク
	情報施設	受信・発信無線施設、広報装置、情報用具（携帯無線）
	消防・水防施設	防災設備（土のう、放水銃、消火機械等）、工作用具、破壊用具、工作材料、運搬具（担架等）

(5) 一時避難所

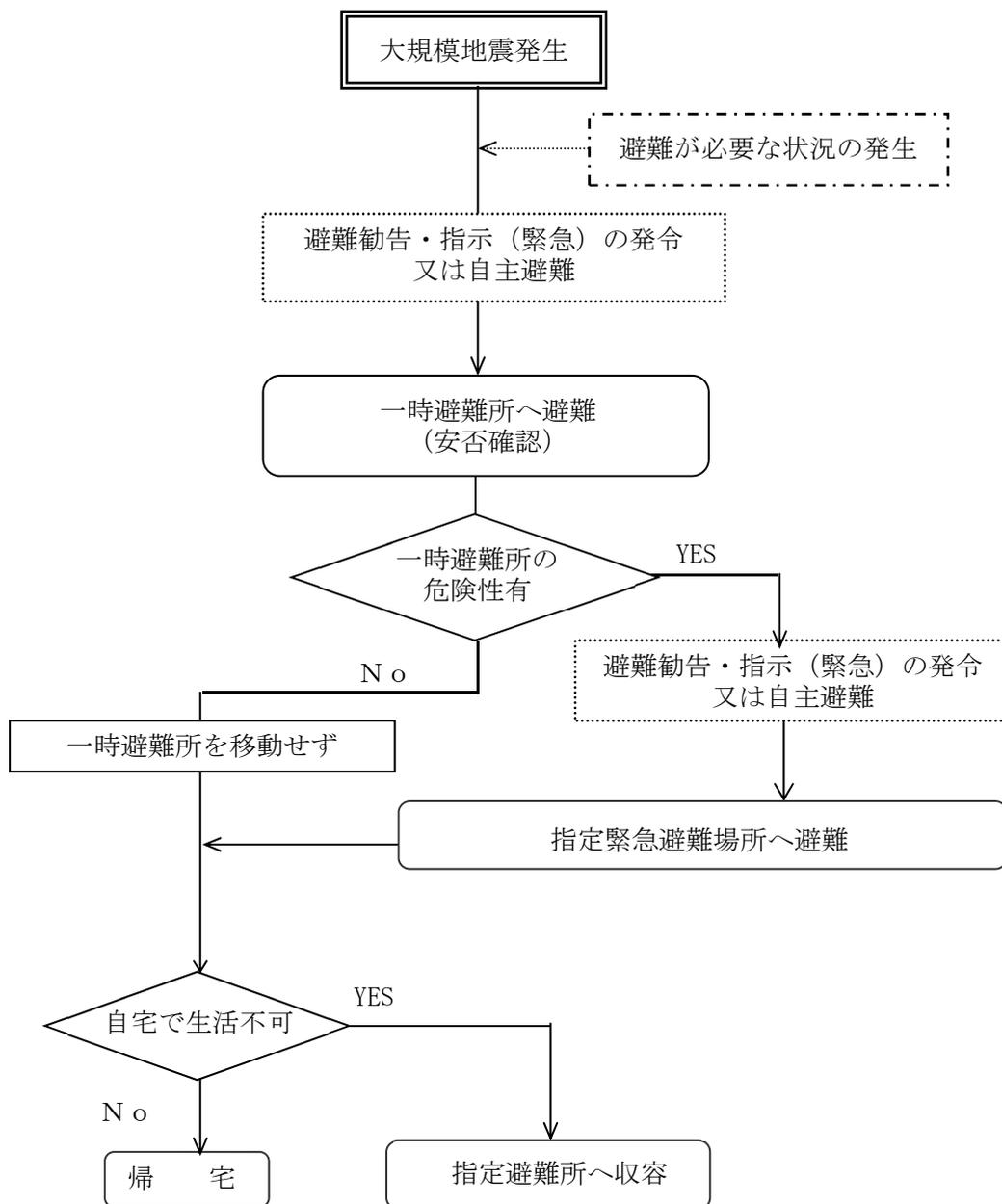
防災地区ごとの身近な避難施設として、公民館や公園を一時避難所とする。自治会など一定の地域単位で応急的に集団を形成するので、地域の生活圏を考慮の上設置するが、管理運営の主体は地元自治会とする。

3 本町における災害時の避難フロー

[風水害時における避難フロー]



[地震時における避難フロー]



#### 4 避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。

- (1) 町が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。
- (2) 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。
- (3) 迅速な施設開設のため、施設管理者との連携体制の強化や適切な鍵の管理徹底に努める。

#### 5 避難施設の安全対策

避難施設として、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を図る。

(1) 安全確保

ア 盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備

優先して耐水化対策を図る避難場所として次のものがある。

(ア) 特に重要な水防区域から近距離（ほぼ300m以内）にある避難場所

(イ) 河川に近接している避難場所

イ 避難場所及び周囲の不燃化（消火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。）

優先して不燃化・防火対策を図る避難場所として次のものがある。

(ア) 延焼危険が高い地区が連続する地域内にある避難場所

ウ 一時避難所の耐震化等

指定された集落内の避難所については、耐震性能の確認を行い、性能が不足する場合は耐震改修等を速やかに実施する。

また、これと併せて障害者等の利用にも対応できるよう、施設のバリアフリー化や必要な支援体制の整備を進める。

(2) 迅速な収容の促進

ア 避難場所案内図の整備

イ 誘導標識等の整備

ウ 避難場所表示板の整備

エ 入口付近の拡張、障害物の除去、適切な照明

オ 駐車場の確保

(3) 収容者の滞在援助

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

## 6 避難路の検討

要避難地域から指定緊急避難場所までの安全な避難路の確保のため、避難路又は避難路として整備すべき道路の指定等の検討を行う。

また、各集落内から集落周辺で位置づけられた一時集合場所までの安全な避難路については、各自治会との協議に基づき整備方針等を定めるものとする。

(1) 避難路は、次の点等を考慮し、その設定の検討を行う。

ア 避難路の整備は、要避難地域から指定緊急避難場所までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。

イ 避難路は、原則として交差しないようにする。

ウ 避難路沿いに高圧ガス等、危険物施設がないようにする。

(2) 避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災まちづくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。

(3) 避難路における障害・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

※緊急輸送道路及び避難路：資料編参照

## 7 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

(1) 町の対策

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

(2) 避難住民による自主的な管理

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について「避難所運営マニュアル」を作成する。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

なお、日頃から、住民、自主防災組織、町、関係機関の間で避難所の運営、役割分担について検討する。

避難所運営マニュアルについては以下の事項を記述する。

ア 避難者による自治組織とその運営に係る事項

(ア) 避難者の把握

(イ) 組織体制について

(ウ) 仮設トイレ、炊事場、医療救護所等の設置について

(エ) 要配慮者に対する対応について

(オ) 水、食料その他の物資の配給方法について

(カ) 避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項

(キ) 避難所における感染症対策

イ 避難者に対する情報伝達に係る事項

(ア) 避難所における情報通信機器の整備状況

(イ) 情報収集と避難所内における広報の方法について

(ウ) 防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について

ウ その他避難所の自主的な運営に必要な事項

(3) 避難者、被災者の把握

避難所運営責任者は、避難者に係る情報を把握し、町本部及び県等へ報告する体制を築く。また、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町本部及び県に提供する仕組みづくりに努める。

(4) 男女双方の視点等への配慮

避難所運営責任者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保など、女性や家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

(5) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

県は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成される滋賀県災害派遣福祉チーム（DWAT:Disaster Welfare Assistance Team）（以下「しがDWAT」という。）を派遣できる

よう、平常時から準備を進めており、必要な場合、町は派遣を要請することができる。

## 第2節 避難基準等の整備

〈総務課〉

### 1 避難勧告等の発令のための体制整備

避難勧告等の情報を的確に発令する基準や手順を整備することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保し、住民の安全を守る。

#### (1) 避難が必要な地域についての住民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該区域に居住する住民に対してハザードマップ等により災害危険性の周知を図るとともに、避難勧告等の基準、避難所の位置・避難方法、住民が自主避難する際に役立つ気象情報等について周知徹底を図る。

表 水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）

災害の種別	避難対象区域
土砂災害	○土砂災害警戒区域（特別警戒区域） ○土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある危険箇所
水害	○浸水が想定されている区域 ○過去に浸水被害の発生した区域

#### (2) 風水害時の避難勧告等判断・伝達マニュアルの作成

風水害時において、的確に避難勧告等を発令するため、避難勧告等の判断基準、発令手順等を具体的に定めた風水害時の避難勧告等判断・伝達マニュアルを作成する。

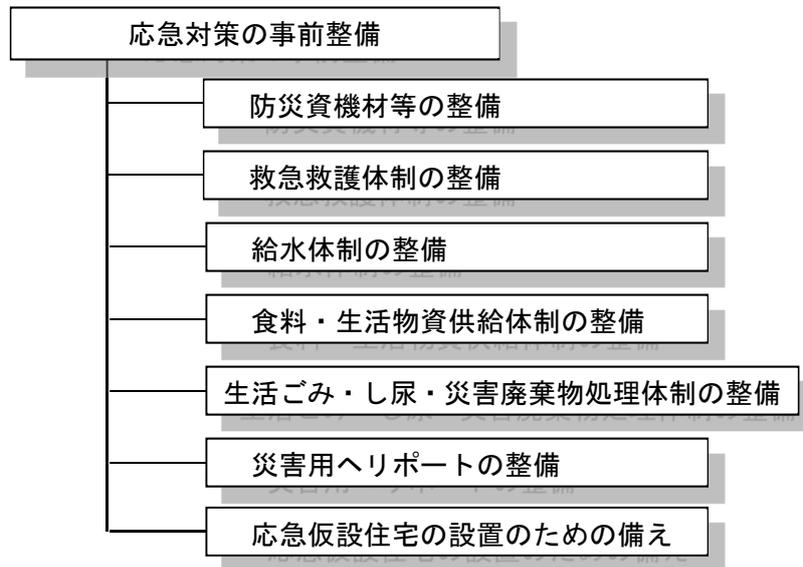
### 2 避難に関する情報の周知・広報

要避難地域の住民が速やかに安全に避難できるよう、避難に関する勧告や指示の内容の理解を促すとともに、避難方法等の情報について、ハザードマップ・広報等の配布を通じて、住民に対する周知の強化を行う。

### 3 要配慮者等の避難支援の検討

要配慮者、遠距離避難者等のために、バス派遣等の避難支援の検討を行う。また、要避難地域の避難行動要支援者については、町を中心として早急にこれを特定し、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

## 第11章 応急対策の事前整備



### 第1節 防災資機材等の整備

〈総務課、建設水道課、消防本部、保健福祉課〉

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるように、点検・整備を実施する。また、水防倉庫のほかに、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を検討する。

※水防倉庫の整備基準：資料編参照

#### 1 資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次補充を行う。

#### 2 防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等に加え避難救助用資機材等の整備を図る。

防災用資機材庫は、地域住民が災害時や訓練時に使用できるよう検討する。

- (1) 町内における防災用資機材庫の設置
- (2) 町庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備
- (4) 小川原地先の防災ステーションを基地として、防災活動を行う。

#### 3 資機材の整備品目と調達

防災用資機材等の緊急時における調達方法について検討する。大地震発生時には、建築・構造物の倒壊や破損が予測されるので、甲良町を含む湖東圏域の4市町と6商工会の間に応援協定を締結し、がれきの除去・復旧する重機等の借上を円滑に進める。

※災害時における生活物資の確保及び調達並びに応急救援活動への応援に関する協定書：資料編参照

※防災用備蓄資機材庫の必要資機材：資料編参照

第2節 救急救護体制の整備

〈消防本部、保健福祉課、関係医療機関〉

町は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・住民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

地震災害時の医療・救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送及び病院の受入れなど一連の活動を円滑に実施するため、関係機関が連携を密にして救急救護体制の充実・強化を図る。

1 救助体制の整備

広域的又は局地的に発生が予測される救助要請に対処するため、より高度な知識・技術を有する救助隊員を育成するとともに、救助用資機材の整備を図る。

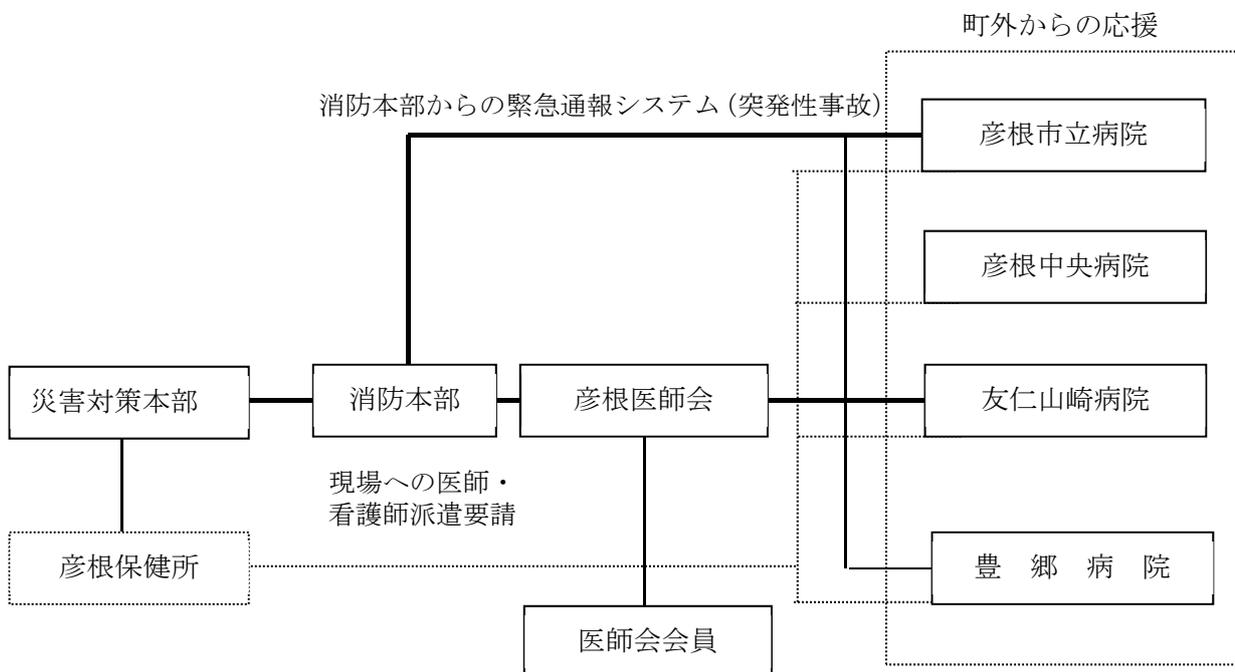
2 救護体制の整備

救急救護事象に対処するため、救急救護資機材の備蓄を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある応急救護体制の確立を図る。

町は、次の現場活動体制を確立する。

- (1) 災害現場への医師・看護師の派遣に伴う諸手当、医薬品等の入手経路等、その手続き及び処理の方法の具体化
- (2) 平常時の体制から災害時の体制へ円滑に移行できるよう、現場活動機構・体制の確立

消防本部からの緊急通報システム（突発性事故）



### 3 自主救護能力の向上

住民の自主救護能力向上のため、応急救護の知識・技術の普及を図る。

### 4 初動医療体制の整備

災害時における負傷者等に対する医療救護が、その軽・重に応じて迅速かつ適切に実施されるよう必要な体制の整備を図る。

- (1) 救急指定病院と密接な連携をとり、協力体制の確立を図る。
- (2) 彦根医師会と災害時の応急医療に関する協定締結を推進する。
- (3) 休日急病診療所は、診療設備の整備・充実を図る。

### 5 医薬品の確保

初動医療活動に必要な医薬品について、病院及び医師会との連携を図りながら、調達及び備蓄、配備を行う。

- (1) 主要な避難施設（拠点避難場所）に災害用救急箱を配備する。
- (2) 医薬品を確保するため、近隣の薬局等との協力協定締結を推進する。

※災害時応急措置の協力に関する協定書式：資料編参照

### 第3節 給水体制の整備

〈建設水道課〉

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、応急給水体制の整備を図る。

#### 1 給水の整備目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。  
最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1人1日3リットル
最低限の生活用水の確保	1人1日20～100リットル

#### 2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備充実を図る。

#### 3 民間との協力体制

指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織に対し、災害時の給水の協力を得るため、協定の締結等を検討し、協力体制の確立を図る。

#### 4 自助努力の促進

住民及び自主防災組織等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

(1) 住民に対し、次のような対策の指導を行う。

- ア 家庭において1人1日3リットルの水量を基準に、3日分を目標として貯水する。
- イ 水道水等、衛生的な水を貯水する。
- ウ 貯水には、衛生的で破損・水漏れのしない安全な容器を用いる。

(2) 自主防災組織に対し、次のような対策の指導を行う。

- ア 応急給水を円滑に実施するため、給水組織の編成を準備する。
- イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法を検討する。特に井戸については、事前に所有者の了解を得た上、災害時に限定して開放する防災井戸としての指定を検討する。
- ウ ろ過器、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料等、応急給水に必要な資機材等を整備する。

#### 第4節 食料・生活物資供給体制の整備

〈総務課、県〉

災害応急対策の生活救援活動が、迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資供給体制の整備を図るとともに、備蓄庫の整備を検討する。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、県と十分な協議・調整の上整備を図る。

※食料備蓄の状況：資料編参照

##### 1 備蓄品の整備目標

被災者へ支給する食料・生活物資等の1人当たりの支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。また、その際は粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に配慮した食品の備蓄に努める。

###### (1) 備蓄目標の考え方

県が新たに実施した地震被害想定の見直し調査等を基に備蓄目標を設定する。

食料については、鈴鹿西縁断層帯地震における3日後の全避難者数(3,115人)を対象とした備蓄目標を設定する。

生活必需品については、鈴鹿西縁断層帯地震における3日後の避難所生活者数(1,713人)を対象とした備蓄目標を設定する。

###### (2) 食料の備蓄目標

食料の備蓄については、県計画を踏まえ、以下の考え方で備蓄目標を設定する。

ア 地震発生後3日間は、住民の備蓄、町の備蓄及び流通備蓄で対応する。

イ 地震発生後4日目以降は炊出しで対応する。

ウ 町の備蓄は地震発生後3日間のうち1日分(3食)、流通備蓄は1日分とする。

エ 町は、合計9,345食分の食料備蓄(町の備蓄)を実施する。

###### (3) 生活必需品の備蓄目標

生活必需品の備蓄は、県計画を踏まえ、以下の考え方で備蓄目標を設定する。

ア 地震発生後3日間のうち、おおむね1日に相当する量の生活必需品について、町の備蓄及び流通備蓄で対応する。

イ 地震発生後4日目以降は応援物資で対応する。

ウ 町は、合計1,713人分の生活必需品(毛布等)備蓄を実施する。

##### 2 備蓄庫等の整備

町は、防災関係施設や防災地区の指定避難所に、食料・生活物資の備蓄品の確保に努める。(第3部第8章第3節「生活必需品」の給貸与又は対象品目を参照)

##### 3 民間との協定促進

災害時に必要なものを全て町で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は民間からの調達を図る必要がある。

現在、県と一部の流通事業者で災害時における応急生活物資の供給に関する協定が締結されており、生活物資の確保・供給に関して、甲良町を含む湖東圏域の4市町と6商工会の間に締結された協定をもとに調達する。

※災害時における生活物資の確保及び調達並びに応急救援活動への応援に関する協定書：資料編参照

## 4 自助努力の促進

### (1) 目標

災害に備えて、次の事項を住民の自助努力の目標とする。

- ア 家庭で1週間程度の最低生活ができる食料・物資の備蓄
- イ 家庭で3日分程度の非常持ち出し用の食料・物資の準備
- ウ 助け合い運動の推進
- エ 共同備蓄の推進

### (2) 実施の指導

町は、住民に対し、上記の事項の実施について広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

#### ア 緊急食料・物資の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料と緊急物資を、1週間分程度備蓄する。

#### イ 非常持ち出し用の食料・物資の準備

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については、おおむね次の基準により準備する。

##### (ア) 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、ちり紙、石けん、ビニール、食器、鍋、はし、スプーン、マスク等

##### (イ) 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、毛布等

##### (ウ) 自主判断によるもの

貴重品、その他

#### ウ 自治会による防災活動等の推進

自主防災活動の一環として、自治会が自主的に行おうとする防災活動について地域の実情に応じて指導・支援する。

#### エ 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、住民個々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ごさ、発煙筒等を自主防災組織ごとに計画する。

## 第5節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

〈住民課、湖東広域衛生管理組合、彦根犬上広域行政組合〉

町は、関係機関の協力のもと、生活ごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前に生活ごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化を図る。

また、災害によって大量に発生することが想定される災害廃棄物の処理体制について、甲良町災害廃棄物処理計画に基づき検討を進める。

※ごみ処理施設、し尿処理施設：資料編参照

### 1 ごみ処理体制の整備

災害後に住民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、必要な体制の検討を図る。

施設管理者は、災害により、一般廃棄物処理施設の円滑な稼動を損なわれることがないように、平常時から施設整備の点検整備と、耐震化等施設保護のための周辺整備に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水時の被害により、施設が稼動不能となった場合の代替設備の確保に努める。

### 2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難場所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

#### (1) 災害時用仮設トイレの整備

災害時には野外仮設トイレを設置するが、必要に応じて、民間から簡易トイレの借上げ（レンタル）も検討する。

#### (2) し尿収集体制の整備

仮設トイレからのし尿収集のための必要車両の確保等、し尿収集体制の整備について検討する。

### 3 災害廃棄物の一時仮置き場の検討

地震による家屋の倒壊、水害による流木の発生等、災害によって大量の廃棄物が発生することが想定される。こうした廃棄物は、救助活動や緊急輸送の妨げになることから、発生した災害廃棄物について、町有地等を対象に一時仮置き場の候補地選定を進めるものとする。

また、廃棄物積込みの際の重機や軽トラック等の必要な資機材について、関係団体等の協力を得て確保を図る。

## 第6節 災害用ヘリポートの整備

〈消防本部、総務課〉

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急、救護活動、火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

※緊急時ヘリポート：資料編参照

### 1 災害用ヘリポートの指定・整備

全ての災害応急対策活動に使用するための災害用ヘリポートとして、指定基準を検討し、現況の消防活動用ヘリポートを含め、ヘリコプターの離着陸が可能な場所の選定、追加指定等の整備を推進する。

## 第7節 応急仮設住宅の設置のための備え

〈建設水道課〉

### 1 応急仮設住宅建設適地の把握

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、町は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

#### (1) 二次災害発生危険性の検討

崖の近傍や延焼等のおそれのある住宅密集地等、2次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

#### (2) 水道、電気、ガス等の条件検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、または仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分検討しておく。

#### (3) 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

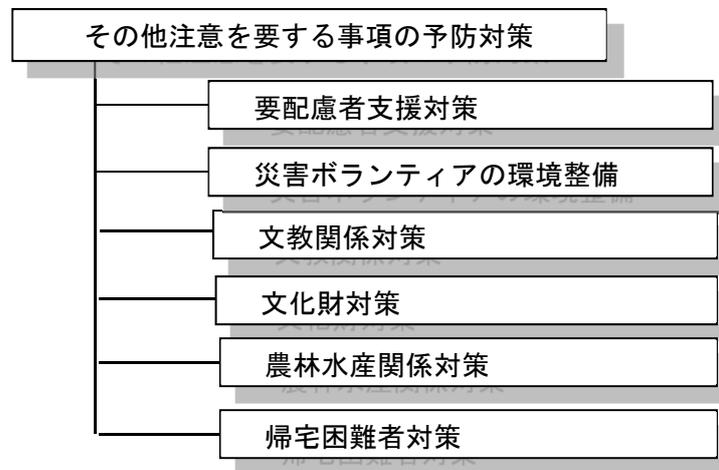
### 2 公営住宅及び民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

#### (1) 公営住宅

町は、所管する公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を常に把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

## 第12章 その他注意を要する事項の予防対策



### 第1節 要配慮者支援対策

〈保健福祉課、産業課、総務課、消防本部、企画監理課、彦根保健所〉

要配慮者は、災害の認識や避難勧告等の受理、自力避難等が困難であることから、災害時における保護安全のため、町・防災関係機関は、施設及び地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等、種々の施策に努める。

特に、地震は突発的に起きることが多く、精神的に動揺することが考えられるので、要配慮者に対する配慮は極めて重要である。

関係行政機関は、情報交換を行い相互協力のもと、以下の要配慮者対策を推進する。特に、避難支援対策の検討を行う。

#### 1 社会福祉施設等の対策

##### (1) 防災計画の策定

各施設管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

##### (2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が、災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

##### (3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃から安全点検を行う。

##### (4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員の支援だけでは不十分な場合が予想される。このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には住民、自主防災組織、自治会、事業所等の協力が得られる体制づくりをする。

##### (5) 自治会、自主防災組織への支援

町は、自治会や自主防災組織による救出を支援するため、自治会等が担架や毛布等の救護資機材や物資を備蓄できるように支援する。

(6) 緊急連絡先の把握

緊急時に保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の把握を行う。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

(1) 支援対象とする要配慮者

在宅の要配慮者への支援は、以下に示す避難行動要支援者及び情報支援要配慮者等を対象とし、それぞれのニーズに対応した支援体制を整備する。

ア 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難できないなど、避難に際して支援が必要な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児（母子）、傷病者、妊婦等）

イ 情報支援要配慮者

災害時の情報伝達に配慮が必要な要配慮者（観光客、外国人等）

(2) 避難行動要支援者支援の実施体制

避難行動要支援者の支援は、以下の機関、組織等が相互に連携して実施する。

ア 町

町は、「避難行動要支援者避難支援計画」を策定するとともに、関係機関・団体等と連携して「避難行動要支援者避難支援計画」の具体化を推進する。また、避難行動要支援者の支援に必要な施設、資機材等の整備を併せて推進する。

イ 民生委員児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者

民生委員児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者は、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づいて、他の団体等と協力して災害時における避難行動要支援者支援に当たる。

ウ 自治会及び自主防災組織

自治会及び自主防災組織は、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づいて、住民、福祉関係団体等と協力して、災害時における地区ごとの避難行動要支援者支援に当たる。

(3) 要配慮者情報の把握

町長は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして避難行動要支援者の把握に努める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、避難行動要支援者名簿を適正に管理する。

エ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新期間や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

オ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた場合、町は、その情報を町と避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町長は、災害発生時において避難支援を円滑に実施するため、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察（彦根警察署）、民生委員児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、この措置は、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合に限ることとする。

(5) 避難行動要支援者に対する支援計画

ア 防災知識の普及

避難行動要支援者及びその家族に対しては、パンフレット等の配布、地域の防災訓練等への積極的な参加などにより災害に対する基礎的知識の理解を高めるように努める。

イ 避難支援システムの整備

(ア) 避難行動要支援者避難支援計画の作成

町は、収集した避難行動要支援者情報に基づき、避難行動要支援者一人一人に対応した個別の「避難支援計画」（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

(イ) 緊急通報システムの拡充

独居老人、寝たきり老人等の安全確保のため、緊急通報システムの整備・拡充やその円滑な運用、火災警報器等の設置を推進する。

(ウ) 災害時における避難行動要支援者への情報伝達体制の確立

自治会及び自主防災組織を通じた伝達、避難支援者による伝達、介護保険事業者による伝達等、避難行動要支援者に対する複数の情報伝達システムを確立する。

(エ) 避難誘導及び安否確認体制の確立

災害時における避難行動に困難のある避難行動要支援者の避難誘導體制及び安否確認体制を定め、災害時における避難行動要支援者の生命の安全を確保する。

(オ) 生活支援体制及び健康管理体制の構築

避難所での避難行動要支援者の生活を支援する体制を整備する。また、保健師、看護師等による巡回の実施により避難所における避難行動要支援者の体調管理体制を構築する。

(カ) 避難所における要配慮者相談窓口の設置

避難所に「要配慮者相談窓口」を設置し、要配慮者の避難所におけるニーズ（要望）を的確に把握する体制を整備する。

ウ 避難に必要な施設整備等

(ア) 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりの推進

・避難路の整備及び確保

社会福祉施設等や避難所に至るまでの避難経路を点検し、避難する際に障害となる箇所を要改善箇所として位置づけ、計画的な改善に努める。

・避難所のバリアフリー化の推進

避難所となる施設については、施設利用や移動、情報伝達等についてバリアフリー化に努める。

(イ) 福祉避難室の整備

介護や医療相談等を受けることができる空間として、指定避難所（小学校等）に福祉避難室を整備することを想定し、災害時に必要となる空間や物資・器材等の事前整備に努める。

(ウ) 福祉避難所の整備

要配慮者のうち、避難所等での生活に支障を来す者に対し、何らかの特別な福祉的配慮がされている避難所として、甲良町保健福祉センターを福祉避難所と指定し、日頃より施設管理者と連携しつつ、災害時に必要となる空間や物資・器材、人材、移動手段等の事前整備に努める。

また、保健福祉センターだけでは福祉避難所が不足する場合を想定し、犬上ハートフルセンター及び町内の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の緊急受入れが可能な施設をあらかじめ把握し、福祉避難所として、災害時の利用に関する協定の締結等に努める。

### 3 情報支援要配慮者に対する支援計画

情報支援要配慮者としては、外国人・観光客等が考えられる。外国人は言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、また観光客は地理に不案内なことにより、要配慮者に位置づけられる。

これらの人々に対しても、安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

(1) 外国人等への防災知識、訓練の普及

(2) 外国語による防災情報等の表示の推進

外国人に対して、外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

(3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動、防災訓練等において平易な日本語の使用に努めるとともに、英語を併用して実施する。また、道路標示、避難場所表示等もローマ字併記とすることを検討していく。

(4) 地域でのバックアップ体制の確立

周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

## 第2節 災害ボランティア活動の環境整備

〈保健福祉課〉

災害ボランティアは、災害時における被災者へのきめ細かな支援をはじめ、災害応急対策の一翼を担っている。こうした災害時におけるボランティア活動の環境整備を以下により推進する。

### 1 災害ボランティアとの連携体制の整備

町社会福祉協議会、日本赤十字社やボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修等の実施や登録制度の整備に努めるとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、並びに災害ボランティアと町・住民が連携・協働して災害対策に当たる体制等の整備を推進する。また、災害発生時を想定して、活動分野の異なるボランティア間の連携について協議するため連絡会を設置する等、ボランティアの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

### 2 災害ボランティアコーディネータ等の育成

県、町社会福祉協議会等と連携して、災害時を想定した災害ボランティアコーディネータの育成を推進する。このため、ボランティアコーディネータ等を対象とした災害時の対応ノウハウに関する研修等を日本赤十字社県支部の協力を得て実施する。

### 3 災害ボランティアセンター活動環境の整備

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害時のボランティアの活動拠点として保健福祉センターに設置される災害ボランティアセンターの活動環境を整備する。

町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの具体的な運営方法等について、県災害ボランティアセンターの支援を得て、運営計画や活動マニュアルの作成等、災害時の体制を整備しておくものとする。

また、安全な災害ボランティア活動環境を整備するため、町及び町社会福祉協議会は、県と協力してボランティア保険制度について周知し、活用促進を図る。

### 4 ボランティア活動のPR

災害時におけるボランティア活動の重要性を踏まえ、「防災とボランティアの日（1月17日）」、「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」における各種イベント、ボランティアに関する各種研修、講座等の開催等を通じ、ボランティア意識の醸成、啓発を図る。

### 5 専門ボランティアの環境整備

県、町社会福祉協議会等と連携して、災害時に専門ボランティアの円滑な受入れを確保するため、以下の取組みを推進し専門ボランティアの環境整備を図る。

- (1) 専門ボランティアの登録促進
- (2) 専門ボランティア受入れ要領の整備

### 第3節 文教関係対策

〈教育委員会、保健福祉課〉

学校、その他文教関係施設、児童福祉施設における園児・児童・生徒の保護安全のため、施設の保  
安管理や防災教育及び避難訓練の実施等に努める。

※学校：資料編参照

#### 1 文教施設の保全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

##### (1) 職員等の分担・配置

施設の補強・補修等が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担又は作業員の配置を  
定める。

##### (2) 施設の点検整備

平素から施設の点検・調査を実施し、危険箇所又は不備施設の早期発見に努め、補修・補強あ  
るいは整備に当たる。

#### 2 園児・児童・生徒の安全確保

各学校長・園長は、常に災害時の園児・児童・生徒の安全確保に努める。

##### (1) 学校等の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、園児・児 童・生徒の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

##### (2) 気象状況等に注意し、次の事項に留意して災害時における応急体制に備える。

ア 学校等の行事、会議、出張等の中止・延期

イ 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法

ウ 県及び町教育委員会、保健福祉課、彦根警察署、消防署及び保護者への連絡方法

エ 時間外における所属職員の非常召集方法

#### 3 防災教育

教育委員会、保健福祉課は、関係職員の協力を得て、事前に園児・児童・生徒に対し、地震や風  
水害、土砂災害等の災害の未然防止と特に地震災害時の応急対策等に関する防災知識の普及徹底  
を図る。

##### (1) 災害発生時における対処

地震は突発的に発生することが多く、そのときの園児・児童・生徒の所在環境条件に応じて、  
まずとるべき対処方法について、あらかじめ教育・指導を行う。

##### (2) 避難訓練の実施

身体・生命の安全確保の観点から、災害時の対処や避難に関する訓練を定期的実施する。な  
お、この訓練は、火災訓練、水防訓練や地域の総合訓練等と関連させて実施することを検討する。

## 第4節 文化財対策

〈教育委員会、消防本部・団〉

文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施及び所有者、管理者等への保護思想の啓発等の施策を行う。

※文化財：資料編参照

### 1 施設等の整備

県、消防機関、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国・県費補助の処置を図る。

#### (1) 火災対策

- ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- イ 消火設備（屋内・外消火栓設備、連結道水管設備、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）
- ウ 防火設備（防火壁、保存取蔵庫、防火水槽）
- エ 周辺環境（防火帯、消防道路）
- オ 火気の使用制限（禁煙区域の設定）

#### (2) 落雷対策

避雷針の設置

#### (3) その他の対策

- ア 環境整備（危険水除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- イ 薬剤処理（防虫予防）
- ウ 施設への委託保管
- エ 防災施設・機器の点検整備

### 2 視察等による指導

県は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告、助言、指導を実施する。

### 3 地震に対する措置

地震動による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

### 4 訓練及び保護思想の啓発

- (1) 消防本部・署・団は、文化財について防火訓練又は図上訓練を随時実施する。
- (2) 文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、住民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
- (3) 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。
- (4) 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、住民等による自衛組織の結成を指導する。

## 5 防災関係機関との協力

平常時から消防、警察、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

## 第5節 農林水産関係対策

〈産業課〉

災害による農作物、施設等の被害を軽減するため、平常時から農林業に関する防災面での技術の向上並びに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画をたて、災害予防対策を推進する。

### 1 農業対策

各種災害に対する作物別の予防対策について、県・農業協同組合・犬上川沿岸土地改良区等と連携を図り、計画を策定する。

- (1) 地震災害予防
- (2) 風水害予防
- (3) 寒害及び雪害予防
- (4) 晩霜と低温障害予防
- (5) 干害予防

### 2 林業対策（特に水害に対する注意）

#### (1) 林道

- ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- イ 工事中の林道は、治山と同様の措置を講じる。

#### (2) 治山

治山現場を点検して次の措置を講じる。

- ア 築造中の構造物は、埋め戻し・間詰め等の補強対策を完全にして倒壊・亀裂等を防止する。
- イ 掘削周辺・切取上部等に所在する立木・転石等の処理をするとともに、切り取り・盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- ウ 機材・原材料は、流出、埋没、破損、変質等のおそれがない場所に保管する。

## 第6節 帰宅困難者対策

〈総務課〉

本町の昼間人口は都市部と比較して多くないが、災害発生時に本町に滞在していた通勤・通学者等が、交通機能の停止により、速やかに自宅に帰れないことが予想される。また、住民が町外で被災した場合も、同様の事態が発生する。

これら帰宅困難者対策として、情報提供、保護支援等を進めていくこととし、あわせて平素からこのような事態を想定した訓練等の啓発活動を進めていくこととする。

### 1 事前準備の啓発

#### (1) 住民等への啓発

平素からの心構えとして、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、徒歩帰宅に必要な装備、帰宅経路の確認等の啓発を進める。また、家族の集合場所や連絡方法についても事前に取り決めておくこととする。

災害発生時には、NTT(株)滋賀支店が『災害伝言ダイヤル』サービスを実施するため、そのサービスの内容と利用方法等について、防災マップに記載するなど住民への啓発を行う。

#### (2) 事業所等への啓発

遠距離通勤者が多い事業所等では、従業員の保護、情報の確保、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策を推進する。

### 2 災害時帰宅支援ステーションの活用

県が締結している災害時応援協定で「災害時帰宅支援ステーション」に位置づけられている店舗の場所及び機能について、防災訓練、広報等の機会を利用して、住民、事業者従業員等への周知を図る。

〈災害時帰宅支援ステーションの機能〉

ア 店舗でのトイレ、水道水の提供

イ 店舗での地図等での道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

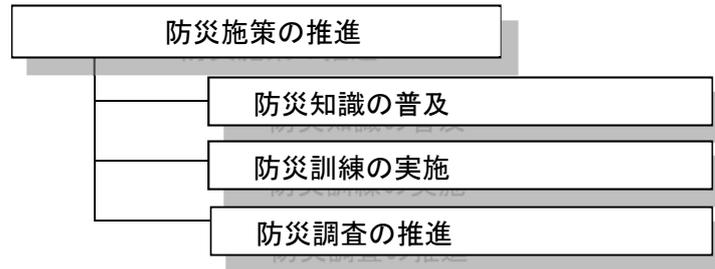
### 3 救護対策の検討

帰宅途中で公共施設へ助けを求めてきた人を、一時的に避難所に収容するなど、臨機応変な対応策を検討する。また、ガソリンスタンド等の幹線沿いの民間施設にも協力を要請するなど、官民一体となった共助の精神に基づく支援を進める。

### 4 情報の収集・伝達体制の整備

隣接市町を含めた広範囲の道路、交通情報等の収集を進め、求めに応じて帰宅困難者へ提供するなど、帰宅支援ステーションと連携して必要な情報を提供できる体制を整備する。

## 第13章 防災施策の推進



### 第1節 防災知識の普及

〈各担当課、各防災関係機関〉

町及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。なお、防災知識の内容及び普及方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検する。

#### 1 防災知識の普及

##### (1) 住民に対する防災知識の普及啓発

総務課（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、町地域防災計画の要旨を以下のとおり町内各世帯に周知する。

##### ア 実施方法

防災知識の普及啓発は、広報、ハザードマップ等の手段により実施する。

##### イ 普及啓発の内容

- (ア) 災害の知識
- (イ) 災害への備え
- (ウ) 災害時の行動
- (エ) 火災に対する出火予防方法（一般家庭及び危険物取扱事業所）
- (オ) 正しい情報の受理と伝達
- (カ) 災害危険箇所

##### ウ 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

※災害予防運動の時期：資料編参照

##### (2) 災害ボランティア訓練の活用

日本赤十字社滋賀県支部が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等を活用し、町で実施する防災訓練等と併せて防災知識の普及に努める。

##### (3) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進する。

イ 防災関連機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流を図る。

(4) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

(5) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ 事業所は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制を整備するなどの防災活動の推進に努める。

(6) 普及啓発の方法

ア 防災マップ等による普及啓発

各自治会単位で自治会内の危険箇所や避難の方法等を解説した防災マップを作成し、各世帯に配布するとともに、町広報誌及びテレビなどのマスメディアを利用した普及啓発を図る。

イ 活動を通じた啓発

防災週間（9月1日を含む1週間）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）をはじめ、防災に関する諸行事にあわせた講演会の開催、防災訓練の実施、地域社会活動の促進・活用による普及啓発を実施する。

## 2 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているため、あらゆる機会を活用して、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

(1) 研修の実施

町職員をはじめ防災関係機関職員に対する防災意識及び防災知識の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

(2) 研修のあらまし

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。これらの活動の万全を期すため、研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア 新規採用職員防災研修

イ 職場研修

ウ その他の研修・講習会

## 3 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 4 言い伝えや教訓の継承

町は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組みを支援する。また、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

## 第2節 防災訓練の実施

〈総務課、消防本部・署、各担当課〉

町及び防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。

### 1 総合防災訓練

町は、原則として毎年1回、地域住民と一体となった総合防災訓練を実施する。

防災会議の機能を活用し、災害発生における業務に関する総合的な訓練を行うことで防災計画を周知徹底し、その適宜検討の効果を期待し、また防災体制の基礎の確立を図る。

#### (1) 参加機関

町、彦根市消防本部（犬上分署）、消防団、小・中学校、幼稚園、保育園、彦根警察署、医院、防災関係機関、民間協力団体等

#### (2) 訓練内容

非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練、非常通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救護訓練、道路啓開訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出訓練、夜間訓練、火災防御訓練、防災資機材取扱訓練、電力設備応急復旧訓練、電話回線設備応急復旧訓練、ガス設備応急復旧訓練、災害ボランティアセンター設置運営訓練等

### 2 職員非常招集訓練

職員の非常招集訓練を実施する。

訓練は、勤務時間内外の様々な条件を設定して行う。

### 3 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し、また地震火災は同時多発する可能性があるため、そのための緊急活動開始訓練を行う。

### 4 情報収集伝達訓練

町及び関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

### 5 避難救助訓練

町及び防災関係機関は、避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動と併せて、又は単独で避難救助訓練を実施する。

### 6 消防訓練

総務課、彦根市消防本部（犬上分署）、消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、通信連絡、非常招集、消火、救助、救急等の消防に関する単独訓練あるいは必要に応じて大火災や林野火災を想定し、「消防相互応援協定」に基づく隣接市町等との合同訓練を実施する。

### 7 地域防災訓練

自主防災組織、自治会、事業所等は、それぞれを単位とする訓練を消防本部、消防団、町、彦根警察署等の協力のもとに実施する。訓練内容は、前記1 総合防災訓練中の（2）に準ずる。

また、防災マップづくりワークショップ活動等、より実践的な図上訓練に参加できる機会の拡充

を図る。

#### 8 小中学校等の防災訓練

小学校、中学校及び県立養護学校等の各教育施設において、年1回以上訓練を行う。また、防災ボランティアの体験学習についても検討する。

- (1) 災害に際して、落ち着いて行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

#### 9 社会福祉施設等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関は、これらの訓練に協力・指導する。

##### (1) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

#### 10 防災機関の訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて応急対策を実施するために必要な訓練を実地あるいは図上により、単独若しくは他の機関と合同して実施する。

#### 11 複合災害を想定した訓練

町は、県や国、周辺市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。なお、訓練を実施するに当たっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

### 第3節 防災調査の推進

〈総務課、各担当課、各防災関係機関〉

災害の予防対策をはじめ応急・復旧対策等の防災対策をより実践・効果的なものとするために、町域に関する災害危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

#### 1 町域の災害危険箇所調査

町は、防災関係機関、地域住民、その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予測される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

##### (1) 事前調査

総務課は、町関係課等に危険箇所調書の提出を求め、危険箇所の把握に努める。

##### (2) 防災パトロール

町担当課は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同防災パトロールを行い、その実態を把握する。

##### (3) 対策会議

町は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民、関係機関に周知する。

#### 2 その他の防災調査・研究

##### (1) 防災関係機関との情報交換

町は、防災に関する情報収集を図るため、県をはじめとする防災関係機関との情報交換に努める。

##### (2) 防災に関する刊行物の収集・整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集・整理に努める。

##### (3) 防災関係資料の収集・保存

本町における災害状況等の防災関係資料について、整理・保存に努める。

##### (4) 調査研究等

ア 本町の防災アセスメント調査等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ 震災に係る基礎的なものとして、地形、地質（構造）、地盤、想定地震の規模と被害想定について、より詳細な調査研究を継続して実施する。

エ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政に積極的に活用する。

##### オ 防災意識調査

住民等の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

##### (5) 長周期地震動対策

南海トラフ地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大

橋等の構造物が長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

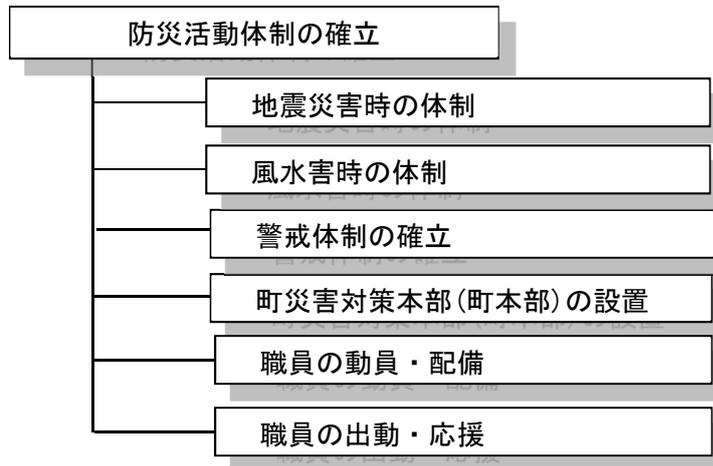
このため、町は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

## 第 3 部 災害応急対策計画



# 第1章 防災活動体制の確立

災害が発生した場合、災害応急対策実施責任機関（町及びその他防災関係機関）は、必要に応じて警戒体制を敷き、又は災害対策本部等を設置して、必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。



## 第1節 地震災害時の体制

〈関係各課長、町各班〉

[地震災害発生時の配備基準]

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内において震度4の地震が発生したとき</li> <li>「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合</li> <li>総務課長、建設水道課長が協議し、必要と認めるとき</li> </ul>
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が解消したとき</li> <li>「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合</li> <li>災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき</li> </ul>
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内において震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」が発表された場合</li> <li>町長が必要と認めるとき</li> </ul>
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が解消したとき</li> <li>「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合</li> <li>災害対策本部体制に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>
災害対策本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内において震度5強以上の地震が発生した場合</li> <li>災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき</li> <li>災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</li> </ul>
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が解消したとき</li> <li>災害応急対策が一応終了したとき</li> <li>災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>

第2節 風水害時の体制

〈関係各課長、町各班〉

[風水害時の配備基準]

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報（注1）が発表されたとき</li> <li>総務課長、建設水道課長が協議し、必要と認めるとき</li> </ul>
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が解除されたとき</li> <li>災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき</li> </ul>
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき</li> <li>町長が必要と認めるとき</li> </ul>
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき</li> <li>災害対策本部体制に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>
災害対策本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき</li> <li>大雨等に関する特別警報（注2）が発表されたとき</li> <li>大規模な災害が発生したとき</li> <li>災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき</li> <li>災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</li> </ul>
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の危険が解消したとき</li> <li>災害応急対策が一応終了したとき</li> <li>災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき</li> <li>その他町長が必要ないと認めたとき</li> </ul>

注1) 大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注2) 大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

### 第3節 警戒体制の確立

(総務課、建設水道課、その他関係各課、消防団)

#### 1 地震発生時の警戒体制

##### (1) 警戒体制の確立

町は、町内において震度4の地震が発生した場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

##### ア 設置基準

- (ア) 町域に、震度4の地震が発生したとき
- (イ) 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき
- (ウ) 総務課長、建設水道課長が協議し、必要と認めるとき

##### イ 配備人員

防災担当課(総務課及び建設水道課)の指定された職員

##### ウ 警戒体制の設置

- (ア) 警戒体制に関する事務室は、総務課に置く。
- (イ) 警戒体制の指揮者は総務課長とする。

##### (2) 災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部を設置する以前の体制として、災害警戒本部を設置し、地震及び気象等に関する情報の収集及び災害対策本部の設置検討等を行う。

##### ア 設置基準

- (ア) 町域に、震度5弱の地震が発生したとき
- (イ) 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)」が発表された場合
- (ウ) その他の場合で、町長が必要と認めるとき

##### イ 配備人員

災害対策本部体制における本部員、班長及び防災担当課(総務課、建設水道課)の職員(第3部第1章第4節)

##### ウ 災害警戒本部の設置

- (ア) 災害警戒本部は、庁舎会議室に置く。
- (イ) 災害警戒本部の指揮者は副町長とし、事務局は、総務課が担当する。
- (ウ) 災害警戒本部の設営

- a 総務課は、災害警戒本部を設置した場合、災害警戒本部室に必要な設備等を準備する。

※災害警戒本部室に必要な設備等：災害時初動マニュアル参照

- b 保健福祉課は、災害警戒本部の開設に伴い、災害対策本部設置時の支援対策に備えての避難行動要支援者名簿の準備を行う。

##### エ 担当所管と処理事項(災害警戒本部設置時)

##### (ア) 主要な防災担当課

総務課	a 災害警戒本部の運営 b 気象台・ダム管理事務所の情報収集 c 関係各課等の情報の取りまとめ d 関係各課及び関係機関への情報伝達
-----	---

建設水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 町内巡視による情報収集と災害警戒本部への報告</li> <li>b 現場情報の収集と災害警戒本部への報告</li> <li>c 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備</li> <li>d 災害対策会議の開催</li> </ul>
-------	---

(イ) その他の職員配備の各課

上記以外の各課及び教育委員会等	必要な関係先への連絡と事前準備対応
-----------------	-------------------

オ 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

総務課は、災害警戒本部を設置したとき、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ一般職員にも周知する。

カ 災害対策本部設置の検討

総務課長、建設水道課長は、現場情報に基づく協議の上、災害対策本部の設置が必要と判断される場合、災害対策本部員会議の招集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認めるとき、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

## 2 風水害時の警戒体制

(1) 警戒体制の確立

町は、大雨等に関する警報が発表された場合、警戒体制を確立し、情報等の収集に当たる。

ア 設置基準

(ア) 大雨等に関する警報が発表されたとき

(イ) 総務課長、建設水道課長が協議し、必要と認めるとき

イ 配備人員

防災担当課（総務課及び建設水道課）の指定された職員

ウ 警戒体制の設置

(ア) 警戒体制に関する事務室は、総務課に置く。

(イ) 警戒体制の指揮者は総務課長とする。

(2) 災害警戒本部の設置

町は、災害対策本部を設置する以前の体制として災害警戒本部を設置し、気象等に関する情報の収集及び災害対策本部の設置検討等を行う。

ア 設置基準

(ア) 大雨等に関する警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき

(イ) その他、町長が必要と認めるとき

イ 配備人員

災害対策本部体制における本部員、班長及び防災担当課（総務課、建設水道課）の職員（第3部第1章第5節）

ウ 災害警戒本部の設置

(ア) 災害警戒本部は、庁舎会議室に置く。

(イ) 災害警戒本部の指揮者は副町長とし、事務局は、総務課が担当する。

(ウ) 災害警戒本部の設営

a 総務課は、災害警戒本部を設置した場合、災害警戒本部室に必要な設備等を準備する。

※災害警戒本部室に必要な設備等：災害時初動マニュアル参照

b 保健福祉課は、災害警戒本部の開設に伴い、災害対策本部設置時の支援対策に備えての避難行動要支援者名簿の準備を行う。

エ 担当所管と処理事項（災害警戒本部設置時）

(ア) 主要な防災担当課

総務課	a 災害警戒本部の運営 b 気象台・ダム管理事務所の情報収集 c 関係各課等の情報の取りまとめ d 関係各課及び関係機関への情報伝達
建設水道課	a 河川巡視による情報収集と災害警戒本部への報告 b 現場情報の収集と災害警戒本部への報告 c 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備 d 災害対策会議の開催

(イ) その他の職員配備の各課

上記以外の各課及び教育委員会等	必要な関係先への連絡と事前準備対応
-----------------	-------------------

オ 災害警戒本部設置時の職員に対する周知

総務課は、災害警戒本部を設置したとき、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ一般職員にも周知する。

カ 災害対策本部設置の検討

総務課長、建設水道課長は、現場情報に基づく協議の上、災害対策本部の設置が必要と判断される場合、災害対策本部員会議の招集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認めるとき、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

(3) 水防計画に基づく警戒体制

ア 水防本部の設置

水防管理者（町長）は、次の場合に水防本部を設置する。

(ア) 滋賀県水防本部から水防活動の指令があるとき (イ) 水防管理者（町長）が水防活動の必要を認めるとき
--

イ 水防非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により消防機関への配備指令を行う。

水防本部の非常配備体制

	配備指令基準	配備体制
第1配備体制 (警戒体制)	(第1号指令) 今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが具体的な水防計画を必要とするに至るまでには、かなり時間的余裕があるときに指令する。	少数の人員で、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。 なお、連絡用自動車は2台待機する。

<p>第2 配備体制 (災害警戒本部体制)</p>	<p>(第2号指令) 水防活動を必要とする事態の発生が予想されるときに指令する。</p>	<p>所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま遅滞なく遂行できる体制とする。 なお、自動車は総車両の2分の1以内待機する。</p>
<p>第3 配備体制 (災害対策本部体制)</p>	<p>(第3号指令) 事態が切迫し、危険性が大で、第2配備体制では処理しかねると認めるときに指令する。</p>	<p>所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。 なお、自動車は全車両待機する。</p>

ウ 消防機関の処理事項

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒・活動に従事する。

エ 災害対策本部への編入

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、組織の一元化のため、災害対策本部の中に編入され、その後の水防活動を続ける。

## 第4節 町災害対策本部の設置

〈町各班、各防災関係機関〉

### 1 設置に関する事項

#### (1) 概要

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策に対処するため必要があるときは、「町災害対策本部」を設置する。
- イ 町災害対策本部の編成及び組織等は、「町災害対策本部条例」及び「町災害対策本部規程」の定めるところによる。
- ウ 災害対策本部の下に本部会議を設け、防災活動の基本方針を協議決定する。

#### (2) 町本部の設置・廃止の基準

##### ア 設置

町本部は、おおむね次の基準に基づき設置する。

〈地震災害発生時〉

- (ア) 町内において震度5強以上の地震が発生した場合
- (イ) 災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき
- (ウ) 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき

〈風水害時〉

- (ア) 大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき
- (イ) 大雨等に関する特別警報が発表されたとき
- (ウ) 大規模な災害が発生したとき
- (エ) 災害警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき
- (オ) その他、災害救助法による救助を要する災害が発生したとき

##### イ 廃止

町本部は、おおむね次の基準に基づき廃止する。

〈地震災害発生時〉

- (ア) 災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策が一応終了したとき
- (ウ) 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき
- (エ) その他町長が必要ないと認めたとき

〈風水害時〉

- (ア) 災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策が一応終了したとき
- (ウ) 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制等に移行したとき
- (エ) その他町長が必要ないと認めたとき

第3部 災害応急対策計画  
第1章 防災活動体制の確立

(3) 町本部の災害応急対策体制

町本部長は、災害対策本部体制の設置を決定した場合、全職員を動員する配備体制をとる。

(4) 町本部の設置・廃止の伝達

町本部の設置が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

通知及び公表先	通知及び公表方法	担当班
本庁舎内の各課	庁内放送等	総務班
消防本部	電話連絡・FAX	
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・ 県防災情報システム	
防災関係機関（町防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭・文書・電話連絡・FAX	
住民	報道機関を通じたの公表 広報車・町防災行政無線（戸別受信機） メール配信システム、緊急速報メール	

## 2 町災害対策本部組織に関する事項

### (1) 甲良町災害対策本部組織

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	班長・副班長

班名	班長	副班長	所属課
総務班 (事務局)	総務課長	企画監理課長	総務課
			企画監理課
			議会事務局
			会計室
住民班	住民課長	税務課長	住民課
			税務課
			長寺地域総合センター
			呉竹地域総合センター
医療・福祉班	保健福祉課長	人権課長	保健福祉課
			人権課
生活基盤班	建設水道課長	産業課長	建設水道課
			産業課
避難所・教育班	教育次長	教育総務課長	教育委員会教育総務課
		学校教育課長	教育委員会学校教育課
		社会教育課長	教育委員会社会教育課

### (2) 本部長・副本部長

ア 本部長には町長を、副本部長には副町長及び教育長を充てる。

イ 本部長が不在又は事故ある場合は、本部長職務代理者が職務を代行する。

注) 本部長職務代理者は、町災害対策本部条例及び同本部規程によるほか、町長の職務を代理する吏員及び町長の職務を執行する吏員を指定する規則に基づく。

### (3) 本部員

ア 本部員には各班長及び副班長を充てる。

イ 本部員は、本部長の命を受け、各部・各班の業務をつかさどる。

### (4) 班長

ア 班長は、各担当班の応急対策活動を統轄するとともに、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

(5) 本部会議

本部長が必要と認めるときは、本部会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

- ア 町本部の設置及び職員の動員に関する事
- イ 現地における指揮、視察、見舞い等に関する事
- ウ 災害救助法の適用及び救助の種類・程度・期間等の決定に関する事
- エ 災害の防除（拡大防止）対策に関する事
- オ その他、災害に関連した必要な事項

(6) 本部事務局

- ア 町本部室に、本部事務局を設置する。
- イ 本部事務局の運営は、総務班が主管する。
- ウ 本部事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営記録等の事務を担当する。

(7) 災害対策現地本部

- ア 特定の地域に被害が集中し、町本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- イ 町本部長は、現地本部に必要な応じ次の人員を派遣する。
  - (ア) 副本部長、本部長付又は本部員のうちから現地本部長を指名する。
  - (イ) 本部員又は本部職員のうちから現地本部員を指名する。
  - (ウ) 本部職員のうちから現地本部職員を指名する。

(8) 町議会

町議会及び議員は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本であることを踏まえ、町の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から必要な協力、支援を行う。

(9) 甲良町災害対策本部任務分担

班名	所属課	所掌業務
総務班	総務課 企画監理課 議会事務局 会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に関する方針作成に関すること（以下「に関すること」を省略）</li> <li>・災害対策本部の設置及び解除</li> <li>・災害対策本部の運営</li> <li>・各班の活動状況の把握及び災害対策業務指示</li> <li>・県及び防災関係機関との調整</li> <li>・避難勧告等の発令</li> <li>・県、他市町等への応援要請</li> <li>・自衛隊への応援要請</li> <li>・県への防災ヘリコプターの要請</li> <li>・気象情報の収集・伝達</li> <li>・災害情報の収集・伝達</li> <li>・被災状況の集約及び防災関係機関への報告、伝達</li> <li>・避難状況の集約等</li> <li>・災害予算の調整</li> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・職員参集状況の集約</li> <li>・消防団との連絡</li> <li>・防災行政無線、情報通信機器の運用及び管理</li> <li>・庁舎の被害状況の把握</li> <li>・電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整</li> <li>・住民への避難勧告等に関する情報の伝達・周知</li> <li>・住民への災害情報の伝達、広報</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> <li>・町議会との連絡調整</li> <li>・被災地の視察への対応</li> <li>・災害記録の保存</li> <li>・災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保</li> <li>・災害関係費の出納に関する業務</li> </ul>
住民班	住民課 税務課 長寺地域総合センター 呉竹地域総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民窓口、電話対応</li> <li>・災害に関する住民相談窓口の設置</li> <li>・被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整</li> <li>・被災住民の安否に関する情報の整理</li> <li>・家屋被害調査の実施</li> <li>・被災者台帳の作成及び罹災証明の発行</li> <li>・救援金品の受付及び配分</li> <li>・町税の減免等</li> <li>・被災世帯に対する災害弔慰金の支給等</li> <li>・災害による遺体の火葬計画の作成</li> <li>・し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施</li> </ul>

第3部 災害応急対策計画  
第1章 防災活動体制の確立

班名	所属課	所掌業務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレの調達と設置</li> <li>・廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理</li> </ul>
医療・福祉班	保健福祉課 人権課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者への情報伝達</li> <li>・避難行動要支援者避難支援</li> <li>・避難所での要配慮者窓口の設置と運営</li> <li>・看護師、保健師、介護保険関係者等との連携</li> <li>・福祉避難所（室）の開設</li> <li>・福祉施設への入所措置</li> <li>・福祉施設入所者の安全確認</li> <li>・福祉施設の被害調査</li> <li>・医療救護所の設置</li> <li>・県医療救護班との連絡調整</li> <li>・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達</li> <li>・傷病者の搬送に関する消防機関との連携</li> <li>・医療機関、医師会、保健所との連絡調整</li> <li>・救出した傷病者の医療救護所への搬送</li> <li>・被災地の健康調査の実施</li> <li>・被災地の防疫措置</li> <li>・感染症患者の入院勧告</li> <li>・ボランティアセンターの開設</li> <li>・ボランティア保険等活動環境の整備</li> <li>・ボランティアに関する応援要請</li> <li>・ボランティアの受付及び配置</li> </ul>
生活基盤班	建設水道課 産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集</li> <li>・通行不能箇所に関する応急措置の実施</li> <li>・河川水位の観測、河川情報の収集</li> <li>・河川、水路の被害調査</li> <li>・水防活動の実施と調整</li> <li>・水害及び土砂災害危険箇所の警戒</li> <li>・土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置</li> <li>・建設業者に対する応援要請</li> <li>・緊急輸送道路の確保</li> <li>・交通確保に関する警察との連絡調整</li> <li>・ヘリポートの開設</li> <li>・道路、河川、公園等の復旧</li> <li>・住宅等の応急修理</li> <li>・建築物・宅地の危険度判定</li> <li>・応急仮設住宅の建設等</li> <li>・公営住宅の災害復旧</li> <li>・倒壊家屋の撤去等</li> <li>・水道施設の被害調査及び飲料水の確保</li> <li>・被災地での給水活動の実施</li> </ul>

班名	所属課	所掌業務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の復旧対策の計画と実施</li> <li>・下水道の被害調査</li> <li>・下水道の復旧対策の計画と実施</li> <li>・食料の調達、配布及び保管</li> <li>・生活必需品の調達、配布及び保管</li> <li>・物資集積拠点の開設</li> <li>・緊急物資等の移送・輸送</li> <li>・輸送等に必要車両等の調達</li> <li>・商工関係の被害調査</li> <li>・観光関係の被害調査</li> <li>・農林水産業施設の被害調査</li> <li>・畜産動物の被害調査</li> </ul>
避難所・教育班	教育総務課 学校教育課 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設及び運営への協力</li> <li>・避難者の確認</li> <li>・避難者名簿の作成</li> <li>・避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握</li> <li>・自主防災組織による避難所運営の補助</li> <li>・避難所における広報</li> <li>・避難者への食料等の供給</li> <li>・炊き出しの実施</li> <li>・園児、児童、生徒の安全確保</li> <li>・園児、児童、生徒の安否確認</li> <li>・園児、児童、生徒の避難誘導</li> <li>・県教委との連絡調整</li> <li>・園、学校施設の被害調査</li> <li>・被災学校施設等の応急措置及び復旧対策</li> <li>・応急教育、応急保育の企画及び実施</li> <li>・社会教育施設の被害調査</li> <li>・文化財の被害調査</li> </ul>

### 3 運営、その他に関する事項

#### (1) 本部室等設置の場所

- ア 本部室は、原則として町庁舎内に置く。(災害警戒本部からの移行)
- イ 本部事務局は、本部室に併設する。

#### (2) 町本部の標識等

- ア 町本部が設置されたときは、町庁舎入口及び本部室入口に標識(看板)を掲げる。
- イ 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

#### (3) 本部室の設備等

- ア 災害警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、医療・福祉班から送受した、「避難行動要支援者名簿」を加えるものとする。
- イ 医療・福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援者名簿」等を直ちに送致する。
- ウ 町本部は、送受した「避難行動要支援者名簿」等を基に、被災地域の対象者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

#### (4) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

自家発電設備により使用できる設備

非常用照明・非常用コンセント・非常用放送及び庁内放送・町及び県防災行政無線

#### (5) 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、処理表に基づき整理する。

#### (6) 記録担当

総務班に記録担当者を置き、町本部の活動状況を整理・記録する。

#### (7) 広報担当

総務班に広報担当者を置き、総務班が一元管理する情報に基づき、報道機関等への広報に対応する。

#### (8) 防災担当

本部室に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

#### (9) 情報交換

町本部及び消防本部は、町防災行政無線及び本部直通電話等により、密接な情報連絡を行う。

第5節 職員の動員・配備

〈総務班、町各班〉

1 地震発生時における職員の動員基準

地震災害発生時の職員の動員基準は、以下による。

動員の詳細については、「職員初動マニュアル」による。

地震災害発生時の職員の動員基準

配備体制	動員職員
警戒体制	防災担当課（総務課及び建設水道課）の課長及び指定された職員
災害警戒本部体制	課長級以上の職員及び防災担当課（総務課、建設水道課）の全職員
災害対策本部体制	全職員

2 風水害時における職員の動員基準

風水害時における職員の動員は、以下による。

動員の詳細については、「職員初動マニュアル」による。

風水害時における職員の動員基準

配備体制	動員職員
警戒体制	防災担当課（総務課及び建設水道課）の課長及び指定された職員
災害警戒本部体制	課長級以上の職員及び防災担当課（総務課、建設水道課）の全職員
災害対策本部体制	全職員

3 災害対策本部体制設置時における動員体制

(1) 動員系統

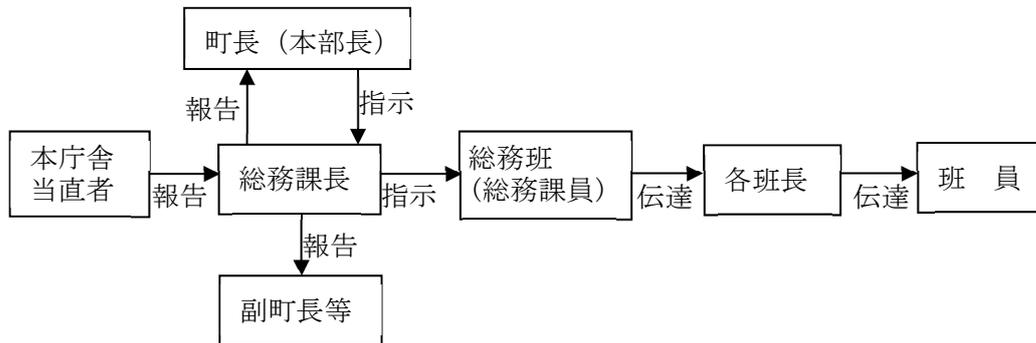
町本部における職員の動員は、町本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内の動員



総務班	速やかに各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員する。

イ 勤務時間外の動員



当直者	気象予警報・災害前兆現象・災害発生連絡等について、防災関係機関や住民等から通報を受けたときは、直ちに総務課長に連絡する。
総務課長	上記の情報について確認し、町長・副町長等に連絡するほか、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、町長の指示を受けて、直ちに総務班（総務課員）を通じて各課長等に動員指令を伝達する。
町長 (本部長)	総務課長に職員動員の指令を指示する。
総務班	速やかに各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員する。
班員	連絡を受けた班員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、安全かつ最短時間で登庁する

(2) 動員の伝達方法

各機関の動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 電話による伝達
- イ 口頭による伝達
- ウ 庁内放送による伝達
- エ 町防災行政無線による伝達
- オ 職員参集メールによる伝達

(3) 有線電話途絶時の動員

災害により有線電話が途絶し使用不能の場合は、ラジオ・テレビ等の報道機関に協力を依頼し、職員の参集を呼びかける。

(4) 動員の具体的計画

各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

職員の連絡の詳細については、職員初動マニュアルによる。

(5) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、又は発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じて所属長と連絡の上、速やかに勤務場所に参

集する。所属長と連絡が取れないときは、大規模災害の発生による被災が原因と解釈し、速やかに所定の参集場所に参集するものとする。

(6) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、本庁舎に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途中で被災のおそれがある場合は、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

(7) 参集を除外する者

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。下記に該当する職員は、その事態を速やかに町本部に連絡し了解を得、以後の指示を受けるものとする。ただし、参集を妨げる事態が解消したときは直ちに参集しなければならない。

ア 職員自身が病気療養中又は当該災害により重傷に陥った場合。

イ 同居家族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合。また、同居家族に要介護高齢者や障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護等がなければその者の最低限の生活が維持できない場合。

ウ 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼のおそれが極めて高い場合。

エ その他、所属班長がやむを得ないと認めた職員。

(8) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

防災服等の活動しやすい衣服、靴底のしっかりした靴を着用し、手袋・タオル・懐中電灯・水筒・その他の非常用品等を携行する。

また、職員用の食料が不足あるいは供給が困難になる場合も考えられるため、職員自身の食料もできるだけ持参するものとする。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において緊急に救助を要する被災現場に遭遇した場合は、付近住民と協力して、救助等の応急対策活動を行うことを第一とする。ただし、この場合においても事後に所属長に速やかに連絡するものとする。

ウ 被害状況の把握と報告

勤務時間外において参集する場合、その途上において、以下の事項に関する情報収集に十分留意して参集するものとし、途中で知り得た被害状況等の情報を、所属長を通じ、総務班に報告する。総務班は報告された被害状況を集約し、必要に応じて関係機関等へ報告、伝達する。

(ア) 道路交通施設の被害状況及び渋滞状況

(イ) 鉄道施設の被害状況及び運行状況

(ウ) 建築物の倒壊や火災の発生などの被災状況

(エ) 崖崩れ、土砂災害の状況

(オ) その他報告が必要と判断される状況

(9) 動員状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し、所定の報告書様式にまとめて、必要に応じて速やかに総務班に報告する。

第3部 災害応急対策計画  
第1章 防災活動体制の確立

総務班は、各班の報告に基づき、職員の動員配備状況を集計するとともに、配備された職員の氏名と配備場所についても把握しておかなければならない。

※動員状況報告書：様式編参照

(10) 消防団活動の優先

町職員が消防団員を兼ねる場合は、原則として消防団活動を優先する。その場合、あらかじめ所属長にその旨を届け出ておくほか、団活動に従事する際は、所属班長に報告するものとする。

## 第6節 職員の出動・応援

〈総務班、町各班〉

### 1 出動体制

#### (1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣に当たって、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

#### (2) 出動状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者、出動場所、活動内容、終了報告）について把握する。また、職員活動報告書（第5節の職員動員・活動報告書を使用）にまとめて、速やかに総務班に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の出動状況を整理する。

#### (3) 腕章等の着用

特に、避難誘導と避難場所受入れの担当職員は、災害応急活動に従事する際、防災服、腕章（第4節「町災害対策本部の設置」による。）等を着用する。

#### (4) 職員の証票

町職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、町職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

#### (5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各班で管理するその他の未使用車両は、本部が優先使用权をもつものとする。

ウ 出動車両の配車位置は、原則として指定されている平常時の場所とする。

### 2 応援体制

#### (1) 応援分担

町本部内において、各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、任務分担表（第4節）に基づき、対処する。

#### (2) 応援要請・指示命令書

各班の災害応急対策実施に当たって職員数が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成する時間がないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

※応援要請・指示命令書：様式編参照

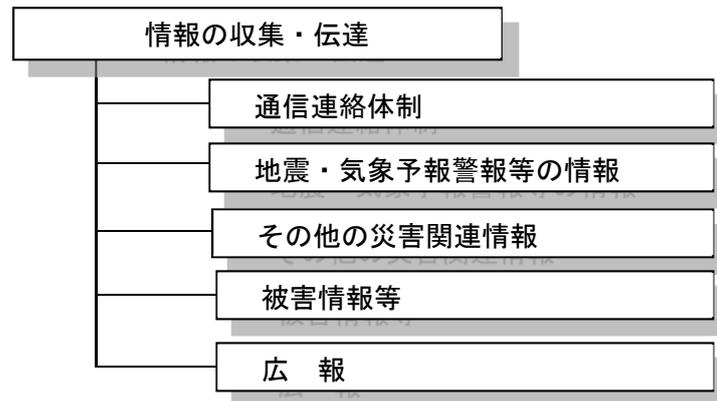
町本部への要請事項	町本部の対応事項
<p>町本部に次の応援条件を示した応援要請書を提出し、応援要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 作業の内容</li> <li>イ 就労（勤務）場所</li> <li>ウ 応援の職種別及び人員</li> <li>エ 携行品</li> <li>オ その他必要事項</li> </ul>	<p>町本部は、次の順位により動員派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 応援要請は所属課内に余裕のある班から応援する。</li> <li>イ 上記の応援でなお不足するときは、他の課から応援する。</li> <li>ウ 町本部をもってなお不足するときは、他の市町村又は県の派遣を要請して応援を得る。（第5章参照）</li> </ul>

(3) 応援記録

町本部は、応援指示記録を整理する。

## 第2章 情報の収集・伝達

災害応急対策実施機関（町及びその他防災関係機関）は、災害が発生した場合、災害に関する各種の情報を収集、把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。



### 第1節 通信連絡体制

〈総務班、町各班、防災関係機関〉

#### 1 概要

町及び防災関係機関は、災害発生時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

##### (1) 災害に関する情報の種類

地震情報	彦根地方気象台等から発表される情報
気象予警報	気象予警報等、法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	交通規制等、町域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

##### (2) 災害時のための指定事項

###### ア 指定電話

町各班及び防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡に当たる。

###### イ 連絡責任者

町各班及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統轄する。

## 2 伝達手段

### (1) 通信機器

	有線機器	無線機器
保有する通信機器	一般加入電話 ファクシミリ 庁内（内線）電話 消防直通電話 インターネット 緊急メール	町防災行政無線 消防無線 滋賀県防災行政無線
その他利用できる通信機器	電報 報道機関（テレビ・ラジオ等）	警察無線電話 アマチュア無線

### (2) その他の伝達手段

- ア 『緊急放送の実施に関する協定書』に基づき、「FMひこね」、「FMひがしおうみ」を通じて緊急放送を行う。
- イ 広報車
- ウ サイレン
- エ 口頭伝達

## 3 有線通信の運用

### (1) 一般加入電話の活用

町本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

ア 本部室直通電話3回線及び内線電話7回線
イ 各班相互連絡には所属の内線電話を使用
ウ 外部代表電話又は所属の直通電話を使用 (やむを得ない場合は、直接本部室へ連絡する。)

### (2) 住民からの連絡

住民等からの一般電話連絡の対応のため、住民班を配置し、通報（情報の提供）及び問い合わせ（情報の要求）等の電話連絡に対応する。

### (3) 災害時の電話等の優先利用

災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災地へ一時的に多数の電話が集中し輻輳状態が発生するため、接続規制が行われる。こういった場合でも優先して取り扱われる「災害時優先電話」制度を積極的に活用し、非常時の電話回線を確保する。

### (4) 警察電話

普通電話が使用不能の場合は、出先機関からの本部との連絡は、最寄りの警察電話による。

#### 4 無線通信の運用

##### (1) 有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
町の各班	町防災行政無線を活用 必要に応じて伝令員の派遣（徒歩・自転車・自動車） アマチュア無線に協力の要請
県本部	滋賀県防災行政無線を利用 警察無線電話を利用
防災関係機関	滋賀県防災行政無線を利用
消防関係機関	消防無線の活用

##### (2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

- ア 重要な通信の優先（救助・避難等、緊急度の高い通信を優先する。）
- イ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ウ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る。）
- エ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）
- オ 専任の通信担当者の配置（各子局には担当者を配置する。）

##### (3) 無線通信の種類と取扱順位

種類	取扱順位	内容
緊急通信	1位	災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信
一般通信	2位	緊急通信以外の通信
一斉通信	3位	複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
個別通信	4位	2局間で個別に行う通信

##### (4) 無線機器の運用

###### ア 町防災行政無線

総務課は、災害応急対策のための通信連絡を目的とし甲良町防災行政無線局運用管理規程に基づき、同無線を運用する。

防災行政無線	基地局 1 局	遠隔制御器 20 局	屋外拡声局に併設された発信局 15 局
--------	---------	------------	---------------------

###### イ 消防無線

消防本部・団は、消火・救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、彦根市消防通信規程に基づき、消防無線を運用する。

なお、災害対策本部設置時には、本部連絡用に移動系 1 局（消防第 1 波）を配置する。

第2節 地震・気象予警報等の情報

〈総務班、町各班、防災関係機関〉

1 情報活動の概要

町及び防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、関係各班・機関に遅滞なく伝達する。

(1) 情報の伝達

総務班は、予警報等の各通報義務者及び消防本部から通報を受けたときは、速やかに各班、関係機関並びに住民に対し、その内容を伝達する。

(2) 伝達方法

ア 勤務時間中及び勤務時間外の通報

総務班又は当直者は、発令又は変更に応じて、町防災行政無線により連絡する。

イ その他の場合

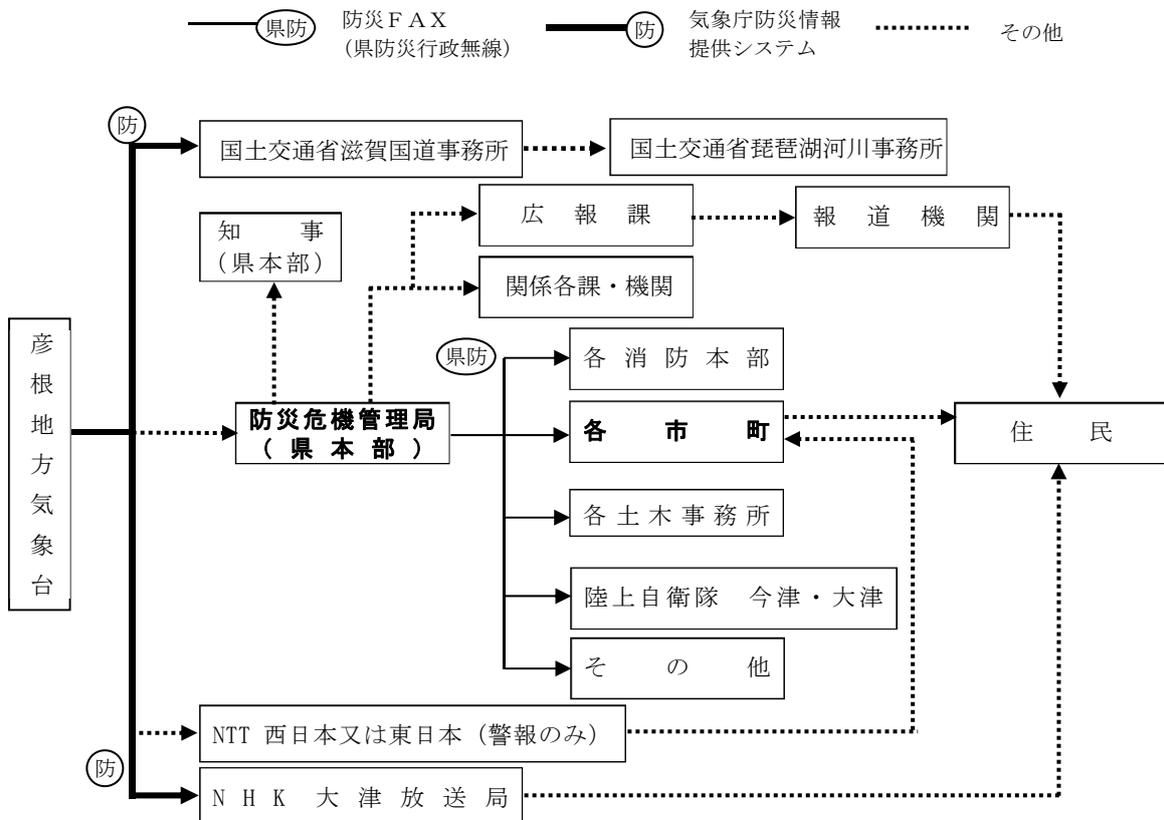
予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(3) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は総務班長とする。

<伝達系統>

[情報伝達経路図]



(注) 防災危機管理局から各地域事務所等、市町、消防本部等への予警報の音声及びFAXの伝達方法

勤務時間内の場合 : 防災行政無線FAX及び音声一斉により伝達する。

勤務時間外の場合 : 防災行政無線FAXを一斉指令装置により自動送出し、音声による伝達は防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者に伝達する。

## 2 地震情報

### (1) 気象庁が発表する地震情報

気象庁が発表する地震情報には、以下のものがある。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	○震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	○震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記されるキーワードと各キーワードを付記する条件  
情報名の後にキーワードを付記して情報発表される。

キーワード	各キーワードが付記される条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内でマグニチュード6.8以上<sup>*1</sup>の地震<sup>*2</sup>が発生</li> <li>1カ所以上のひずみ計<sup>*3</sup>での有意な変化<sup>*4</sup>とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり<sup>*5</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>*6</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>*2</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査が開始される。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計が使用される。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられる。

参照：気象庁ホームページ

### 3 気象予警報等

#### (1) 彦根地方気象台等の発表する予警報等

彦根地方気象台等が発表する注予警報等の種類と発表基準、発表区域区分は、次のとおりである。

<予警報等の種類及び内容>

予警報等の種類	内容	発表、発令機関	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。	彦根地方気象台	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。	彦根地方気象台	
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。大雨注意報（土砂災害）、洪水注意報は警戒レベル2に相当する。	彦根地方気象台	
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表。	彦根地方気象台	
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。	彦根地方気象台	
早期注意情報（警戒級の可能性）	5日先までの警戒級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	彦根地方気象台	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して、注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。	彦根地方気象台	
洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。情報の種類については次のとおり。	国土交通省琵琶湖河川事務所又は滋賀県と彦根地方気象台（本町に洪水予報河川はない。）	
洪水警報	氾濫発生情報【警戒レベル5相当】		氾濫が発生したときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報【警戒レベル4相当】		氾濫危険水位に達したときに発表される。何時氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報【警戒レベル3相当】		一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備情報等の判断の参考とする。		
水防警報	水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときに県が警報を発令するもので、この措置については滋賀県水防計画で定める。	県 （本町に水防警報河川はない。）	
水位情報の周知	洪水により流域に重大な損害が生じるおそれがあるとして指定された河川について、知事が特別警戒水位（避難判断水位）に達したときに、その旨を水防管理者等に周知する。	県 （本町に水位周知河川はない。）	
土砂災害警戒情報	滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表する警戒レベル4相当の情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町ごとに発表する。	滋賀県と彦根地方気象台	
火災気象通報	消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、県を通じて各市町や消防本部等に伝達される。	彦根地方気象台	

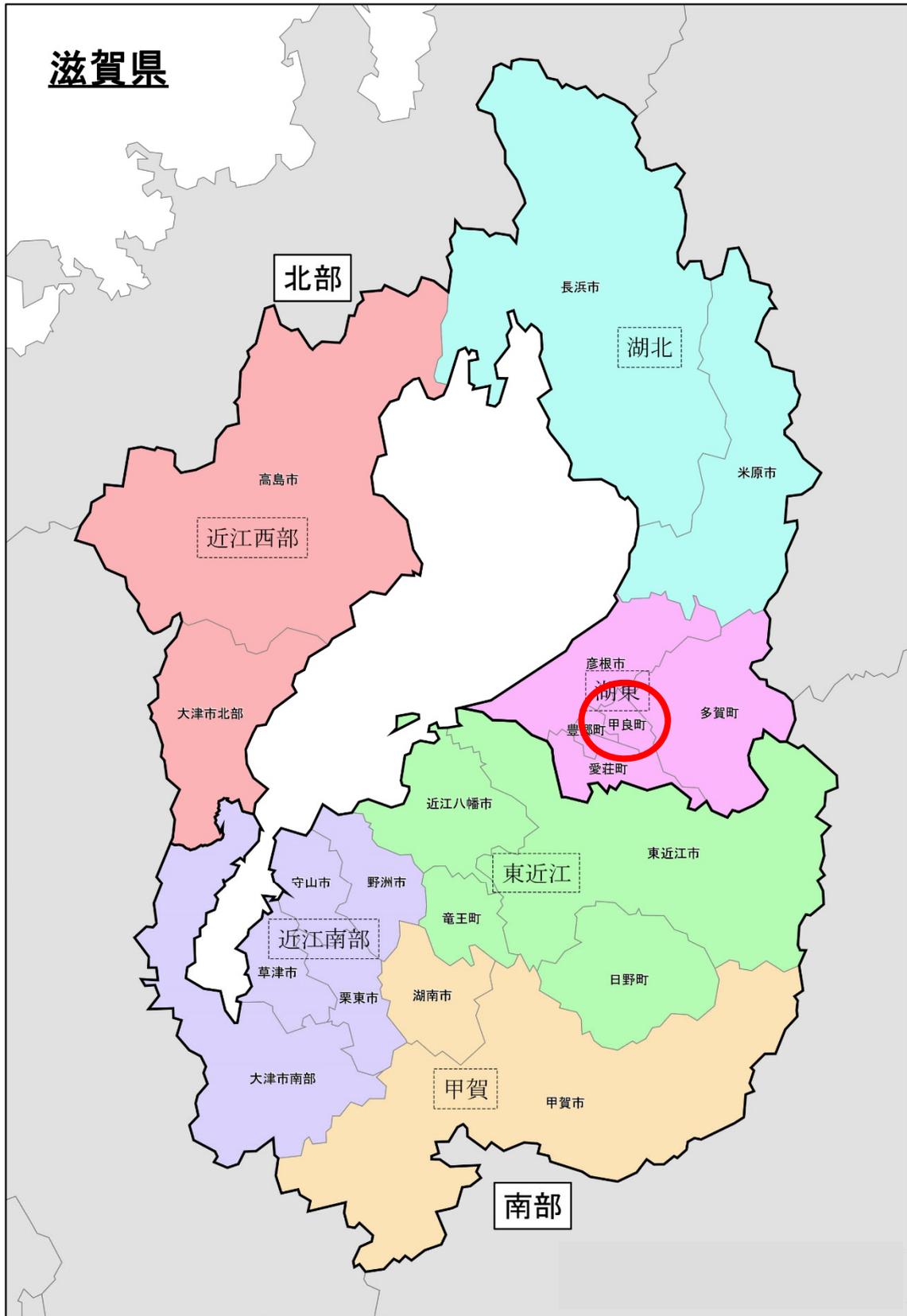
<甲良町の特別警報・警報・注意報発表基準>

令和2年8月6日現在

甲良町	府県予報区		滋賀県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		湖東	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	地面現象（土砂災害）		される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	14
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	117
	洪水		流域雨量指数基準	犬上川流域=22.3
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 35 cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	88
	洪水		流域雨量指数基準	犬上川流域=17.8
			複合基準	犬上川流域=(7, 13.4)**
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%	
	なだれ		積雪の深さ 50cm 以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24時間雨量 15mm 以上	
	低温		最低気温 -5℃以下（気温は彦根地方気象台の値）	
霜		4月以降の晩霜		
着雪		24時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：0℃以上		
記録的短時大雨情報			1時間雨量	90mm

\*\*（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

<滋賀県の子警報区域区分図>



出典：彦根地方気象台ホームページ

第3節 その他の災害関連情報

〈生活基盤班、総務班、関係各班、防災関係機関〉

1 情報活動の概要

町及び防災関係機関は、町域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

(1) 町域の状況に関する情報の種類

種 類	照会及び入手先	町 の 担 当
危険箇所の状況	自治会長他	生活基盤班
交通規制等の状況	警察他	総務班
ライフラインの状況	各施設管理者	総務班
各公共施設等の状況	各施設管理者	総務班・関係各班

(2) 情報の整理

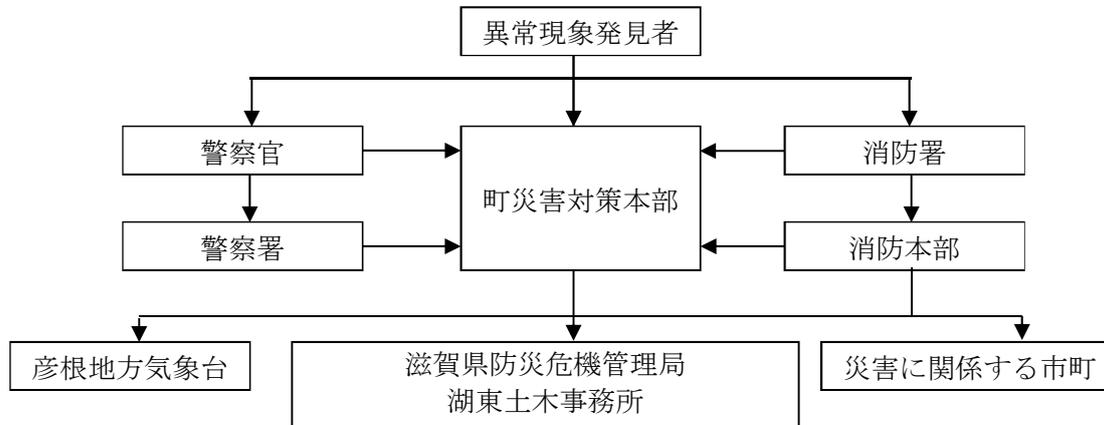
各種情報の収集担当班は、収集した情報を総務班に伝達する。

総務班は、各種情報を整理する。

(3) 情報の伝達

総務班は、収集・整理した情報を必要に応じて各紙、防災関係機関並びに関係住民に伝達する。

<異常現象の伝達系統>



## 2 各災害危険箇所の情報

災害の種類	担当班	情報入手先	把握内容
災害危険箇所	生活基盤班	ア 自治会長 イ 県湖東土木事務所 ウ 犬上川沿岸土地改良区	ア 人的被害の状況 イ 人家等の浸水・損壊の状況 ウ 河川水位の状況 エ 河川堤防等の構造物の状況 オ 土砂災害の発生状況 カ 土砂災害の前兆現象 キ その他
交通情報	生活基盤班	ア 彦根警察署、各駐在所 イ 県湖東土木事務所 ウ 近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所 エ 中日本高速道路(株) オ 西日本旅客鉄道(株) カ 近江鉄道(株) キ 東海旅客鉄道(株)	ア 交通規制 イ 事故 ウ 混雑度 エ 各管理者の対応状況 オ その他
ライフラインの状況(町管理施設以外)	総務班	ア 関西電力送配電(株) イ 西日本電信電話(株)滋賀支店	ア 事故 イ 各管理者の対応状況 ウ その他

## 3 各公共施設等の情報

災害の種類	担当班	情報入手先	把握内容
避難施設	総務班 避難所・教育班 関係各班	ア 自治会長 イ 地区連絡員	ア 管理責任者の所在の有無 イ 施設及び周辺の状況 ウ 各管理者の対応状況 エ その他

#### 第4節 被害情報等

〈総務班、町各班、防災関係機関等〉

##### 1 情報活動の概要

町本部の各班長等は、災害が発生した場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

##### (1) 情報の種類

情報の種別	内容
災害情報	ア 災害の原因 イ 災害発生の日時 ウ 災害発生場所・範囲
被害情報	エ 被害の概況 オ 世帯別被害状況等
応急対策活動に関する情報	カ 住民等の避難状況 キ 避難勧告・指示の状況 ク 防災対策の実施状況 ケ 防災関係機関の防災体制 コ その他、必要な事項

##### (2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続又は続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

##### (3) 担当

総務班は、災害概況及び災害応急対策の情報に関する収集・整理を行う。

##### (4) 情報の収集伝達

各班長は、災害発生による本町体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、町本部に報告する。

町本部及び各班長は、必要に応じて、県等の防災関係機関に伝達する。

なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

##### (5) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

※即報基準及び直接即報基準：資料編参照

##### (6) 情報の内容

各班長は、被害状況等災害に関する情報をおおむね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に町本部に報告する。

※災害即報事項例示：資料編参照

##### (7) 被害の判定

被害状況調査実施に当たっては、「被害程度の判定基準」に従い正確に調査するとともに、彦

根警察署、その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告又は発表前に調整しなければならない。

※被害状況認定基準：資料編参照

## 2 調査・報告の種別

### (1) 概況調査（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者並びに調査者は、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。

### (2) 被害調査（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度、できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

各班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って取りまとめ、調査結果を町本部に報告する。

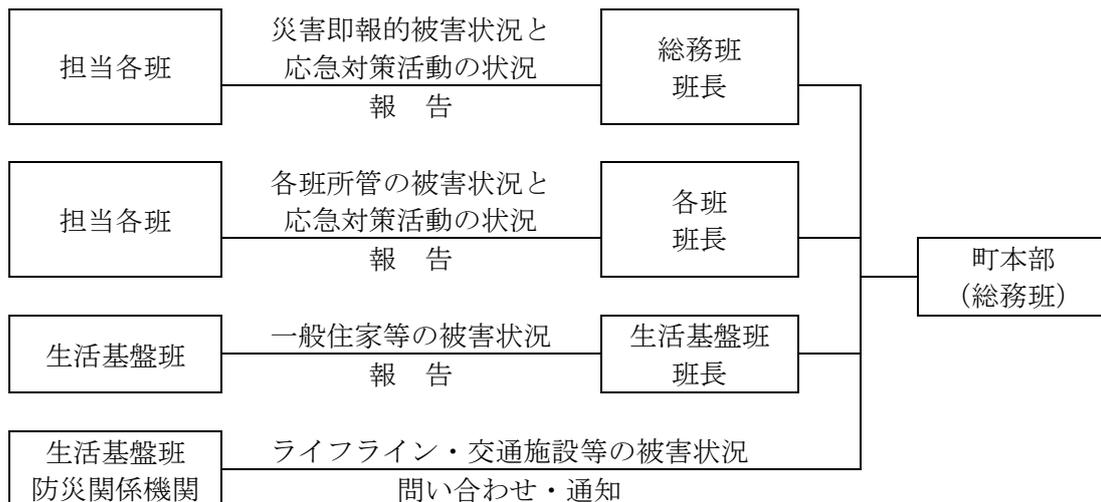
### (3) 被害確定調査（→被害報告）

災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害（確定）報告として報告する。

ただし、被害報告は、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。総務班は、緊急的な災害応急対策を終了した時点で、各班からの被害報告に基づき関係主管各班と協議の上、取りまとめを行う。

## 3 伝達系統

### (1) 担当別伝達系統（町本部）



## 4 調査実施に関する事項

### (1) 総括

住民班は被害調査の主体となり、総務班及び生活基盤班の協力を得て調査についての総合的な計画及び調整を行う。

### (2) 協力要請

被害調査に当たっては、各自治会、関係機関及び関係団体等の協力を得る。

特に、住家等の被害調査に当たっては、地元自治会長等の協力を得るよう努める。

(3) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、又は被害が甚大で町においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他班の応援を求めるほか、県本部の応援を得て行う。

(4) 被害調査室の設置

町本部は、必要と認める場合は、庁内に被害調査室を設置する。

## 5 世帯別被害調査

被害調査は、当該災害の被災状況の基礎的資料とするとともに、後日の災害特別貸付金等の算定資料となるものである。

住家が居住可能かどうかを判定する「被災建築物・宅地応急危険度判定」については、「第13章 第2節建築物等の応急対策」の項に記載する。

(1) 被害調査

町本部は、住民の身体・生命及び財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。被害調査に当たり、次の点に注意する。

ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。

イ 調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

(2) 世帯構成員別被害状況報告

住民班は、世帯別被害調査に基づき、「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

※世帯構成員別被害状況報告書：様式編参照

(3) 被災者台帳の作成

住民班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「被災者台帳」を作成する。

被災者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動及びその実施記録の基本となるため、その作成に当たっては、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備・保管する。

※被災者台帳：様式編参照

## 6 罹災証明書の発行

(1) 罹災証明書

住民班は、災害確定調査により被害が明らかになった住民に対して、「罹災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は、「仮罹災証明書」を交付し、後日、速やかに本証明書と取り替える。

※罹災証明書：様式編参照

※仮罹災証明書：様式編参照

(2) 注意事項

証明書の交付に当たっては契印等の措置をし、重複欠落等のないよう注意する。

## 7 対応事項

(1) 町本部

- ア 災害状況及び応急対策の実施状況を自治会単位に取りまとめる。
- イ 取りまとめた被害状況等については県地方本部を通じて県知事に報告する。

(2) 地区連絡員

調査した管内の災害状況及び災害応急対策の状況を町本部に報告する。

**8 連絡時の注意事項**

(1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に、当直者が災害発生の報告（発生即報）を受けた場合は、直ちに総務課長に連絡する。

(2) 伝達方法

被害情報等の伝達については、町が保有又は利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第2章第1節「通信連絡体制」による。）

(3) 記録

災害状況、その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、発受については必ず記録を残し、整理・保管を行う。

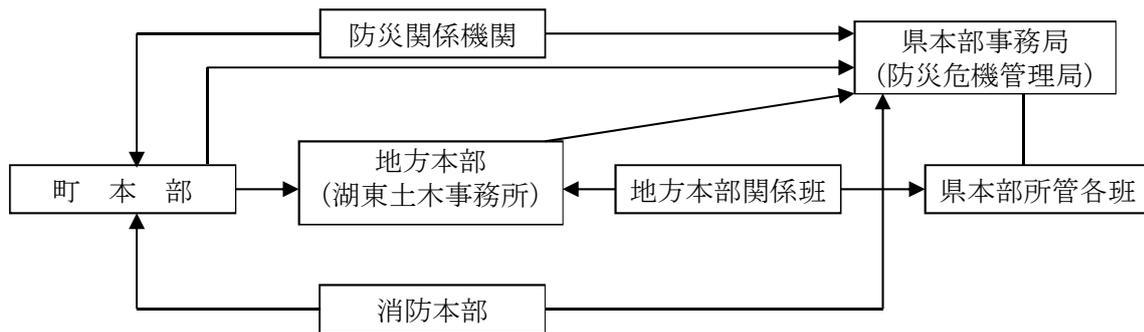
**9 県への報告**

(1) 被害即報（発生即報を兼ねる）

災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を、県防災情報システムを使用して、県地方本部へ被害即報を報告する。県防災情報システムが使用できない場合の被害即報は電話、FAX等の非常通信により県地方本部へ通報する。

被害即報は、所定の様式に定める事項のうち、判明した事項から順次、県の防災情報システム又は防災行政無線等により通報する。また、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合は、県に加え消防庁にも第一報を報告する。

**【被害即報の伝達系等】**



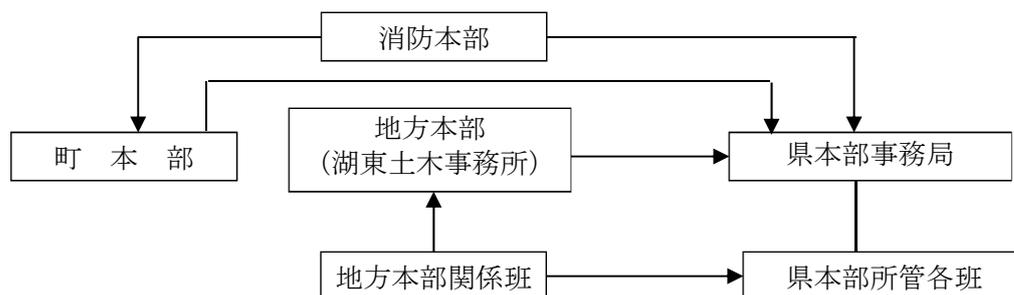
【総務省消防庁への報告先】

[平常時 消防庁応急対策室] (N T T回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) (消防防災無線) 42-90-43413 42-90-49033 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) 6-048-500-90-43413 6-048-500-90-49033 (FAX)	[夜間・休日 消防庁宿直室] (N T T回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) (消防防災無線) 42-90-49102 42-90-49036 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) 6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (FAX)	[消防庁災害対策本部設置時] (N T T回線) 03-5253-7510 03-5253-7553 (FAX) (消防防災無線) 42-90-49175 42-90-49036 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) 6-048-500-90-49175 6-048-500-90-49036 (FAX)
---	---	---

(2) 被害(確定)報告

被害報告は、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うが、最終的な被害確定報告は災害応急対策を終了した後、10日以内に行う。

【被害報告の伝達系等】



10 調査及び報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容	様式内容	細分類事項	備考
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。	1 2 3 4 5	災害全般 火災 特定の事故 救急・救助 災害概況	県1号様式 県2号様式 県3号様式 県4号様式
災害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害及び住家被害を優先して即報する。	6 7 8 9	災害全般 人・建物 道路・河川 農業	県4号様式その1 県様式 県様式 県様式
災害確定調査	被害報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。	10 11	災害全般 被害の総括	県1号様式
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。  ※ なお、これらのほかに各班において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意を要する。	12 13 14 15 16 17	世帯構成員別 水道事故 学校給食用物資 町有財産（報告） 町有財産（集計） 農林関係	

※即報基準及び直接即報基準：資料編参照

※災害即報事項例示：資料編参照

※被害状況認定基準：資料編参照

※第4号様式(その1)「災害概況即報」等：様式編参照

※災害確定報告様式：様式編参照

## 第5節 広報

〈総務班、町各班、防災関係機関〉

### 1 広報活動の概要

町及び防災関係機関は、収集した災害情報を整理し、正確な情報を必要に応じて、住民及び報道機関等に広報する。

#### (1) 広報体制

町本部における広報活動は、総務班を主体に実施し、広報活動及び広報窓口の一元化を図る。

#### (2) 作業分担

班名	作業内容
各班	ア 刻々の情報を総務班に連絡するとともに、災害記録、写真、広報資料等を積極的に速やかに提出する。
総務班	イ 各班と緊密な連絡を行う。 ウ 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。 エ 住民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 オ 県及び防災関係機関に対し、直接に、又は関係各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 カ 消防庁に対して直接に、又は関係各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項等の広報を行う。 キ 特に災害写真の撮影・収集等に努める。

#### (3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に町本部、県、防災関係機関等と調整・確認を行う。

#### (4) 広報内容

情報の種類	広報内容
気象予警報等に関する連絡を受けた場合の事項	気象予警報等の内容 雨量、水位等の状況 予想される災害の種類と場所 災害に対する警戒の呼び掛け 事前避難の必要な地区、避難施設及び避難方向の指示 避難途中の注意点 その他、必要な情報
災害発生後の事項	(ア) 災害の種別(名称) (イ) 発生年月日 (ウ) 災害発生場所 (エ) 被害状況 (オ) 災害救助法適用の有無 (カ) 町や関係機関の防災体制 (キ) 町や関係機関の応急・復旧対策の状況 (ク) 住民に対する注意・協力要請 (ケ) 避難の勧告・指示 (コ) その他、必要な情報

## 2 住民への広報

### (1) 広報手段別の広報活動

広報手段	広報活動等
ラジオ、テレビ等の報道機関	・ラジオ、テレビによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため地域FM局をはじめとする報道機関に要請する。ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限がある。
広報車等	・町域全般、及び特に災害が切迫した地域への広報には、広報車又はスピーカーを搭載した車両による広報を行う。ただし、広報車による情報伝達は、走行速度又は風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で、停止した状態での広報や広報車以外の広報手段との併用等を心掛ける。
住民組織を通じた伝達	・電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災組織のリーダー等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。
広報紙、チラシ等の配布・掲示	・自治会組織等を通じての広報紙やチラシの配布は、伝達速度が遅いので、緊急的な情報以外の広報について行う。また、町役場及び公共機関等において、広報発表内容の掲示を行うとともに、ホームページに掲載する。
防災行政無線（戸別受信機）	・防災行政無線により広報を実施する。
メール配信システム等による広報	・湖東定住自立圏メール配信システムを活用し、広報活動を実施する。 ・ヤフー株式会社との災害協定を活用し、避難勧告・避難指示や避難所情報、その他様々な災害に関する情報を集約・整理して住民に提供する。

### (2) 避難者への広報

避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況・見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

### (3) 住民等からの問い合わせ

電話等による一般住民等からの問い合わせには、丁寧に対応するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した住民の名簿等の把握に努める。

### (4) 住民の要望等の把握

災害時における住民の要望を速やかに把握することに努める。

## 3 報道機関への広報

### (1) 基本方針

災害対策に関する情報は、各報道機関に提供する。収集した諸情報については、入手の都度、速やかにその内容を各報道機関に提供する。

(2) 提供方法

報道機関に対しては、庁舎内に臨時記者会見席を設け、副本部長が災害に関する情報を発表する。なお、報道機関への情報提供については、Lアラート（TVデータ放送、ラジオ等）の活用に努める。また、災害対策本部情報掲示板を設置し、発表内容等を掲示する。

(3) 提供先

彦根新聞記者会に所属する報道機関等、町内の主な報道機関を対象とする。

(4) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

町本部は、災害に関して次に掲げる緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を經由して（町と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）日本放送協会大津放送局に放送を求めることができる。

この場合、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示する。

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命・財産を保護するための警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4の避難勧告及び避難指示（緊急）等
- イ 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
- ウ 災害時における混乱を防止するための指示等
- エ その他、町本部が特に必要と認める事項

※緊急警報放送の放送要請書：様式編参照

4 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を町本部に通知する。

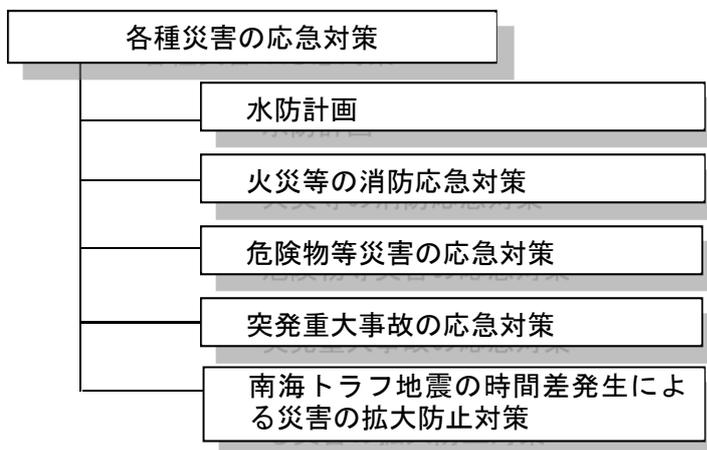
防災関係機関	関連注意事項
彦根市消防本部 消防団	出火防止のための広報及び火災の延焼状況等の広報を行う。
彦根警察署	交通規制状況及び治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
日本放送協会大津放送局 びわ湖放送(株) (株)京都放送滋賀放送局 (株)エフエム滋賀 FMひこね FMひがしおうみ	災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 町、その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時的措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力送配電(株)	報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について住民への周知に努める。
西日本電信電話(株)滋賀支店	報道機関を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について住民への周知に努める
西日本旅客鉄道(株) 近江鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)	災害時において町から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

## 5 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

## 第3章 各種災害の応急対策

水害、土砂災害、火災、地震災害、危険物災害、突発重大事故等、各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じて適切な応急活動が行えるように図る。



### 第1節 水防計画

〈総務班、生活基盤班、産業・生活物資班、消防団〉

#### 1 水防計画

水防計画は、水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）第3条に基づき、河川の洪水等による水害等を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、計画の概要は以下のとおりであるが、あくまでも抄録のため、甲良町水防計画によって詳細を確認するものとする。

#### 2 実施責任

本町では、水防法第5条に基づく水防団が未設置のため、原則として、消防団員及び町職員を中心として、本町域の水防業務を行う。

#### 3 水防本部

町は、水防管理者（町長）が必要と認め、あるいは県水防本部から指令を受けた場合は、本庁舎内に水防本部を設置するとともに、消防団員、生活基盤班等を出動させ水防活動を行う。

なお、水防本部は、町災害対策本部が設置された場合には、その組織に編入する。この場合、「水防本部」は「災害対策本部」と読み替えて適用するものとする。

#### 4 水防活動

町の水防活動は町水防計画による。

## 第2節 火災等の消防応急対策

〈総務課、消防本部、署、団〉

### 1 消防基本方針

消防機関は、地震に伴う火災、水害、土砂災害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生又は発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

### 2 消防の組織体制及び任務

#### (1) 組織

※消防の組織体制：資料編参照

#### (2) 任務

※消防組織の任務：資料編参照

### 3 消防団員の非常招集

おおむね震度4以上の地震が発生した場合所定の場所へ参集する。

#### (1) 参集場所

消防団幹部は、甲良町役場に参集する。その他の団員は、消防車庫前へ参集する。

#### (2) 参集時の任務

団員は、参集時に家屋倒壊及び道路状況等の被害状況並びに消防活動阻害状況等の情報を収集するものとする。また、火災現場に遭遇した場合は、状況により適切な判断を行い行動する。

なお、町職員が消防団員である場合は、町職員としての職務を優先する。

### 4 活動体制

火災が延焼拡大に至ったときは、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないときは、重要地区に消防力を結集し、防御に当たることを地震時火災の基本方針とする。

#### (1) 初期措置

地震発生に際しては、平常の業務を全て停止し、次の体制により災害活動に専念する。

##### ア 町消防警備本部

甲良町役場に町消防警備本部を設置し、町長が警備本部長として消防全般の総括的指揮（消防署は除く）に当たる。この場合において、町長は地震警備体制に入る旨の「地震警備配置」の指令を発令するものとする。

##### イ 消防団

(ア) 無線電話各移動局の開局、試験

(イ) 車両の安全確保

(ウ) 消防機器の点検、増強

(エ) 出火防止、初期消火の広報

(オ) 初期消火の指揮

(カ) 人命救助

#### (2) 火災出動

同時多発的に発生する地震時火災に対しては、管轄区域内の火災の警戒鎮圧に当たることを

原則とする。

なお、町消防警備本部からの命令があるときは、これに従う。

※消防車両保有状況：資料編参照

## 5 応援要請

現有の消防力で対応が困難である場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、応援を要請する。

方法、情報提供等については、各協定書の定めるところによる。

※消防相互応援協定（甲良町、豊郷町、多賀町、彦根市）：資料編参照

※滋賀県下消防団広域相互応援協定：資料編参照

※滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領：資料編参照

※大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱：資料編参照

## 6 地域住民の行うべき行動

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、次の活動を行う。

- (1) 住民は、近隣地域における火災に対して、地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自治会あるいは自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

## 7 消防職員の非常招集、活動体制等（彦根市）

消防職員の非常招集及び活動体制については、彦根市消防本部の規定による。

### 第3節 危険物施設等の応急対策

〈町、県、防災関係機関、消防本部・署、団、彦根警察署〉

地震等の災害時には、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物・劇物貯蔵施設等において、火災爆発、漏えい等の危険が予測されるため、施設管理者は関係機関と連携し、防災計画等に基づき、火災、爆発、流出拡散等の防止について自衛消防組織による自主的な活動を行う。

#### 1 実施責任

##### (1) 責任者

責任者とは、危険物施設等の所有者、管理者及び占有者で、かつその権限を有する者を指し、災害発生施設等の当該責任者は、直ちに町、消防本部等に通報の上、施設（事業所）等においてあらかじめ定める計画により応急対策を実施する。

##### (2) 町、県、その他防災関係機関

町及び消防本部は、責任者等から通報を受けた場合、関係機関に連絡するとともに、消防計画に基づき消火、災害の拡大防止、被災者の救出等の応急対策を実施する。

なお、町、県、その他防災関係機関は、災害の規模・状況により、総合的な応急対策を実施する。

#### 2 責任者等の対応

責任者及び危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

- (1) 爆発、誘爆の回避措置
- (2) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (3) 盗難防止措置
- (4) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (5) 付近住民への危険周知及び避難誘導
- (6) 県、市町、警察、消防機関等、関係機関への通報
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

#### 3 町、県、その他防災関係機関の対応

災害発生の通報を受けた場合、災害の規模・状況に応じて、相互連絡及び協力のもとに次の応急対策を実施する。

##### (1) 情報の収集・伝達

消防本部・署及び総務班は、被災現地に職員を派遣するなどして被災状況を適確に把握するとともに、県、その他防災関係機関に災害の発生即報、状況に応じた被害即報を行う。

県は、関係機関との連携を密にして情報収集等を行うとともに、必要により放送機関に対し、事故及び応急対策の状況、県民のとるべき措置や注意事項に関する放送を要請する。

##### (2) 広報活動

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。また、住民の立入制限、退去等の措置を実施した際には地域住民に対して広報活動を行う。

##### (3) 救急医療

当該責任者（事業所）、彦根警察署、彦根市消防本部、医療機関、その他関係機関は、相互協

力のもと救護・救急医療を実施する。

(4) 消防活動

消防署、団は、危険物火災の特性に応じて、引火性、発火性、爆発性物質の移動といった消火、防火、防爆等の消防活動を迅速に実施する。

(5) 応援要請

各種の応急対策活動を実施する場合、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

ア 救急医療→県、その他関係機関

イ 消防活動→県、その他消防機関

ウ 高圧ガス施設災害→滋賀県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所他

(6) 避難

避難所・教育班、総務班及び消防署・団は、彦根警察署と協力して、避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設・収容を行う。

なお、県は災害の状況により自衛隊出勤等についての調整を行う。

(7) 災害警備

関係機関連携のもとに、立入り禁止区域の設定、群集整理、住民の避難誘導等の被災地警備を行い、秩序維持に努める。

(8) 交通対策

道路管理者、彦根警察署、その他関係機関は、被災地域の交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(9) 公共機関の対策

関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)、その他の公共機関は、それぞれ定める防災計画により、応急対策を行う。

(10) 危険物等の移動・搬出

災害による被害拡大を防止するため、危険物施設の責任者及び危険物等を搬出する者は、移動できるものは安全な場所に移動させるなどの措置を講ずる。

また、近畿経済産業局は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止の緊急命令を行う。

#### 第4節 突発重大事故の応急対策

〈町、県、防災関係機関〉

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、雑踏における事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故に対し、町本部及び関係機関等は十分な措置を講ずる。

##### 1 対応措置

###### (1) 通報

町内において突発重大事故を発見した者は、直ちに町、彦根警察署又は彦根市消防本部に通報する。

通 報 先	専用電話	加入電話
彦根市消防本部	119	22-0119
彦根市消防本部消防署犬上分署	—	38-3130
町役場	—	38-3311
彦根警察署	110	27-0110

###### (2) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、町は、事故対策本部を設置し、防災関係機関と連携して情報の収集に当たり、救急医療、救助、その他応急対策を実施する。（必要に応じて前線指揮本部の形態を取る。）

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類に応じて、災害対策本部の設置や活動に準じて実施する。

###### (3) 情報の収集・伝達

町、県及び当該事故の防災関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換する。

###### (4) 周辺住民等の安全確保

事故現場の危険性が高いと判断した場合は、警察等と協力して現場周辺の立入禁止措置を実施するなど、周辺住民等の安全が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

###### (5) 救急医療、救助活動

###### ア 町、県及び当該事故関係機関

上記機関は、次の措置を実施する。

- (ア) 医師及び看護師の派遣
- (イ) 医療機材及び医薬品の輸送
- (ウ) 負傷者の救助
- (エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

###### イ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、事故の通報を受けた場合、直ちに救護組織による現地での医療救護活動を行うとともに、医療施設（赤十字病院）の受入れ体制の確保に努める。

###### (6) 消防活動

消防機関は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

###### (7) 救援物資の輸送

生活基盤班、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと、被災者に必要な物資を速やかに確保し搬送する。

(8) 応急復旧用資機材の確保

町、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(9) 交通対策

防災関係機関及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと、必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(10) 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

## 第5節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

〈町、県、防災関係機関〉

過去に発生した南海トラフ地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生するほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。

また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震注意）」などが発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

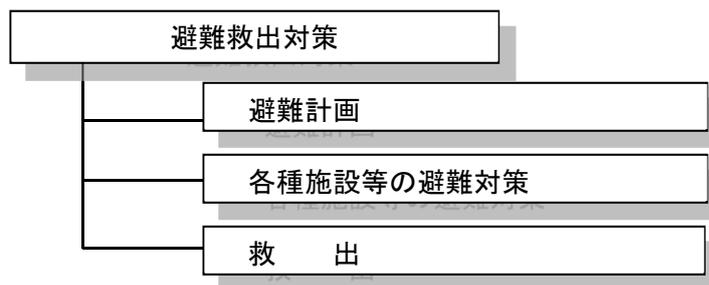
町は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生した場合の一般的な地震の余震規模を上回る後発の地震に対する対策を以下のとおり実施する。

- (1) 後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等については、数日間に限っての避難の実施を検討する。
- (2) 地震による二次災害を防止するため、建築物及び宅地の応急危険度判定を早急に実施し、最初の地震で脆弱になっている建築物等について住民に周知を徹底する。また、応急危険度判定の結果、危険と判断された建築物やがけ地には立入禁止を呼びかける。

## 第4章 避難救出対策

町本部は、災害時における人的被害を回避するため、彦根警察署、その他関係機関と協力し、住民に対して避難勧告等を発令し、避難誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、罹災者の救出や災害警備等に努める。

なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。また、外国人については平常時より防災教育に努めるものとする。



### 第1節 避難計画

〈総務班、避難所・教育班、消防署・団、彦根警察署、各施設管理者、防災関係機関〉

#### 1 実施責任

総務班は、災害に際し、彦根警察署及び関係機関と連携のもとに、町本部長の指示（命令）に基づき、住民の生命の安全を図るため、警戒レベル4の避難勧告、避難指示等を発令する。

避難所・教育班、各施設管理者は、町本部長の指示や協力要請を受け、指定緊急避難場所の開放・開設に当たる。

#### 2 応急措置

##### (1) 事前避難

洪水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとき、又は、地震発生後において二次災害が発生するおそれがあるときは、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始又は警戒レベル4の避難勧告を発令し、指定緊急避難場所等を開設するとともに、危険区域内の要配慮者に対して、時間に余裕をもって安全な場所に事前避難するよう勧告する。

##### (2) 緊急避難

予期せぬ事態により、著しく危険が切迫したと認められるときは、警戒レベル4の避難勧告・避難指示（緊急）を発令し、危険区域内の住民を近隣の安全な指定緊急避難場所等に避難させる。なお、避難が遅れ、洪水等により指定緊急避難場所等への避難が危険になった場合は、住宅の2階など安全な場所への避難（垂直避難）を指示する。

##### (3) 避難収容

事態が安定し、安全が確保できる場合、事前に一時避難所に避難した者及び一時的に緊急避難した者を、状況に応じて指定避難所に収容保護する。また、災害のため現に住居に被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

### 3 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

町本部長は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令し、避難のための立ち退きを指示する。

なお、避難勧告等の発令に関する詳細については、「避難勧告等の判断伝達マニュアル」による。

<避難勧告等の実施責任者、措置、実施の基準>

警戒レベル	事項区分	実施責任者	措置	実施基準
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	町長	要配慮者等（社会福祉施設を含む）に対する立ち退き勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
	避難勧告	町長 （災害対策基本法第60条）	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
警戒レベル4	避難の指示等	知事及びその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法25条）	立ち退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		水防管理者（町長） （水防法第29条）	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
		町長 （災害対策基本法第60条）	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。※
		警察官 （災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）	立ち退きの指示 警告 避難等の措置	町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	
	避難勧告・避難指示（緊急）に当たっての助言 （災害対策基本法第61条の2）	指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、避難指示（緊急）または避難勧告に関する事項について町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。		
	知事による避難の指示等の代行 （災害対策基本法第60条第6項）	知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難の指示に関する措置の全部又は一部を代行する。		
	避難勧告・避難指示（緊急）の解除に当たっての助言 （土砂災害防止法第32条）	国土交通大臣または知事は、避難指示（緊急）または避難勧告の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。		

※（避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。）

第3部 災害応急対策計画  
第4章 避難救出対策

<警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達>

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	備考
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報* ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	町が発令
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示（緊急）* ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性	

＜避難勧告等の発令の目安＞

項目		内容
避難準備・高齢者等 避難開始	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒巡視等により危険が予測される場合</li> <li>※町域の河川等において、降水量・降水時間と氾濫の関係性が明確になる場合、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する。</li> </ul>
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨情報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
避難勧告	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）が発表され、気象庁の予測雨量（短時間メッシュ）等から、さらに多量の降雨が予想される場合</li> <li>消防署等関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合</li> <li>浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合</li> </ul>
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合</li> </ul>
避難指示（緊急）	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況により、本部長が必要と認めるとき</li> <li>※町域の河川等において、水位や現地情報等が把握できる場合、氾濫が発生し始めたときに避難指示（緊急）の発令を検討する。</li> </ul>
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害が発生した場合</li> <li>避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合</li> </ul>
災害発生情報	水害	○氾濫が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
	土砂災害	○土砂災害が発生した場合

※水位を観測していない河川についても、消防団等が出動した場合は、現地情報を避難勧告の判断材料とする。

※小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に町が判断できる情報が少ないことから、住民等からの被害情報を入手して避難勧告の発令の参考とする。

※台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

(1) 町本部は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告避難指示（緊急）を行った場合、必要事項を関係機関へ通知する。

ア 町本部から知事への報告は県防災行政無線にて行う。

イ 県防災行政無線が使用不可能な場合、又は県からの指示があった場合には、県地方本部を通じて県本部へ報告する。

ウ 勧告等が洪水等による事由で行われた場合には、このことを速やかに下流地域の水防管理者へ連絡する。

(2) 町本部は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合には、速やかにその内容を住民に対して周知する。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 内水氾濫の発生による水害等の場合、屋外を移動して避難場所へ避難するよりも自宅等の屋内に留まり、上階へ移動する方が安全である場合が考えられる。町本部は、このような場合「避難のための立退き」にかえ、屋内での退避等の安全確保措置を住民に指示する。なお、以下の場合には「避難のための立退き」指示等を行う。

ア 河川の氾濫による水害

イ 土石流、がけ崩れ等の土砂災害

#### 4 警戒区域の設定

##### (1) 警戒区域の基準

町本部等は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、人命及び身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止・退去を命ずることができる。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
町長	災害全般	・災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	・同上の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
		・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務 執行法第4条
自衛官	災害全般	・町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法 第63条
消防吏員 又は 消防団員	火災を除く 災害全般	・災害の現場において、消防活動の確保を主目的に実施する。	消防法第36条に おいて準用する 同法第28条
水防団長・団員 又は消防機関 に属する者	洪水	・水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条
県知事による 応急措置の代行		・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

##### (2) 設定方法

警戒区域の設定については、彦根警察署、消防署等関係機関と調整を図った上で設定し、警戒区域を設定した場合は、縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

## 5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

### (1) 伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は、状況に応じておおむね次の方法によるほか、第2章第5節「広報」による。

※避難勧告等広報文例：資料編参照

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に関する詳細については、「避難勧告等の判断伝達マニュアル」による。

#### 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法

区分	伝達内容	伝達手段
事前避難 (避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告)	ア 事前避難すべき理由 イ 危険区域 ウ 避難対象者 エ 避難すべき場所 オ その他注意事項	ア 町防災行政無線 イ 広報車 ウ 口頭伝達 エ 緊急速報メール、エリアメール
緊急避難 (避難勧告又は避難指示（緊急）)	ア 緊急避難すべき理由 イ 避難すべき場所 ウ 避難経路 エ その他注意事項	ア 町防災行政無線 イ 広報車 ウ 口頭伝達 エ 緊急速報メール、エリアメール オ サイレン吹鳴
避難収容	ア 一時避難所から移動する理由 イ 移動方法 ウ 移動先（収容施設） エ その他注意事項	ア 口頭伝達

### (2) 避難勧告、避難指示（緊急）について助言を求める窓口

県に対して避難勧告、避難指示（緊急）について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

#### ア 洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局または湖東土木事務所

#### イ 土砂災害関係

土木交通部砂防課または湖東土木事務所

## 6 避難勧告、避難指示（緊急）に関する注意事項

避難勧告避難指示（緊急）に当たっては、次の事項に注意する。

### (1) 避難者への周知事項

ア 避難に際し、火気、危険物等の後始末及び戸締りを完全にする。

イ 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ 現金、貴重品ほか日用品、身の回り品を最小限にする。また、状況に応じ、避難者に2食程度の食料、水、日用品、照明具及び最小限の着替えを携行させる。

エ なるべく氏名票を携行させる。

オ 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。

力 隣人（家）への伝達

## (2) 避難者の確認、救出

町職員、警察官、消防団員等は、避難勧告、避難指示（緊急）を発した地域に対し、避難終了後、速やかに巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難勧告、避難指示（緊急）に従わない者については説得に努め、状況によっては、強制措置をとる。

## 7 避難誘導の方法

### (1) 実施責任

町本部は、警察官、消防団員等と連携して避難誘導を行い、地区ごとに責任者及び誘導員を定め、特に安全に配慮し統制を図り実施する。

なお、誘導に当たっては、関係自治会長及び自主防災組織等とも連絡を取り、協力を求める。

### (2) 自治会等への協力要請

避難指示は複数の地区同時に発令され、避難誘導に当たる職員数が不足する事態も考えられるため、自治会や自主防災組織の協力を求めるものとする。このため、夜間の避難や豪雨時の避難等のことを考え、自治会が必要とする搬送器具等の整備に努める。

### (3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては、自治会単位又は避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア 高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者等の要配慮者

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

### (4) 実施時の留意点

ア 避難誘導のため町職員、警察官、消防団員等を配置する。

イ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。

ウ 危険が伴う場合は、誘導ロープにより安全を図る。

### (5) 避難経路

ア 各地区の防災マップに記載された安全な避難経路を利用することを基本とするが、消防用車両等が輻輳する事態も考慮し、臨機応変に経路を選定して避難する。

イ 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。

ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

エ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導索を設置する。

### (6) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

### (7) 避難者の確認

町は、県警察、消防署、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得て、在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の避難行動要支援者名簿を利用することにより、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は要配慮者の心身の状況により避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所、医療機関への入院などの措置をとる。

(8) 報告、記録

避難誘導の状況を町本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

8 避難場所及び避難所の開設と避難者の受入れ

(1) 避難場所

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、町は、速やかに指定緊急避難場所を開設し、避難者の受入れを円滑に実施する。

ア 自治会が設定する避難場所（一時避難所）

突発的に大地震が発生したときや大火災時には、住民は各自治会が選定した緊急避難場所（一時避難所）に避難し、安全確保と安否確認を行う。

風水害時には地区の公民館等に避難し、安全確保を図る。

イ 指定緊急避難場所

大規模な風水害時に多くの住民を収容可能な指定緊急避難場所（学校体育館等）に避難し、安全確保を図る。

また、大規模な地震時や大火災時に多くの住民を収容可能な指定緊急避難場所（学校グラウンド等）に避難し、安全確保を図る。

※指定緊急避難場所：資料編参照

(2) 避難所

災害が発生し、町内で住居倒壊等の被害が発生した場合、被災した住民を収容するため、町は、速やかに指定避難所を開設し、被災者の収容を円滑に実施する。

ア 一時避難所

地区の一時避難所（公民館等）に収容し、被災住民の確保を図る。なお、一時避難所が安全上で問題がある場合は、指定避難所に収容する。

イ 指定避難所

大規模な災害により、多くの被災住民を収容する必要がある場合、指定避難所（学校体育館等）を開設し、被災住民を速やかに収容する。

なお、指定避難所の開設に関する詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

※指定避難所：資料編参照

指定避難所として指定されている公共的施設においては、障害者用トイレ、スロープ、FAX、字幕放送対応テレビの設置を図るなど要配慮者に配慮した設備の整備を図る。

(3) 避難所開設の報告

町本部は、避難所を開設したときは、直ちに県地方本部及び彦根警察署長に対して次の事項を通報する。

ア 避難所開設日時・場所又は施設名

イ 収容状況及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他の参考となる事項

(4) 避難所の管理運営

避難所責任者は、適切に避難所の管理運営を行う。なお、避難所の管理運営に関する詳細につ

いては、「避難所運営マニュアル」による。

(5) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し町本部に対し一定時間ごとに報告する。なお、収容状況の報告に関する詳細については、「避難所運営マニュアル」による。

(6) 応援要請

町本部は、災害時に予定した避難所が使用できなくなるなど、町において適切な避難所を開設することができない場合、隣接市町の施設を利用して避難所を開設することが適当と判断するときは、県地方本部に対して要請する。ただし、事態が急迫し、余裕のないときは、隣接市町に直接要請し、その応援を得て開設する。

(7) 学校施設に避難収容者を受入れたときの対策

ア 臨時応急避難の場合

学校長は、町本部の指示によりできる限りの協力を行う。

イ 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、町本部は学校長等と協議し、必要な措置をとる。

(8) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設の期間は、災害発生から七日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、町本部長は、県本部長の事前承認を受けなければならない。

(9) 避難所の閉鎖

ア 町本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ 避難所責任者は、町本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ 町本部は、避難者のうち住居が倒壊により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

## 9 避難収容者への配慮

(1) 避難所生活における配慮

避難収容者は、老若男女が同じ広い空間で一時的に同居生活を余儀なくされるため、避難世帯ごとにパーティションで区切るなど、プライバシーの確保、女性の視点等について配慮を行う。

(2) ペット同行避難への対応

町は、避難者のペット同行避難に備え、指定避難所のグラウンド等にペットのスペースを確保し、簡易な施設の設置に努めるものとする。

その際、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止（盲導犬等の介助犬は除く）とし、ペットの飼養は所有者の自己責任で管理、給餌、排泄物の清掃を行うことを基本とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症等流行時の対応

新型コロナウイルス感染症等流行時は、避難所における避難者の過密抑制など以下のような感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

ア 指定避難所以外の避難所の開設検討

イ 親戚や友人の家等への避難検討の周知

- ウ 避難者の健康状態の確認
- エ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- オ 避難所内の十分な換気の実施、スペースの確保等
- カ 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

## 10 福祉避難室及び福祉避難所の設置

町は、避難所での集団生活が困難な要配慮者に対しては、指定避難所である小中学校等の特別教室や空き教室に「福祉避難室」を開設し、受入れを行う。福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能レベルの要配慮者を対象とするが、さらに専門的な介護等を必要とする要配慮者については、町保健福祉センターを「福祉避難所」として開設する。保健福祉センターだけでは不足する場合、犬上ハートフルセンター及び町内の社会福祉施設等と受入れ可能人数等を協議し、福祉避難所の開設を要請する。

福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに住民に対し周知するとともに、県本部に報告する。

## 11 避難所における県の福祉支援計画

### (1) 県災害福祉支援ネットワーク本部の設置

県は、県内にしが DWAT 派遣基準に該当する災害が発生した場合、災害派遣福祉チーム（しが DWAT）の派遣調整等のため、県社協と協力して、県災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を危機管理センター内に設置する。

### (2) 災害派遣福祉チーム（しが DWAT）の派遣

- ① ネットワーク本部は、前条の派遣基準により災害派遣福祉チーム（しが DWAT）を派遣する必要があると認めたときは、派遣内容を検討の上、協定締結団体の長に対し派遣可能なしが DWAT 登録員の報告を依頼する。
- ② 前項の依頼を受けた協定締結団体の長は、速やかに派遣可能なしが DWAT 登録員とそれぞれの派遣可能期間等をネットワーク本部に報告する。
- ③ ネットワーク本部は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、チーム員、協定締結団体等関係機関に通知する。
- ④ ①から③までの依頼、報告、通知については文書により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼、報告、通知も可とし、後日文書の提出を行うものとする。

### (3) 災害派遣福祉チーム（しが DWAT）の活動内容

災害派遣福祉チーム（しが DWAT）は、派遣先である一般避難所及び福祉避難所において、災害時要配慮者に対し、次に掲げる活動を行う。

- ① 福祉避難所等への誘導
- ② アセスメントの実施
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 関係機関・他職種チーム・被災地社会福祉施設等との連携

⑦その他、ネットワーク本部またはリーダーが必要と認める活動

チームは、町災害対策本部や避難所の管理者から活動内容の承認を得るなど、当該町等と十分に連携を図るとともに、避難所における情報共有のための会議への参加、地域の社会福祉施設等との連携等、関係者との連携を図り、活動を行う。

## 12 広域一時滞在

### (1) 基本方針

町本部は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、町域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）の実施の必要があると認められるとき、又は県を通じ他都府県等から実施を求められたときは、災害対策基本法第86条の2から6に基づき、県本部と連携し、広域一時滞在を実施する。

### (2) 県内における広域一時滞在の実施

町が被災した場合、町本部は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。

### (3) 県外における一時滞在

町が被災した場合、町本部は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示して、県に対し他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

### (4) 他府県等からの協議

県本部が他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたとき、町本部は受入れを決定し県本部に受入れを通知する。県本部は、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知する。

### (5) 県外避難者の受入れ

町本部は、他府県等からの協議による広域一時滞在を実施するとき、若しくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、以下により対応する。

ア 指定避難所の設置と運営

イ 相談窓口の設置

### (6) 避難者への支援

町本部は、県外避難者に対し、次の支援を実施する。

ア 県外避難者情報の収集

イ 県外避難者への総合的な支援

ウ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

### (7) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難勧告等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、町本部は、県本部と連携し、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

## 第2節 各種施設等の避難対策

〈避難所・教育班、総務班、各施設管理者、消防署・団〉

### 1 学校施設

#### (1) 実施責任

ア 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速確実に校内又は校外の安全な避難場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知・連絡

ア 学校長は、職員及び児童・生徒に対する避難の指示を、サイレン又は拡声器等により行い、その旨周知徹底を図る。

イ 学校長は、児童・生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会にその旨連絡する。

#### (3) 移送方法

ア 教職員は引率責任者として、児童・生徒を地区別に班編成し、次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

イ 危険な橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

ウ 引率責任者は、拡声器を所持する。

エ 感電、水没等の事故防止に努める。

オ 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

### 2 幼稚園・保育園施設

幼稚園長及び保育園長は、前記「1 学校施設」に準じて避難対策を実施する。

また、園児の保護者から安否の問い合わせ、迎え等が殺到することも考慮し、災害時の連絡先、連絡方法等については日頃から保護者に周知しておく。

### 3 事業所等

#### (1) 実施責任

事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

#### (2) 移送方法

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

### 4 社会福祉施設

#### (1) 実施責任

社会福祉施設等は、地震等の災害により物的・人的被害が発生した場合は、下記のとおり町、県へ被災状況報告を行う。

ア 高齢者福祉施設及び障害者福祉施設は、県及び町の両方へ報告。

イ 児童福祉施設は、町へ報告。

ウ 救護施設は、県へ報告。

(2) 被害状況の把握

老人ホーム等入所施設については、町が県と連携し、被災状況を把握し、保育所等通所施設については、町がその被災状況を把握する。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

ア 施設入・通所者の被災状況

イ 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等

ウ 施設・設備の被災状況

エ 他施設等からの被災者の受入れ可能人数

オ ライフライン・食料等に関する情報

(3) 移送方法

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、県、町は、食料・飲料水の確保、近隣施設及び近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行う。

ア 入所者の相互受入れ

町は、町内の社会福祉施設の被災状況、避難が必要な入所者数を把握し、県に報告する。

また、町域を超え避難が必要な者について、県本部からの指示を社会福祉施設に伝えるとともに、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

イ 在宅要配慮者の受入れ

町は、介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県に報告する。

また、町域を越える避難の場合は、必要に応じて県の調整を求め、要配慮者を避難所等から社会福祉施設等へ移送を行う。この場合、町は、県及び近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、要配慮者の心身の状況に配慮した移送等を行う。

### 第3節 救出

〈町、県、各班、消防団、彦根市消防本部、犬上分署、彦根警察署、防災関係機関〉

#### 1 実施責任

町本部は、県地方本部や彦根警察署、彦根市消防本部等、関係機関と協力して、災害により生命の危険にさらされている者、又は災害により生死不明の状態にある者の救出に当たる。

#### 2 対象者

罹災者の救出は、災害の原因・種別、住家の被害等に関係なく、次のような救出を要する状態が発生した場合に行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合
- (3) 危険な孤立した地点に取り残された場合

#### 3 救出の方法

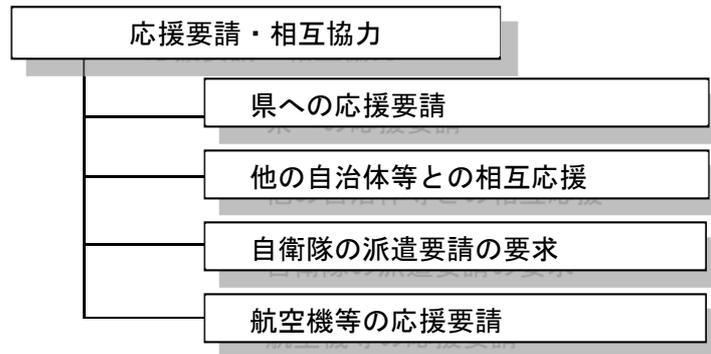
救出は、災害の種別、被災地域の状況等の条件によってそれぞれが異なるが、作業は消防団員、その他本部職員、応援者等によるものとし、必要に応じて建設業者等により機械器具を借上げ、実情に即した方法により速やかに行う。

#### 4 応援要請

町本部は、彦根警察署長又は彦根市消防本部と協議し、必要な場合には、県本部に自衛隊等の派遣要請を要求する。

## 第5章 応援要請・相互協力

大規模な災害が発生し、町内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町、自衛隊及びその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、町本部としてあらかじめ必要事項を明確にした上で、応援要請の手続を行う。



### 第1節 県への応援要請

〈総務班〉

#### 1 実施責任

総務班は、町各班と連絡調整をとり、県への応援要請を行う。

#### 2 実施方法

##### (1) 県への応援要請

県に応援を要請する場合は、県本部に対してとりあえず口頭又は電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

罹災者の他地区への移送を要請する場合	県部局への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合
(ア) 移送を要請する理由	(ア) 災害の状況及び応援を要請する理由
(イ) 移送を必要とする罹災者の数	(イ) 応援を必要とする期間
(ウ) 希望する移送先	(ウ) 応援を希望する物資、資材、器具等の品名・数量
(エ) 移送先で収容を要する期間	(エ) 応援を必要とする場所
(オ) その他、必要事項	(オ) 応援を必要とする活動内容
	(カ) 応援を希望する機関名
	(キ) 応援を希望する人員
	(ク) その他、必要事項

##### (2) 他市町、指定地方公共機関等への応援のあつせん要請

県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援のあつせんに要請する場合は、前(1)の各号に準じた文書をもって要請する。

##### (3) 自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、本章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

## 第2節 他の自治体等との相互応援

〈総務班、防災関係機関〉

### 1 実施責任

総務班は、他市町、指定地方公共機関等との相互応援、相互協力の連絡調整を行う。

### 2 実施方法

他市町又は指定地方公共機関の長に対して、応援要請又は応援のあつせんを行う場合は、地理的要件等の事情を考慮し、文書をもって要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をする余裕がないときは、電話等迅速な方法によって要請する。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。なお、協定に基づく応援については、それぞれの定めによる。

### 第3節 自衛隊の派遣要請の要求

〈総務班、県〉

#### 1 実施責任

総務班は、町本部長の指示により、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が町単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、県本部長に対して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

ただし、県本部長と連絡がとれず、事態が逼迫していると町本部長又は総務課長が判断した場合は、直接自衛隊に応援を求めるものとする。

#### 2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ緊急を要し他に適当な手段がない場合で、他の救助作業等に優先して実施する必要がある場合とする。

- ア. 被害状況調査のため、車両、船舶及び航空機などの増援を必要とするとき
- イ. 避難の援助として避難者の誘導、輸送等について増援を必要とするとき
- ウ. 人命救助及び行方不明者の捜索のため、増援を必要とするとき
- エ. 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とするとき
- オ. 消防活動としての消防車やその他の防火用具による増援を必要とするとき
- カ. 障害物の排除等応急復旧に増援を必要とするとき
- キ. 広範囲な感染症等の発生に伴う応急防除等のための増援を必要とするとき
- ク. 通信支援を必要とするとき
- ケ. 人員及び物資の緊急輸送を緊急に必要とするとき
- コ. 炊飯及び給水の支援を緊急に必要とするとき
- サ. 救援物資の無償貸与や譲与を必要とするとき
- シ. 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- ス. 交通規制の支援を必要とするとき
- セ. その他支援を必要とするとき

#### 3 派遣要請の要求の手続き

町長が県知事（防災危機管理局）に自衛隊派遣要請の要求をするときは、次の事項を明らかにした文書3部の提出をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、急迫した事態により町長が知事へ要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に直接通知することができる。

知事に対して自衛隊災害派遣要請を依頼する場合の手続きは次のとおりである。

【自衛隊災害派遣要請を要求する場合の手続き】

依頼先	滋賀県防災危機管理局
文書提出部数	3部
記載事項	ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 受入場所 オ その他参考となるべき事項

注) 1. ア～ウは必須項目

注) 2. 特別救難に関するものは、記載事項のイに示す内容とする。

【連絡先】

連絡先		通報先	電話番号
県災害対策本部未設置時		滋賀県防災危機管理局	(077) 528-3431
県災害対策本部設置時		滋賀県災害対策本部	(077) 528-3431
陸上自衛隊	今津駐屯地司令 (高島市今津町平郷)		(0740) 22-2581 (内線 勤務時間内：235・272) 勤務時間外：249
	大津駐屯地司令 (大津市際川1-1-1)		(077) 523-0034 (内線：230・232)

#### 4 派遣部隊の受入措置

町本部は、次の要領により、自衛隊の受入措置を行う。

##### (1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、町長は平常時から次の事項について検討しておく。

ア 自衛隊が集結できる空地の確保(宿舍、資材置き場、炊事場、駐車場として利用できる空地。避難場所を除いて選定する。)

イ 臨時ヘリポートの確保(複数機が発着できる空地)

##### (2) 町の任務分担

ア 作業実施期間中における現場責任者の設定

イ 応急対策における救援活動を迅速・効果的に実施するために必要な資機材の準備

ウ 被派遣部隊との連絡調整

##### (3) 派遣部隊が到着したときの対応

派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとるとともに、次の事項を県地方本部に報告する。

ア 派遣部隊の指揮官の官職氏名

イ 隊員数

ウ 作業の状況

エ 町本部における連絡責任者氏名及び今後の連絡方法

## 5 派遣部隊の撤収要請

町本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、連やかに県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

## 6 経費の負担区分

町は、原則として自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議する。

## 第4節 航空機等の応援要請

〈町、総務班、彦根警察署、防災関係機関〉

### 1 滋賀県防災航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより支援を要請する。

#### (1) 応援要請の必要性

現に災害が発生し、又は災害の発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するとき。

- ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町等の消防力によって、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ 広範囲にわたる林野火災等が発生した場合
- エ その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段が無く、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

### 2 滋賀県警察航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、彦根警察署を経由し滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊（航空隊）の派遣を要請する。

### 3 赤十字飛行隊

#### (1) 活動内容

- ア 航空機を利用した災害救助及び救護活動
- イ 救急患者及び特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品及び血液等の航空輸送
- エ その他、日本赤十字社が必要と認める活動

#### (2) 要請方法

総務班は、県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社滋賀県支部に出動を要請する。緊急避難、人命救助等、事態が切迫して県本部に要請依頼する余裕がない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

#### (3) 赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL 03-3438-1311
日本赤十字社滋賀県支部（大津）	TEL 077-522-6758

#### 4 林野火災用空中消火資機材

総務班は、林野火災発生のため空中消火資機材が必要となった場合、「滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」に基づき、資機材の借受申請を行う。

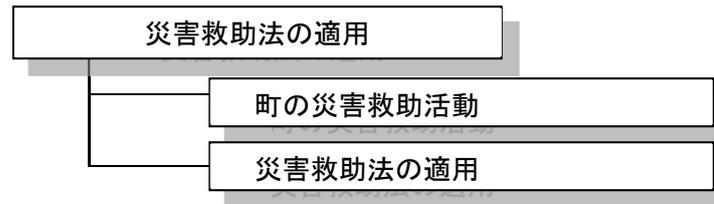
※林野火災対策用空中消火資機材借受申請書：様式編参照

※                   "                   貸付決定通知書：様式編参照

※                   "                   使用報告書：様式編参照

## 第6章 災害救助法の適用

災害に際して、町本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を要請する。同法の適用を受けた場合、法定受託事務として県本部が行う救助のうち、町本部に委任された事項については、町本部がこれを実施し、罹災者の保護と秩序の安定を図る。



### 第1節 町の災害救助活動

〈町各班、総務班〉

#### 1 実施目標

町本部は、災害に際し、災害救助活動を実施し、住民の生命及び財産の安全と、罹災者の応急的保護及び社会秩序の安定を図る。

#### 2 県本部への報告

町本部は、罹災者の救出、避難所の開設及び炊き出し、あるいは医療・助産等の応急救助活動を実施し、又は実施しようとするときは、県本部に報告・連絡する。

ただし、救助活動の実施に当たって県本部に連絡し、その指示を得るいとまのないときは、事後にその結果を報告する。

#### 3 災害救助法との関係

- (1) 町本部が実施した応急救助については、町域に災害救助法が適用されたときは、同法に定める救助の限度内において同法に基づく救助として取り扱い、適用されない場合にあっては町単独の救助として処理する。
- (2) 町域に災害救助法が適用された場合、町長（町本部）は、知事（県本部）が行う救助業務を補助するが、その救助の一部を知事から町長へ委任されたときは町長（町本部）が救助業務に当たる。

## 第2節 災害救助法の適用

〈県、町各班、総務班〉

### 1 実施責任者

県本部長は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、町本部長は、事態が急迫し、県本部長による救助活動を待つ余裕のない場合は、県本部長に代わって救助活動を実施する。また、町本部長は、県本部長の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急対策活動を実施する。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令及び滋賀県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第1条に基づく本町における具体的運用基準は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 災害救助法の適用基準

- ア 町内の住家滅失世帯数が40世帯以上になったとき。
- イ 滋賀県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上になり、かつ町内の住家滅失世帯数が20世帯以上になったとき。
- ウ 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
- エ 災害が隔絶した地域で発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。

※災害救助法施行令第1条第1項第3号及び第4号に関する内閣府令：資料編参照

#### (2) 被害の認定基準

住家が滅失した世帯の算定及び滅失等の認定基準は、次のとおりである。

##### 【被害の算定基準】

摘要	基準の内容	算定方法
1	住家が全壊、全焼又は流失した世帯	1世帯で1世帯とみなす
2	住家が半壊、半焼するなど著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯で1世帯とみなす

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意すること。

【住家の滅失等の認定】

災害の内容	認定基準
住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。
住家が半壊、半焼するなど著しく損傷したもの	住家の損傷又は焼失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になったもの	①、②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態になったもの。

なお、県計画に定める救助の程度、方法及び期間の基準により難い特別の事情がある場合は、その都度県本部長に協議する。

### 3 災害救助法の適用手続

#### (1) 通常の場合

町本部長は、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を県本部長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

#### (2) 緊急の場合

町本部長は、災害の事態が急迫して、県本部長による救助活動の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助活動に着手するとともに、その状況を直ちに県本部長に報告し、その後の処置に関して県本部長の指揮を受ける。

震度7程度の地震が発生した場合等、県の機能等に甚大な被害が発生した場合には、町本部長は、緊急の場合の措置をとるとともに、県地方本部を通じ、又は直接に内閣総理大臣に被害状況の報告を行う必要がある。

#### 4 災害救助法による救助の実施

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の表に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町に通知することにより、町長が救助を実施する。

なお、救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。

救 助 の 種 類

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所（福祉避難所を含む）の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内
医療及び助産	医療 14日以内 助産 7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1箇月以内
学用品の供与	教科書 1箇月以内 文房具 15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

#### 5 記録及び報告

総務班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日ごとに記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部救助担当班に報告する。

※救助日報：様式編参照

#### 6 早見表

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表は資料編に示すとおりである。同法に基づく救助活動に当たっては、これらの基準に配慮して実施する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

## 第7章 医療救護対策

〈医療・福祉班、日本赤十字社滋賀県支部〉

### 1 医療救護活動計画

災害のため、被災地の住民が医療及び助産の手段を失った場合、県及び彦根医師会等の関係機関と連携し、応急的に医療、助産を施し、被災者の保護を図る。

#### (1) 医療救護活動

町本部は、彦根医師会等医療関係機関（以下、「彦根医師会等」という）と連携し、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を以下の4段階で実施する。また、町本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町、相互応援協定締結市町、県に応援を要請する。

##### ア 第1フェーズ（災害発生から3時間程度）

(ア) 情報の収集

(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)派遣要請

##### イ 第2フェーズ（3日以内）

(ア) 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動

(イ) 医療救護班、こころのケアチームの派遣要請

##### ウ 第3フェーズ（4日から2週間程度）

(ア) 医療救護班、こころのケアチームの活動

##### エ 第4フェーズ（2週間から2か月程度）

(ア) 保健活動（難病患者等への対応、保健師の派遣等）

(イ) 栄養指導

(ウ) 食品衛生・環境衛生対策

(エ) 仮設浴場の供給、浴場の開放要請

(オ) 防疫活動

(カ) 防疫及び保健衛生器材の確保、調達

##### オ 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)とは、災害拠点病院が有する災害時の急性期に活動できる機動性を持ち、トレーニングを受けた医療チームであり、災害時には、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県及び基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を速やかに行う。

##### (ア) 派遣手順

県は、派遣要請基準に該当する災害が発生した場合、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

ただし、派遣要請基準に該当する災害が発生したにも関わらず、県からの派遣要請もなく、また県と連絡が取れない場合には、災害拠点病院は県からの要請を待たずに、消防と連携し情報交換の上、災害派遣医療チーム(DMAT)を災害現場に派遣する。

##### (イ) 派遣要請基準（県内で発生した災害の場合）

- ・死者及び負傷者等が多数生じ、又は生じると予測される場合

- ・災害現場における医療需要が供給をはるかに上回ると判断される場合
- ・報道機関等からの情報やその他の情報により現地の医療救護活動が早期に必要と判断され、大規模災害である場合
- ・その他派遣が必要と県が判断した場合

(2) 医療救護体制

大規模災害が発生した場合、県本部は、速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行うとともに、病院の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。

町本部は、県及び彦根医師会等に医療救護、助産救護班の派遣要請を行う。医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた彦根医師会等は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療、助産救護班の派遣と業務

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、災害の発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。

(ア) 業務内容

- ・本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動
- ・ロジスティクス
- ・必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

イ 医療、助産救護班、こころのケアチーム

(ア) 医療救護班の業務

- a 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置
- b 後方病院への搬送の要否及び搬送先、搬送順位の決定
- c 死体の検案と検視に伴う協力
- d 死体の処理（縫合）

(イ) 助産救護班の業務

- a 分娩の介助
- b 分娩前後の処理
- c 衛生材料の支給

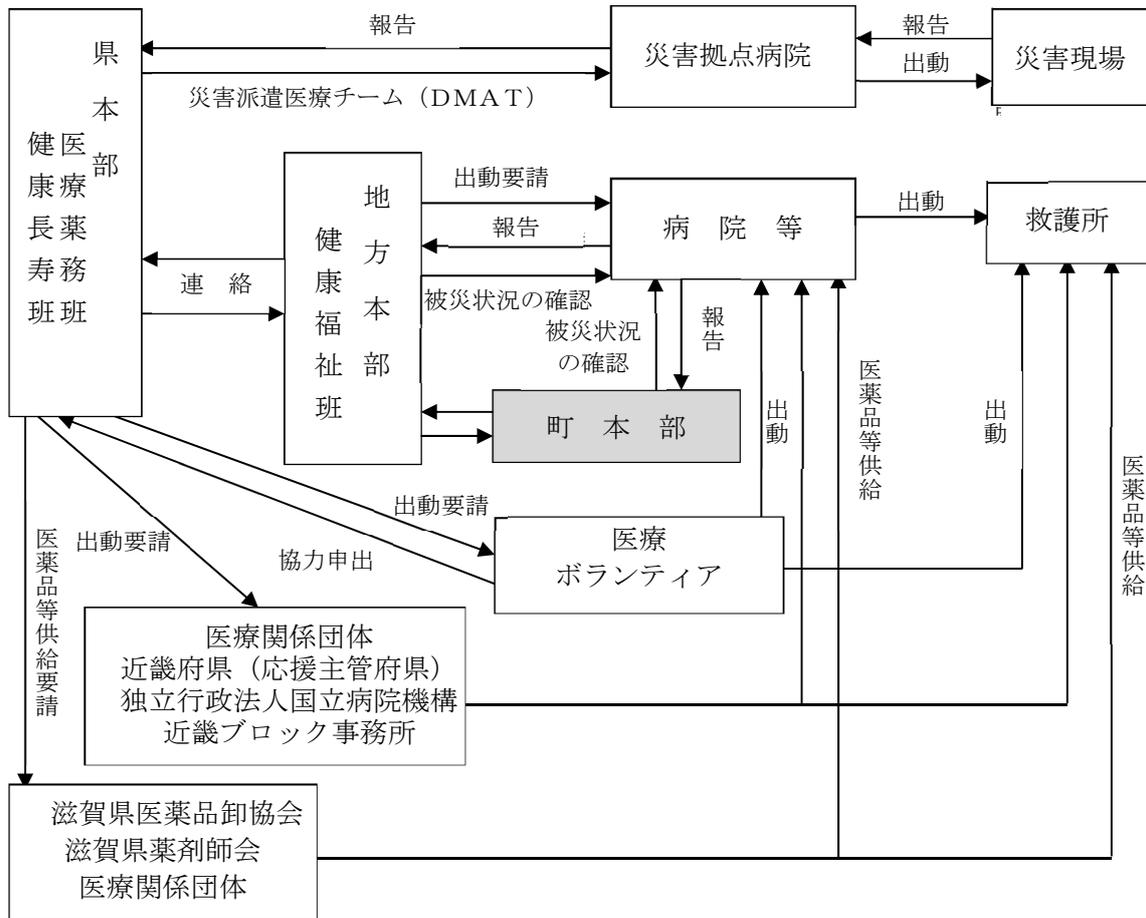
(ウ) こころのケアチームの業務

- a 被災者の心理的影響についての情報の収集
- b 心のケアを必要とする人へのケアの提供
- c その他、地元地域の要請に応じた支援

ウ 連絡調整

医療、助産救護等に関する指揮命令及び連絡調整には、次図の体制をもって県本部、地方本部、町本部が当たる。

指揮命令及び連絡調整図



## 2 医療救護の対象、範囲

### (1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

### (2) 範囲 (応急的なもの)

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 死体の検案と検視に伴う協力
- キ 死体の処理 (縫合等)

## 3 助産救護の対象、範囲

### (1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

### (2) 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

#### 4 医療救護所の設置

町本部は、災害の状況に応じて医療救護所を設置する。

##### (1) 設置場所

医療救護所は、次の場所に設置する。

- ア 指定避難所
- イ 災害救助法適用区域内の病院及び診療所の外来診療施設
- ウ 災害現場

##### (2) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

#### 5 医療機関及び輸送手段

医療救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により本町における医療機関等の病院・診療所に移送し、治療する。

#### 6 医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療及び助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、救護組織の手持品を使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、医療関係機関より調達するが、確保が不可能又は困難な場合は、県地方本部に報告し、援助を要請する。

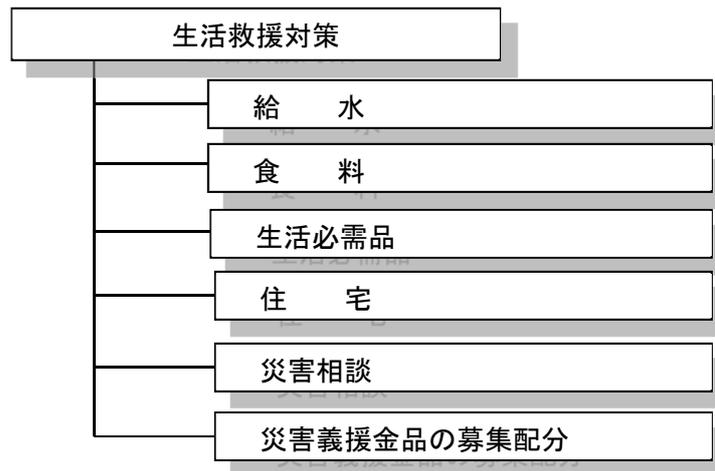
#### 7 記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 救護組織の編成及び活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

## 第8章 生活救援対策

町本部は、災害のために住民が飲料水、食料、生活必需品、住宅等、日常生活を送る上での最低限必要な生活基盤を損失し、又はこれに困窮した場合、関係機関の協力を得て応急的な生活救援活動を実施する。



### 第1節 給水

〈生活基盤班、総務班、県、防災関係機関〉

#### 1 実施責任

生活基盤班は、災害発生後、速やかに応急給水計画を確立し、飲料水、生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し、応急給水を行う。なお、町本部のみで困難な場合は、県本部に応援を要請し、実施する。

#### 2 給水対象者

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者を給水対象者とする。

#### 3 給水体制

応急給水を実施するため、本町の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

	住 民	町 本 部
災害発生後 24時間程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (1人1日3リットルを目安に)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握</li> <li>給水組織の編成</li> <li>給水場所の設置</li> <li>給水に着手(人命救助の観点から緊急性が高い病院等の施設への給水を優先)</li> <li>県本部への応援依頼</li> <li>日本水道協会への応援依頼</li> </ul>
災害発生後 3日目程度 まで	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水により飲料水等を確保</li> <li>家庭用井戸の活用 (近隣家庭への協力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各給水場所において飲料水、生活用水の給水を実施</li> <li>給水状況、水道の復旧見込み等に関する広報</li> </ul>

	住 民	町 本 部
災害発生後 4日目以降	上記に加え ・応急給水活動に協力	上記に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水

注) 家庭用井戸を活用する場合は水質検査を必ず行い、安全を確認した後行う。

#### 4 飲料水の確保

##### (1) 水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。

- ア 彦根市上水道事業施設消火栓より給水
- イ 多賀町上水道事業施設消火栓より給水
- ウ 愛知郡広域行政組合上水道事業施設消火栓より給水

##### (2) 飲用指導

家庭用井戸水に汚染があると認められる場合、総務班は、飲用指導を実施することとし、実施に際しては、彦根保健所の指導を仰ぐものとする。

##### (3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水、給水ポリ容器により運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ過器、運搬車等を確保・調達する。

#### 5 給水の方法

##### (1) 給水方式

###### ア 拠点による給水

指定避難所（避難収容所）又は地区連絡所、公園等の町が指定する場所で給水車等により給水する。

###### イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

###### ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

##### (2) 時間

早朝、夜間の時間帯を配慮する。

##### (3) 順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等緊急性の高い場所を優先する。

##### (4) 給水量

1人1日3リットル以上を目標とする。

##### (5) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・時間帯等を指定した給水広報を行う。

#### 6 応援要請

町本部のみで応急給水活動ができない場合は、県及び日本水道協会滋賀県支部に応援を要請し、協力を得て実施する。

県及び日本水道協会滋賀県支部に応援等を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- ア 所要供給水量（何人分または1日何立方メートル）
- イ 供給の方法（自動車輸送その他）
- ウ 供給期間
- エ 水源地及び供給地
- オ その他

## 第2節 食料

〈生活基盤班、避難所・教育班、総務班、県〉

### 1 実施責任

避難所・教育班は、災害により住民が食料の確保や食事の準備ができないときに、炊き出し、食品給与等の応急給食を行う。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部等に応援を要請し、実施する。

### 2 給食対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 罹災によって炊事ができなくなった者
- (3) 災害地における対策作業等に従事する者が必要があると認める場合（災害救助法の対象外）

### 3 応急給食（食料の配給）実施要領

災害時における応急用米穀の緊急引渡しは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施される。

※米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）：資料編参照

〔地震発生後の時間経過ごとの食料供給〕

	住 民	町 本 部
地震発生後 24 時間程度まで	・原則として各家庭に備蓄食料で対応	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の供給 ・食料供給組織の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出しを要請
地震発生後 3 日目程度まで	上記に加え ・町等による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置（避難所等） ・県備蓄物資の受入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給
地震発生後 4 日目以降	上記に加え ・可能な範囲で炊事、調理を実施	上記に加え ・県外から輸送された食料を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施

### 4 食料の調達方法

#### (1) 食品内容

給食する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 給食（弁当）
- イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク
- ウ 高齢者、重度心身障害者等に適した食品
- エ 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等

#### (2) 米穀の確保

応急用米穀の引渡し、販売の方法は次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用を受けない場合

(ア)「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づく米穀の引渡し

- ・町長は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、知事あてに必要とする数量の応急用米穀を要請する。
- ・知事は、要請に基づき、災害救助に必要な物資の調達に関する協定を締結している関係業者から手持ち精米等を調達し供給する。

(イ)「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づく米穀の引渡し

- ・知事は、(ア)による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、農林水産省に対し必要とする数量を要請する。
- ・町長は、知事及び農林水産省の要請を受けた米穀販売事業者から手持ち精米を調達する。

イ 災害救助法の適用を受けた場合

(ア) 知事又は町長は、アの(ア)又は(イ)による応急用米穀の調達が困難な場合等においては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に必要とする数量の政府所有米穀の供給を「災害救助用米穀の引渡要請書」により要請する。

(イ) 県又は町は、政策統括官付貿易業務課担当者に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAXまたはメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

(ウ) 町長が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず、町は、県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(エ) 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

(オ) 知事又は知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者より災害救助用米穀の引渡しを受け、米穀販売業者等に委託してとう精し、直接又は町を通じ供給を行う。

(カ) 町長は、交通・通信の途絶のため知事に連絡が取れない場合にあっては、緊急に引渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、生産局長に対して直接引渡しを要請することができる。

なお、町長は、局長に対して直接引渡しの要請を行った場合には、速やかに知事にその旨を連絡する。

※災害救助用米穀引渡申請書：様式編参照

(3) パンの確保

近隣パン製造業者と協議し、協力を依頼し、調達を図る。

(4) 副食物、調味料等の確保

副食物及び調味料等については、可能な限り町内業者から調達し、困難な場合は、県本部に調達・あつせんを要請する。

(5) 確保、調達先

本町の食料備蓄施設、工場等は、第2部第11章第4節「食料・生活物資供給体制の整備」による。

(6) 食料の輸送

第9章第3節「輸送の手配」を参照。

## 5 給食（炊き出し）の方法

### （1）要員の確保

避難所・教育班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、町職員や給食調理員を充てるが、必要に応じて総務班と協議の上、避難者及び町赤十字奉仕団等の協力を得る。

### （2）炊き出しの施設（場所）

炊き出しを実施する場合は、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園、学校、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

### （3）炊き出し上の留意事項

- ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
- イ 責任者は、炊き出しに関する事項を記録する。
- ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食等を考慮する。
- エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

## 6 応援要請

町本部は、応援の必要を認めたときは、県地方本部を通じ県本部に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接町長に応援を要請する。

なお、応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

### （1）物資の確保

- ア 所要物資の種別及び数量
- イ 物資の送付先及び期日

### （2）炊き出しの実施

- ア 所要食数（延べ人員数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

### 第3節 生活必需品

〈生活基盤班、総務班、県〉

#### 1 実施責任

生活基盤班は、住家被害等により、生活必需品を失って日常生活を営むことができなくなった世帯に、必要最小限度の生活必需品を現物で給貸与する。

災害救助法が適用された場合は、県本部が物資の調達及び町域までの輸送を行い、町本部は補助機関として、罹災世帯への支給を行う。ただし、県本部が現地において直接確保することを適当と認めたときは、町本部は直接物資を確保し、支給する。ただし、町本部のみで支給することが困難な場合は、県地方本部の協力を得て実施する。

#### 2 支給対象者

- (1) 住家が、全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。）した者
- (2) 被服、寝具、その他、生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手できない状態にある者

#### 3 支給範囲（物資の種類）

物資の支給は、罹災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にす）を現物により給付する。

給与又は資与の対象品目

支給品目	具体的な品
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、かさ等
炊事道具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ちり紙、洗面用具、石けん、ごぞ等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

#### 4 物資の調達方法

	住 民	町 本 部
災害発生後 24時間程度 まで	・住民相互支援により対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況、住民避難状況等の把握</li> <li>・備蓄物資の供給</li> <li>・生活必需品供給組織の編成</li> <li>・県本部への応援依頼</li> </ul>
災害発生後 3日目程度 まで	上記に加え ・町等による供給により生活必需品を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給場所の設置</li> <li>・県備蓄物資の受入れ</li> <li>・避難所等への物資輸送</li> <li>・避難所等での物資供給</li> </ul>
災害発生後 4日目以降	(同上)	上記に加え ・県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給

#### 5 支給の方法

生活基盤班は、別途定める支給方法により適切に実施する。

※生活必需品支給の方法：資料編参照

#### 6 報告、記録

物資の支給・保管の状況を「救助日報」により県本部に報告するほか、次の記録書類を作成し整理・保管する。

※救助用物資引継書（様式1号）：様式編参照

※救助用物資割当台帳（様式2号）：様式編参照

※救助用物資給与券（様式3号）：様式編参照

※救助用物資受払簿（様式4号）：様式編参照

## 第4節 燃料供給計画

〈生活基盤班、総務班、県〉

### 1 実施責任

生活基盤班は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害発生により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

### 2 燃料供給計画

#### (1) 状況の確認と連絡体制の確保

県と町は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、町は各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油商業組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

#### (2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、町は優先供給すべき車両を選定する。

#### (3) 住民への広報

町は、平時から住民拠点 SS(※2)について、その SS の役割や所在地について周知し、災害時にも住民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

また、発災時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

#### (4) 災害拠点 SS(※1)へのアクセス道路の優先啓開について

道路管理者は、緊急輸送道路等の応急復旧を行うこととし、災害時に「最後の砦」ともいわれる石油製品を燃料供給拠点へ供給するための主要なアクセス道路の優先啓開に努める。

(※1) 災害拠点 SS(サービスステーション)…住民拠点 SS(※2)、中核 SS(※3)、及び小口燃料配送拠点(※4)のこと

(※2) 住民拠点 SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンドのこと。

(※3) 中核 SS…自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となるガソリンスタンドのこと。中核 SS は、災害時に緊急車両(消防車や警察車両等)に対して優先給油を行う役割を担う。

(※4) 小口燃料配送拠点…小型タンクローリーが災害拠点病院や避難所等へ給油するための拠点となる給油所のこと。

## 第5節 住宅

〈町、生活基盤班、総務班、県〉

### 1 応急仮設住宅の建設・供与

#### (1) 実施責任

町本部は、住宅等の被災者に対し、住宅の確保又は住宅の応急修理を実施し、居住の一時的な安定を図る。

災害救助法が適用された場合は、県本部が応急仮設住宅の建設を行うが、町本部に委任された場合は、町本部がこれを行う。

なお、応急仮設住宅の建設・供与に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者に対する配慮を行う。

#### (2) 入居対象者

##### ア 対象範囲

災害により、住家が被害を受けた被災者を対象とする。

##### イ 入居対象者

災害により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の三つの要件を満たす者を基本とする。また、応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

(ア) 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。

(イ) 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

(ウ) 住宅を賃借し、又は、購入するための資力がない。

#### (3) 被災家屋の応急修理

##### ア 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員児童委員、その他関係者の意見を聴き、順次、修理戸数の範囲内において選定する。

(ア) 住家が半焼、半壊もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活を営むことができない世帯

(イ) 自らの資力では応急修理ができない世帯

(ウ) 生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い世帯

##### イ 災害救助法を適用した場合

災害救助法を適用した場合の応急修理の戸数、修理費用の限度及び期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

#### (4) 災害救助法に基づく仮設住宅の建設

##### ア 入居対象者

次の対象者の中から必要に応じ、民生委員児童委員の意見を聞き、罹災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上決定する。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住宅がなく、又は借家の借り上げができない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者

また、応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

イ 建設用地

応急仮設住宅の設置場所は、町有地又は町本部長が適当と認める二次災害の危険性の少ない用地とし、建設適地の選定に努める。

ウ 仮設住宅の建設

仮設住宅の建設の戸数、規模、費用の限度及び工事期間については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度」による。

なお、その際には、段差の解消やスロープや手すりなどを設置し、高齢者・障害者に配慮した構造の住宅を建設するように努める。

エ 仮設住宅の供与

入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう努める。

## 2 一時的住宅の提供

(1) 町営住宅等の活用

ア 町本部は、必要な場合、被災者に対し町営住宅等への一時的な入居の斡旋を行う。

イ 入居の対象者は、原則として、応急仮設住宅への入居の基準に準じる。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ等

町本部は、必要な場合、民間賃貸住宅の借上げ、他市町に対する公営住宅提供の協力要請を行う。また、県では公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会滋賀県支部との間で災害時応援協定を締結しているため、県を通じてそれら団体に協力を要請する。

## 第6節 災害相談

〈住民班、関係各班〉

### 1 実施責任

住民班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班、各機関に連絡する。

関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力を努める。

### 2 相談業務の内容

臨時災害相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の捜索
- (2) 応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理・あっせん
- (4) 生業資金のあっせん・融資
- (5) 罹災証明書の発行
- (6) こころのケア対策

### 3 相談所の開設方法

#### (1) 開設の決定

町本部（住民班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

#### (2) 場所

原則として、町庁舎内のほか指定避難所が開設された場合は、指定避難所内とする。

#### (3) 時期

災害発生による避難がおおむね終了した後、なるべく早期に開設する。

#### (4) 広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

## 第7節 災害義援金品の募集配分

〈総務班〉

### 1 実施責任機関

#### (1) 協議会の構成

町本部は、大災害が発生した場合、罹災者及び罹災施設を救援するために次の機関等をもって協議会を構成し、各機関の共同、協力のもと義援金品を募集し、輸送及び配分を行う。

#### (2) 協議会の構成機関等

- ア 町
- イ 県共同募金会愛犬支部甲良分会
- ウ 日本赤十字社湖東分区
- エ 町社会福祉協議会
- オ 小・中学校生徒会
- カ 民生委員児童委員協議会
- キ 自治会
- ク 警察機関等

#### (3) 町本部における担当

- ア 総務班が担当する。
- イ その他、関係各班は、その内容によって協力し、募集配分に当たる。
- ウ 総務班は、町あての見舞金等について現金領収をし、保管・管理する。

### 2 募集

災害義援金品の募集は、次のような場合に募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

- (1) 県内又は、他の都道府県において大災害が発生した場合
- (2) 県単位機関から通知を受けた場合
- (3) 町単位機関において協議し、募集することに決定した場合

### 3 集積

- (1) 各家庭から募集するときは、自治会あるいは民生委員児童委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらうなどの方法により集積する。
- (2) 児童・生徒会あるいは職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (3) 個人等で申出のあったものについては、それぞれの申出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積する。
- (4) (1)による場合は「義援金品搬出者名簿」(様式1号)を、(2)による場合は「義援金品引継書」(様式2号)を、(3)による場合は「義援金品受領書」(様式3号)を作成し、あるいは発行してその整備保管をする。

※義援金品搬出者名簿(様式1号): 様式編参照

※義援金品引継書(様式2号): 様式編参照

※義援金品受領書（様式3号）：様式編参照

#### 4 引継ぎ

##### (1) 義援物資の引継ぎ

募集機関で受付け集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し、引継ぎを行う。

##### (2) 義援金の引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式2号）を作成し、その収受を明らかにする。

#### 5 配分

県機関から配分を受け、あるいは受付けた義援金品は、次の配分基準に基づき民生委員児童委員、その他関係者の意見を聴き、実情に則し配分する。配分はできる限り受付け、又は引継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするように配慮する。

#### 6 義援金品の管理

##### (1) 金銭の管理

現金は銀行預金で保管し、「現金出納簿」（様式4号）により記録し、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

##### (2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」（様式5号）を備付け、受付けから引継ぎ、又は配分までの状況を記録する。

※現金出納簿（様式4号）：様式編参照

※義援金品受払簿（様式5号）：様式編参照

#### 7 費用

義援金品の募集及び配分に要する労力は、できるだけ奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整備・保管する。

## 第9章 交通輸送対策

災害による交通の混乱を防止し、迅速な災害応急対策を実施するため、被災地域における車両の通行禁止、制限等の措置を行うとともに、必要な人員車両等の輸送手段を確保し、緊急輸送体制の確立を図る。



### 第1節 交通の規制

〈彦根警察署〉

#### 1 計画方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止し、又は制限することにより、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保するなど、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

#### 2 交通状況の把握

彦根警察署は、現場の警察官、関係機関からの情報等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 3 交通規制の実施

##### (1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

##### (2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うために、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

##### (3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

#### 4 緊急交通路の確保

##### (1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回誘導を行う。

##### (2) 警備業者等への派遣要請

被害状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

## 5 交通情報の提供

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、路側通信及び道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

## 第2節 交通の確保

〈道路管理者、彦根警察署、町、生活基盤班、総務班〉

### 1 計画方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

### 2 交通の確保

#### (1) 交通規制

##### ア 規制の種別

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

##### (ア) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限(重量制限を含む。)する。

##### (イ) 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者若しくは車両等の交通を禁止し又は制限する。

##### (ウ) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

##### イ 規制の区分

規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配慮して行うものとする。

交通規制の実施区分

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	県（県地方本部建設管理班）	県道、国道307号
	町本部	町道
警 察	公安委員会	隣府県に影響を及ぼす規制もしくは規制区域が二警察署以上にわたるもの、又は期間が一月以上におよぶもの
	警察署長	自署の管轄区域であり、かつ急を要し、期間が一月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

##### ウ 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町本部に通報するものとする。通報を受けた警察官又は町本部は、その道路管理機関等に速やかに通報する。

エ 各機関別の実施要領

道路管理者又は警察は、災害の発生が予想され又は発生したときは、道路施設の巡回調査につとめ、危険が予想され又は被害が発生したときは、速やかに次の要領によって規制をするものとする。

(ア) 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。

(イ) 町本部

町以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、町本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は町長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な制限を行うものとする。

(ウ) 警察（道路交通法関係）

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施するものとする。

a 公安委員会(県本部警察部交通班)

隣接する府県に影響をおよぼす規制若しくは規制する区域が2 警察署以上の区域に及ぶか、規制する期間が1 ヶ月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき県公安委員会が行う。

b 警察署長

a 以外の場合は、警察署長が行う。

c 警察官

a、bによるもののほか道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき警察官は必要な限度において一時通行を禁止し又は制限するものとする。ただし、規制が長期に及ぶときは、警察署長に報告してa、bによる規制に切り替えるものとする。

(エ) 警察（災害対策基本法関係）

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行う。この場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりである。

a 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、緊急自動車及びおおむね次の目的のために使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (a) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事する車両
- (b) 消防、水防、その他の応急措置に従事する車両
- (c) 被災者の救難、救助、その他保護に従事する車両
- (d) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事する車両
- (e) 施設及び設備の応急の復旧に従事する車両

- (f) 清掃、防疫、その他保健衛生に従事する車両
- (g) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (h) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (i) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に従事する車両

b 緊急通行車両の確認

彦根警察署は、緊急通行の交通需要をあらかじめ把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図るものとする。

災害発生時においては、警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

※緊急通行車両事前届出制度：資料編参照

※緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1号）：様式編参照

※緊急通行車両確認申請書（様式1号）：様式編参照

※緊急通行車両確認証明書（様式2号）：様式編参照

※緊急通行車両確認標章（様式3号）：様式編参照

オ 規制の標識等

交通規制を実施したときは、その実施者は規制標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において交通整理等に当たるものとする。

(ア) 警察（災害対策基本法関係）

a 規則標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

b 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- (a) 禁止制限の対象
- (b) 規制する区間
- (c) 規制する期間

c 警察官

規制を行ったときは、適当な回路を標示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

カ 報告書

規制を行ったときは、その旨を関係機関に報告又は通知するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

3 情報連絡

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(1) 道路管理者間の情報連絡

(2) 道路占用施設管理者との連絡情報

(3) 警察との情報連絡

4 応急復旧の優先順位

生活基盤班は、災害発生後における道路の被害状況、通行確保状況等の情報をもとに、彦根警察署並びに道路管理者と協議し、緊急に確保すべきルートを選定する。道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

順位	路 線
1	町本部長が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
2	被災地域に通じる第一次緊急輸送道路
3	被災地域内又は被災地域に通じる第二次緊急輸送道路
4	その他の路線（町指定の第三次緊急輸送道路）

注1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路及びこれらを連絡する道路であり、本町では名神高速道路が該当する。

注2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点と相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、一般県道敏満寺・野口線が該当する。

※緊急輸送道路及び避難路：資料編参照

5 ヘリポートの確保

(1) 情報の収集

災害が発生した場合には、町本部は、ヘリポート及び臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

(2) ヘリポートの開設

町本部及びヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポート及び臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

(3) ヘリポート開設情報の伝達

町本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を県、自衛隊等に迅速に伝達する。

### 第3節 輸送の手配

〈町、防災関係機関〉

#### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

#### 2 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

#### 3 緊急輸送道路の確保

緊急輸送ネットワークを整備するため、緊急輸送道路の機能確保を図る。

##### (1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路及びこれらを連絡する道路であり、本町では名神高速道路が該当する。

##### (2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、一般県道敏満寺・野口線が該当する。

##### (3) 第三次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び町役場等の防災拠点と避難場所等の防災拠点を連絡するもので本町が指定する道路である。

※緊急輸送道路及び避難路：資料編参照

#### 4 輸送拠点及び町の集積拠点

災害時の緊急輸送を担う輸送拠点及び集積拠点を確保する。これら輸送拠点及び集積拠点については、施設の耐震性の確保に努めることとする。

##### (1) 物資輸送拠点

県外などからの緊急物資等の受入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点として県が指定する。

ア 民間物流倉庫の活用

イ 県有施設等の活用

##### (2) 湖上輸送拠点

琵琶湖が県央にある本県の地理特性を活かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための拠点として県が指定する。

##### (3) 輸送調整所の設置

県は、物流事業者等と連携した物資の効率的な輸送を図るため、災害時に滋賀県倉庫協会、一般社団法人滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を設置するとしている。

##### (4) 町の集積拠点

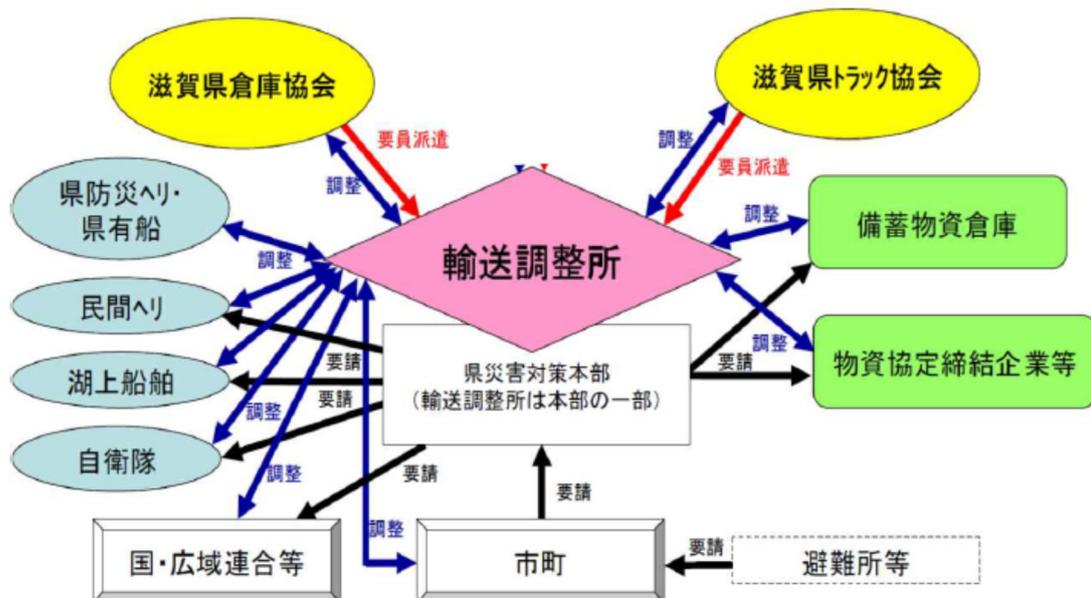
輸送調整所の調整を踏まえて物資輸送拠点及び湖上輸送拠点から届けられる救援物資を町内

に受入れ、避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点として集積拠点を町が指定する。

(5) ヘリポート

ヘリポートを確保し、ヘリコプターによる航空輸送を実施する。

【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】（県地域防災計画）



5 避難所等に対する救援物資の輸送

町本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院及び社会福祉施設等に配送し、被災者に配布する。

6 緊急輸送用機器及び要員の確保

(1) 車両及び陸上輸送要員の確保

町本部は、緊急輸送のため、次の方法により車両及び陸上輸送要員を確保する。

ア 町等の防災機関の保有する車両を確保する。

イ 「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両及び要員を確保する。

ウ 自衛隊、応援主管府県に対して、人員及び物資の輸送について支援要請を行う。

(2) 航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員

町本部が実施する緊急輸送のため次の方法により航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員を確保する。

ア 自衛隊に対して航空機による人員及び物資の輸送について支援要請を行う。

イ ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

(3) 鉄軌道輸送の確保

町本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、鉄道会社と協議して行うものとする。

## 7 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生した場合は、災害発生後からの時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するため、それらを検討のうえ、緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。

### (1) 災害発生後 24 時間程度まで

#### ア 道路輸送

まず第一に、消防車両、消防要員及び救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機及び医療スタッフと医療資機材を最優先で被災地に通行させる。

次に、緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資及び要員を被災地に通行させる。

以上の活動が一段落したあとに、被災者に対する水、食料、毛布等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を開始する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフ及び医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

### (2) 災害発生後 3 日目程度まで

#### ア 道路輸送

引き続き、消防車両、消防要員及び救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機及び医療スタッフと医療資機材を最優先とするが、それに加えて避難者に対する水、食料、毛布等の救援物資の輸送、傷病者や被災者の被災地外への輸送等の応急対策を目的とする車両等を通行させる。

イ 主に医療スタッフ及び医療資機材等の緊急性を要する要員、及び物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

### (3) 災害発生後 4 日目で降

#### ア 道路輸送

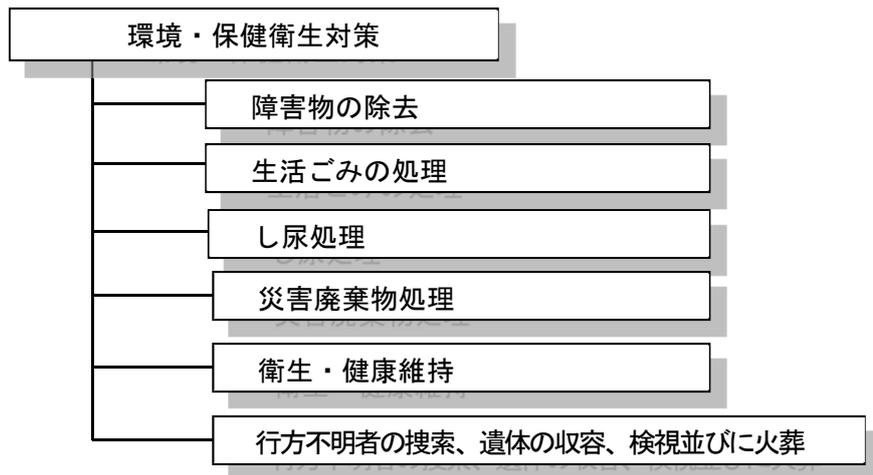
応急対策のために必要な車両や復旧活動のために必要な車両の通行を行う。

#### イ 航空輸送

緊急性を要する要員及び物資の輸送及び重傷者や重病者等の搬送等を行う。

## 第10章 環境・保健衛生対策

町本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿、死体等、生活環境に影響を与える要因の除去及び処置や保健衛生上の措置等、関係機関の協力を得て環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。なお、実施に当たっては、廃棄物処理法等関連法令の規定を遵守することに留意する。



### 第1節 障害物の除去

〈生活基盤班、県〉

#### 1 実施責任

町本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、又は災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として行う。

実施は、次の各班において担当する。

- (1) 生活基盤班は、応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。
- (2) 生活基盤班は、水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

町本部のみで実施が困難なときは、「災害時における生活物資の確保及び調達並びに応急救援活動への応援に関する協定書」に基づき商工会へ応援協力を要請するとともに、県地方本部に対し応援協力を要請する。

※災害時における生活物資の確保及び調達並びに応急救援活動への応援に関する協定書：資料編参照

#### 2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 応急措置の実施時

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他応急活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とする場合

(2) 災害終了時

ア 公共の場の障害物

災害により、道路、その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物

イ 個人住宅等の障害物

災害により、個人の住居及びその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物

**3 除去の方法**

(1) 応援、協力

生活基盤班は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班及び土木建築業者等の協力を得て速やかに除去を行う。

(2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

(3) 集積、投棄の場所

公共の遊休地及び空き地を利用するほか、地元自治会長の意見を聴き、その都度決定する。

## 第2節 生活ごみの処理

〈住民班、彦根犬上広域行政組合、湖東広域衛生管理組合〉

### 1 実施責任

町本部は、被災地のごみ収集等を実施する。

ただし、被害が大きく町本部のみで処理できない場合は、県地方本部に連絡し、県及び近隣市町から応援を得て実施する。

### 2 清掃組織の編成

ごみの収集・運搬は、おおむね次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

(1) 運搬車	1台（運転手付き）
(2) 作業員	1～2人
(3) 所要器具	スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

### 3 収集の方法

#### (1) 収集車両

必要に応じて業者の車両を調達して、収集車両を確保する。

#### (2) 収集範囲

被災地区・近隣地区・避難所から出たごみの直接収集を行う。

#### (3) 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設から排出されるごみを、優先的かつ速やかに収集する。

#### (4) 集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、自治会長と連絡の上、他の場所に臨時集積場を選定する。

### 4 処理の方法

#### (1) 処理施設

湖東広域衛生管理組合等が所有する処理施設で処理するが、避難所や事業所等で焼却施設を有する所は、これらの施設を利用する。

※ごみ処理施設、し尿処理施設：資料編参照

#### (2) 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部及び県地方本部（情報班）に連絡報告する。

### 5 死亡した獣畜の処理

#### (1) 移動しうるもの

環境衛生上、支障のない方法で処理する。

#### (2) 移動し難いもの

当該場所で個々に処理する。

### 第3節 し尿処理

〈湖東広域衛生管理組合、住民班〉

#### 1 実施責任

町本部は、湖東広域衛生管理組合と連携し、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶や、終末処理施設の被害により、トイレが使用できなくなることが想定されるために、仮設トイレを迅速に設置する。

#### 2 初期対応

- (1) 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理の見込み量及び仮設トイレの必要数等を決定する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、処理計画を迅速に策定する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう高齢者、障害者等にも配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

#### 3 処理活動

##### (1) 人員、資機材等の確保

町本部は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等を確保する。

##### (2) 応援要請

ア 町本部は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合には、近隣市町に対して収集、処理の応援要請を行う。

イ 町本部は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合においては、県に対し広域的な応援要請を行う。

##### (3) 処理の実施

##### ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

※ごみ処理施設、し尿処理施設：資料編参照

##### イ 住民への広報

下水道普及地域においては、管渠及び終末処理施設の被災状況を正確に把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せずに仮設トイレ等を使用するように広報を行う。

##### ウ 仮設トイレの設置

町本部は、必要に応じ水洗トイレの使用制限を行うとともに、仮設トイレを速やかに避難所、住家密集地等に設置する。

##### エ 河川、プール等の水の利用

水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合には、河川、プール等から水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

## 第4節 災害廃棄物処理

〈住民班、彦根愛知犬上広域行政組合、湖東広域衛生管理組合〉

### 1 組織体制・指揮命令系統の整備

町は、速やかに災害対策本部にて災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制の配備を決定し、指揮命令系統を確認する。

#### (1) 情報収集・連絡

町は、ライフラインや廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報などを収集し、県に連絡する。

#### (2) 協力体制

町は、県と調整のうえ、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関して自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。

### 2 災害廃棄物処理の実施

#### (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計するとともに、災害廃棄物処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

なお、災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

#### (2) 仮置場の確保

災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。

仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者等に委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

#### (3) 環境の保全

腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。

#### (4) 処理方法

ア 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。

イ 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。

分別・処理・再資源化に当たっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

ウ 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、適正に保管または早期に処分を行う。

エ 思い出の品及び貴重品の回収・保管・返却を行う。

#### (5) 仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）の検討

既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮

置場)を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

(6) 災害廃棄物の再資源化及び最終処分

災害廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性及び設置場所(二次仮置場)を検討し、設置する場合は適切な設置・運営、管理を行う。

また、再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

**3 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制**

(1) 県内の被災市町の災害廃棄物処理に係る受援・支援

町は、県・他の市町・一部事務組合間の支援や、廃棄物処理業者団体からの支援が災害発生時に迅速かつ適切に機能するよう平常時から連携し、情報交換等を行う。

(2) 他都道府県の災害廃棄物処理への支援

他都道府県で大規模な災害が発生した場合に、人材及び資機材提供等の支援や災害廃棄物の広域処理に係る調整等が円滑に実施できるよう、平常時から県、市町・一部事務組合、廃棄物処理業者団体等と連携を図る。

## 第5節 衛生・健康維持

〈医療・福祉班、総務班、彦根保健所、県〉

### 1 実施責任

町本部は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、県地方本部（彦根保健所）の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施するとともに、被災住民の健康維持に留意する。ただし、被害が大きく、町本部のみで実施することが困難な場合は、県地方本部に応援を求めて実施する。

県本部は、被災地の状況、町本部の処理能力を考慮し、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第27条及び第28条若しくは予防接種法第6条の規定に基づき代執行を行う。

### 2 活動内容

#### (1) 予防宣伝

被災地区で衛生管理についての広報及び情報提供を行う。

#### (2) 疫学調査及び健康診断

ア 医療・福祉班は、災害の状況に応じて救護組織に依頼し、疫学調査及び健康診断を実施する。

イ 救護組織は、彦根保健所の行う疫学調査、健康診断に協力する。

#### (3) 避難所の衛生・健康指導

ア 避難所に保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行及び汚物処理の指導を行う。

イ 医療・福祉班は、救護組織及び必要に応じて彦根保健所の助言のもと、炊事従事者の微生物検査を実施する。

ウ 医療・福祉班は、避難住民の健康状況に留意し、状況に応じて救護組織や医療関係ボランティアと協力し、健康診断を実施する。

エ 医療・福祉班は、災害の状況により、栄養指導対策が必要なときは、彦根保健所と連携して、管理栄養士等を派遣し、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル～災害時対応について～」に従い、栄養指導対策を実施する。

#### (4) 清潔方法及び消毒方法の実施

医療・福祉班は、被災地区の状況に応じて彦根保健所に連絡し、感染症法第27条の規定による清潔方法及び消毒方法の実施の指示を受け、実施する。

#### (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、感染症法第28条の2の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する。

#### (6) 家庭用水の供給

町は、災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において感染症法第31条の規定による家庭用水の供給を行う。

#### (7) 患者等に対する措置

被災地区において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、彦根保健所に連絡し、感染症2類以上と想定された場合は次の医療機関に速やかに搬送する。

彦根市立病院	TEL 0749-22-6050
--------	------------------

(8) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施又は臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(9) 仮設浴場の供給

医療・福祉班は、災害の状況により必要と認めるときは、県本部に自衛隊に対する支援要請を依頼するなどの対策により、災害発生後一週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善に努める。

(10) 家庭動物等の保護

動物の愛護及び避難住民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、県及び関係機関と連携し、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。

(11) 危険動物の逸走

危険動物等による住民及び避難住民への危害を防止するため、適切な避難誘導及び危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を講じる。

飼養施設から逸走した危険動物（ワニ、クマ等）及び野犬が発見された場合、危害を防止するため、町本部は県本部（生活衛生班動物保護管理センター）と連携を密にして逸走状況の把握を行うとともに、危険動物の捕獲及び付近住民に対する広報活動を行う。

### 3 報告、記録

(1) 報告

医療・福祉班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報及び防疫活動状況を、毎日電話及び文書により県地方本部（彦根保健所）を通じて県本部へ報告する。

(2) 記録の整備・保管

町本部は、防疫に関する記録を整備・保管する。また、必要に応じて彦根保健所に提出する。

### 4 防疫及び保健衛生用器材の備蓄調達

防疫及び保健衛生用器材の備蓄、調達について、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

### 5 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費と区分し、災害防疫活動を終了後、速やかに精算する。

## 第6節 行方不明者の搜索、遺体の收容、検視並びに火葬

〈住民班、彦根市愛知犬上行政組合、消防本部・署、団、彦根警察署、防災関係機関〉

### 1 実施責任及び応急措置

住民班は、消防・警察等、関係機関と協力し、災害による行方不明者又は死者に対して、次の措置を行う。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施し、町本部は、日赤町分区として活動する。ただし、町本部のみで実施が困難な場合は、県本部に応援を要請する。

### 2 行方不明者の搜索

#### (1) 実施責任

住民班は、消防職団員、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を早急に実施する。

#### (2) 搜索の対象

行方不明の状態である者で、周囲の状況から災害により死亡したと推定される者。

#### (3) 実施方法

ア 行方不明者の搜索は、町本部が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

イ 遺体が流出等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部及び遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。

ウ 町本部は、身元不明死体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。

エ 町本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索に当たる。

#### (4) 報告、記録

町本部は、遺体の搜索に関して記録を整備、必要に応じて県本部に報告する。

### 3 遺体の処理

#### (1) 発見時の措置

住民班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、速やかに警察官に連絡する。警察は、医師立会いのもと検視を行う。

#### (2) 実施担当

救護組織は、住民班、奉仕団の協力により遺体を処理する。ただし、町のみで実施できないときは、他機関所属の救護組織等に応援を求める。

#### (3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体。

#### (4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理をする。

#### 4 遺体の収容

(1) 警察等からの引渡し

医師の立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、住民班が、警察、消防機関の協力を得てその収容、引渡しに当たる。

(2) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合は、既存の適当な建物、場所を利用して遺体収容所を設けて収容し、検視、遺族への引渡し等の適正、迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

(3) 身元、引取先の確認

彦根警察署、その他関係機関の協力を得て、身元不明死体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、死体処理票及び遺留品処理票を整理の上納棺し、死体検案書とともに遺族に引き渡す。

(5) 一時収容

身元が判明しない者、引取人が不明又は引取りに時間を要する者等は、一時収容所（公共施設等を中心に、その都度選定する。）に収容する。

#### 5 遺体の火葬

(1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無にかかわらずその遺族による埋火葬が困難な遺体、又は一定期間が経過しても身元が判明しない遺体、又は引取人がない遺体。

(2) 遺体の火葬

町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。なお、独自で遺体の火葬が不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。

ア 死亡者数の把握

イ 火葬計画の作成

ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保

エ 燃料、ドライアイス及び柩等資材の在庫状況の把握・確保

オ 火葬のための関係者に対する協力要請

カ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

(3) 火葬の実施

町本部は、収容した遺体を火葬する。火葬実施後は、遺族へ遺骨を引き渡す。なお、身元不明の場合等引取人がない遺骨については、町が火葬場から引取り、引取人が現れるまでの間保管する。

(4) 遺品、記録の保存

引取人がない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

(5) 漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱

法に基づき、行旅死亡人として取扱い、火葬する。

## 第11章 要配慮者の応急対策

〈医療・福祉班、総務班、関係各班、社会福祉施設管理者〉

### 1 町本部の措置

#### (1) 実施責任

医療・福祉班は、災害に際して、次の方法により高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者、傷病者、外国人等の要配慮者の保護に当たる。

#### (2) 要配慮者の保護

町本部は、防災関係機関と連携し、住民の協力を得て、要配慮者に対する適切な災害応急活動を行い、その保護・安全を図る。

##### ア 避難のための情報伝達

町長は、災害発生の危険性を住民に警告する場合、避難行動要支援者等の要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

##### (ア) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

町長は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難のための立退きを行うことができるよう避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報を的確に発令する。

避難情報の発令に当たっては、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して確実に情報伝達するとともに、早期の避難行動を促す。

##### (イ) 多様な手段の活用による情報伝達

町本部は、災害発生時に緊急かつ着実に避難情報を伝達するため、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末や緊急速報メールなど、複数の伝達手段を活用する。

##### イ 避難行動要支援者の避難支援

##### (ア) 名簿情報に基づく避難支援の実施

町本部は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、個別計画に基づき、避難支援を迅速に実施する。

##### (イ) 避難支援等関係者等の安全確保措置

町本部は、災害発生時において、避難支援を行う避難支援等関係者の安全確保措置を定めておくことにより、避難支援者の安全を確保する。

##### ウ 介添え等による避難誘導

##### エ 福祉避難所の活用等適切な避難場所の確保

##### オ 医薬品、飲料水、食料（食物アレルギー対応食品、ミルクやベビーフード等の乳幼児用食品、かむ力が弱い者へ配慮した食品等を含む）、生活必需品等の物資の適切かつ十分な支給

#### (3) 児童の保護

災害により保護者を失った児童に対し、児童相談所に連絡し、調整して保護する。

#### (4) 生活困窮者の保護

災害により生活に困窮し、保護の必要を生じた者に対し、民生委員児童委員と連絡協議し、速

やかに生活保護法に基づく保護の適否を県と調整し、困窮者を保護する。

注) 罹災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険、その他各種制度により給付されるが、同救助は、医療機構の平常化を待って平常医療制度に移行される。

総務班、その他の関係各班は、被保険者証を紛失し、又は準用不能となった者に対して、医療機関と連絡をとり、保険証のないまま給付できるよう努めるとともに、速やかに被保険者証の再交付を行う。

## 2 社会福祉施設の長の措置

社会福祉施設の長は、災害に際して、次の方法により入所者の保護に当たる。

### (1) 避難、保護

あらかじめ災害の程度・種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者の入所を継続するとともに、必要に応じて入所者を避難させ、その保護に努める。

### (2) 応急救助の要請

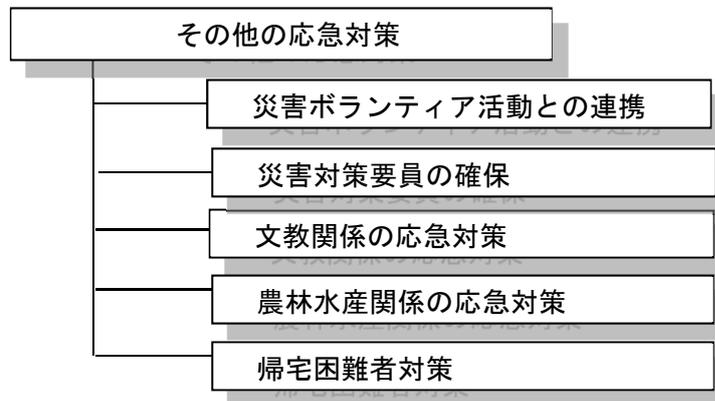
施設の被害等により食料及び飲料水を得ることができない場合、又は医療、その他の救助を必要とする場合は、医療・福祉班に連絡し、応急救助を受ける。ただし、速やかに各施設単独で活動が実施できるよう復旧活動に努める。

### (3) 職員（保育士）等の確保

保育士の被災、又は入所児童の増加による保育士の不足の場合は、産休代替員登録者等より選定補充する。選定補充できないときは、関係機関と協議し、保育士に代わる職員を臨時に充足する。

## 第12章 その他の応急対策

町本部は、災害に際してボランティア活動、文教関係、農林水産関係、帰宅困難者、その他に対して応急対策活動を行い、その被害、影響を最小限にとどめるように努める。



### 第1節 災害ボランティア活動との連携

〈医療・福祉班、総務班、関係各班、町社会福祉協議会〉

#### 1 ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性を考慮し、町本部は、被災者の救援等を行うための災害ボランティア活動が円滑に行われるように、町社会福祉協議会等の関係団体と連携して必要な対策を実施する。

##### (1) 災害ボランティアセンターの設置

町本部は、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを保健福祉センターに設置する。

なお、災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

- ・ボランティアニーズの把握及び情報提供
- ・派遣要請の調整等
- ・ボランティアの受入れ・受付
- ・地区内のボランティア活動情報の集約・管理
- ・町本部との連絡調整
- ・その他の外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークを形成し、活動を支援する。

##### (2) 県災害ボランティアセンターとの連携

町本部は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受付体制等について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。また、県と連携し、ボランティア保険の受付窓口を災害ボランティアセンターに設置する。

##### (3) 災害ボランティアの活動

災害ボランティアは、災害後の経過に応じ、おおむね次のような活動を行う。

経過	ボランティア活動に関連する被災地の動き	想定されるボランティア活動
緊急対応 災害発生から2～3日後	地元ボランティアによる活動の開始	○避難所の開設支援 ○災害ボランティアセンターの運営支援
	○避難所の開設 ○災害ボランティアセンターの開設	
復旧期 水害時：2～3週間後 震災時：2～3か月後	被災地外ボランティアの活動ピーク時	○避難所の運営支援 ○物資調達、運搬、仕分け手伝い ○屋内の片付け、引っ越し手伝い ○被災者の話し相手 ○被災者ニーズの把握・掘り起こし
	○避難所の本格運営及び自宅への帰宅が進む ○被災者の個々の生活課題の明確化	
復興期 震災時：3か月から3年～復興まで	地元住民・ボランティアによる活動へ移行	○要援助者の日常生活の支援 ○被災者の相談相手 ○被災地のつながりづくり・まちづくり活動の支援
	○仮設住宅の開設 ○災害ボランティアセンターの閉鎖	

## 2 ボランティアの派遣要請

### (1) 派遣協力の依頼方法

町本部は、町内のボランティア団体等の奉仕協力を必要とするときには、町社会福祉協議会の代表者に対して次に掲げる事項を通知し、派遣協力を依頼するものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事場所
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他必要な事項

### (2) 専門ボランティアの派遣要請

町本部は、各部・班から専門的スキルを有するボランティアの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県、関係団体等に対して専門ボランティア派遣を要請する。

- ア 医療、助産分野
- イ 障害者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ウ 建築分野（被災建築物危険度判定士）
- エ 語学分野

オ 輸送分野

カ 情報通信分野

キ その他、専門的な技能を有する分野

(3) 災害ボランティアコーディネータの確保及び派遣要請

町本部は、町社会福祉協議会に依頼して、災害時において各部署で災害ボランティアを指示・統括できる災害ボランティアコーディネータの確保に努める。なお、災害ボランティアコーディネータがいない場合には、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。

## 第2節 災害対策要員の確保

〈総務班、生活基盤班、防災関係機関〉

町本部は、各種の災害応急対策活動において、町本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、必要な人員（労力等）の動員及び雇用（以下、本章において「動員等」という。）を行い、災害対策要員を確保する。

### 1 実施責任

町本部は、災害応急対策活動に必要な要員を動員し、確保する。災害救助法が適用された場合は、その基準内で実施する。人員の動員等は、おおむね次の方法で行う。

実施担当	動員の対象者
生活基盤班	雇上げ労働者 強制従事労働者等

### 2 労働者の雇上げ

生活基盤班は、災害応急対策の実施に関して、町本部等の職員及び協定等に基づく関連団体等の応援のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合には、県内の公共職業安定所等で公募の上、労働者等の雇用を行う。

#### (1) 雇用範囲

労働者の雇用は、次の応急救助活動を行う者に必要な補助者として、最小限度の雇用を行う。

- ア 被災者の救出活動
- イ 行方不明者の捜索、死体の処理
- ウ 救助用物資の輸送・整理・配給

#### (2) 給与基準

賃金等の給与額は、原則としてそのときにおける地域の慣行料金以内とするが、災害救助法が適用された場合等は、その基準による。

#### (3) 労働者従事記録

労働者を雇用した班は、労働者従事記録を作成し、整備・保管する。

### 3 労働者等の法による強制従事

災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、法による強制命令を執行し、労働者を確保する。

#### (1) 強制命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団員、 消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急救助作業 (災害救助を除く。)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 災害対策基本法第65条2項	町長 警察官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

(2) 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にいる者
災害救助作業	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による 町長の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者

(3) 従事命令等の実施責任

町本部においては、次の各班が従事命令の執行等を担当する。

ア 生活基盤班は、水防作業のため水防法による従事命令を担当する。

イ 総務班は、災害対策基本法による従事命令を担当する。

(4) 公用令書の交付

県知事から町長に委任された場合（従事命令又は協力命令を変更し、又は取り消したとき。）は、令書の交付を受けるものとする。

(5) 記録

担当班は、従事命令を発し、強制従事させたときは、従事台帳を作成し記録する。

### 第3節 文教関係の応急対策

〈避難所・教育班、各学校（園）長〉

#### 1 地震発生時における園児・児童・生徒の安全確保

各学校（園）長は、地震発生時において、次の措置を講ずるものとする。

##### (1) 緊急避難計画

###### ア 学校・園内での授業中の場合

(ア) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 災害の規模、児童等、職員及び施設・設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに避難所・教育班へ報告する。

(ウ) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校（園）に児童等を留めておくなどの措置をする。

(エ) 状況に応じ、町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

(オ) 幼児、低学年児童、障害児等の誘導に当たっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

###### イ 学校・園外での活動中の場合

(ア) 校（園）長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。

(イ) 校（園）長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導したあと、校長等に連絡するようにする。そのとき連絡の手段として携帯電話等を携帯する。

###### ウ 授業時間外の場合

(ア) 震度5弱以上の地震が授業時間外に発生した場合、校（園）長及び職員は、直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校（園）長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

(イ) 職員は、発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校（園）又は該当学校（園）へ登校し、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

[校 長]・ 児童・生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導  
・ 教育委員会へ報告

[教 頭]・ 児童・生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導

[教務主任]・ 全校児童・生徒の安否確認

[学年主任]・ 学年児童・生徒の安否確認

[各学級担任]・ 担任児童・生徒の安否確認

## 2 風水害時における園児・児童・生徒等の安全確保

### (1) 関係情報の収集

- ア 気象状況等によって災害の発生が予想される場合には、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意する。
- イ 交通機関の不通等が予想される場合には、報道に注意するとともに関係交通機関と連絡をとり、運行状況の把握に努めること。

### (2) 暴風警報又は特別警報の発令時等における措置

#### ア 暴風警報又は特別警報の発令時における措置

##### (ア) 臨時休校

登校前においては児童生徒を自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休校とする。

##### (イ) 終業時刻の繰上げ

児童生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童生徒の安全を最優先とし適切な措置をとる措置をとる。その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示及び指導を行う。

#### イ 警報発表前における特例措置

臨時休校に関する判断の基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合、校長は、児童生徒の安全を最優先とし上記（ア）と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記（イ）と同様の措置をとる。

#### ウ 警報解除後における特例措置

臨時休校に関する判断の基準時刻とした午前7時までに、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合にあって、学校所在地や児童生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合には、校長は町教育委員会と協議の上、児童生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げ又は臨時休校等の措置をとる。

### (3) その他の警報（大雨、洪水、大雪等）の発表時における措置

その他の警報（大雨、洪水、大雪等）が発表された場合は、学校所在地域等の状況に応じて、校長は、町教育委員会と協議の上、適切な措置をとる。

## 3 学校施設等の確保

避難所・教育班は、学校授業が災害のため中断することのないよう、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

### (1) 被害程度別の予定施設

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

- ア 応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急処理して使用する。
- イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、二部授業等の方法を行う。
- ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公民館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。
- エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公共施設を利用する。なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

(2) 施設の応急復旧

避難所・教育班は、生活基盤班と協力し、災害終了後、速やかに被害校舎等の維持保全及び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

(3) 施設利用の応援

- ア 避難所・教育班は、町内隣接学校、その他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上、実施する。
- イ 教育長は、隣接町施設を利用の場合、町本部長と協議の上決定し、県本部（学校教育班）に応援を要請する。

(4) 公民館、その他社会教育施設の対策

避難所・教育班は、災害時には公民館、その他社会教育施設が避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

4 教育職員の確保と被災調査

避難所・教育班及び各学校長は、学校授業が災害のため中断することのないよう、災害により教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県に被災教育職員の報告を行う。

(1) 教育職員の確保

避難所・教育班は、次の要領により職員を確保する。

1	欠員が少数のとき	学校内で操作する。
2	学校内で操作できないとき	各学校長の要請に基づき、町内学校間において操作する。
3	町内学校間で操作できないとき	県教育委員会に応援又はあつせんを要請する。

(2) 被災教育職員の調査報告

避難所・教育班は、災害発生に伴い、被害を受けた教職員を調査し、県本部（教育部）に報告する。

5 応急教育の措置

避難所・教育班は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

- (1) 教科書、学用品等を損失した児童・生徒のみが負担にならないよう配慮する。
- (2) 公民館、その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、児童・生徒の健康等に留意

する。

- (3) 通学路、その他の被害状況を考慮し、通学等に当たっての危険防止を指導する。
- (4) 授業が長期間にわたり不可能となる場合は、学校と児童・生徒との連絡の方法、子供会等の組織を整理工夫する。
- (5) 幼稚園については、この計画に準ずるものとする。

## 6 学用品等の支給

避難所・教育班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、かつ販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、県本部の補助機関として、応急措置を行う。

## 7 被災児童・生徒のケア

児童・生徒が被災によるショックから心理的ケアが必要とされる場合に備えて、ケースワーカー等の専門家を必要に応じて派遣する。

第4節 農林水産関係の応急対策

〈生活基盤班、施設管理者〉

1 農業用施設対策

(1) 基本方針

生活基盤班は、被害の状況を把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、町本部からの要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水の飲料・消火水としての利用に協力するものとする。

(2) 応急対策

生活基盤班は、対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

ア 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により町本部に支援の要請を行うものとする。

(ア) 被害情報伝達対象施設は、町、犬上川沿岸土地改良区、自治会等が管理している、次表に掲げる施設とする。

被害情報伝達対象施設

対象施設	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池</li> <li>・揚排水機場とその附帯施設</li> <li>・頭首工</li> </ul>	町、犬上川沿岸土地改良区、自治会が管理している施設

(イ) 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

(ウ) 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する犬上川沿岸土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建築業者に要請を行い、応急対策に当たるものとする。

イ 農業用ため池については、ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、被害報告を行うこととする。

ウ 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うこととする。

## 2 畜産施設対策

### (1) 基本方針

災害による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

### (2) 応急対策

ア 畜産農家は、災害により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受け、又は家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げにならないよう努める。

イ 生活基盤班は、家畜の死亡、病気の発生又は発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、関係市町、農協、家畜診療所等の協力により、死亡畜の処分並びに病気の発生、又はまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

ウ 被災地域における飼料を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者等へ協力要請を行う。

## 3 治山施設対策

### (1) 基本方針

#### ア 民有林

災害により堰堤、護岸工事の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

#### イ 国有林

災害が発生した場合には、近畿中国森林管理局防災業務実施要領に定めるところにより、必要があると認められるときは、森林管理署に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について、万全の措置を講ずる。

### (2) 応急対策

#### ア 民有林

(ア) 生活基盤班は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

(イ) 生活基盤班は、雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

(ウ) 生活基盤班は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

#### イ 国有林

(ア) 現地派遣班の編成及び派遣

森林管理局長は、管轄区域内に激甚な災害が集中したため、その現地で災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、現地派遣班を編成して被災地に派遣するものとする。

(イ) 情報の収集及び報告

森林管理署長は、災害が発生した場合には、関係機関との連絡を密にするとともに、現地職員を中心として治山施設の点検等を行い、その結果を森林管理局対策本部長に報告する。

(ウ) その他

治山施設に受けた災害が地元住民との関係上、特に緊急対策を要するものについては、関係森林管理署長は、その対策計画をたて、森林管理局長の指示を受け応急復旧対策を講ずる。

## 第5節 帰宅困難者対策

### 1 基本方針

災害による交通機関の停止等で、駅周辺等に滞留する外出者及び観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

このため、町本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

### 2 帰宅困難者への支援の実施

(総務班)

#### (1) 帰宅困難者への情報提供

町本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

#### 【帰宅困難者に伝える情報の例】

ア 被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）

イ 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）

ウ 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）

エ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

#### (2) 一時滞在施設の確保

町本部は、鉄道事業者等と協力し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受入れに当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

#### (3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

#### (4) 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

#### (5) 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

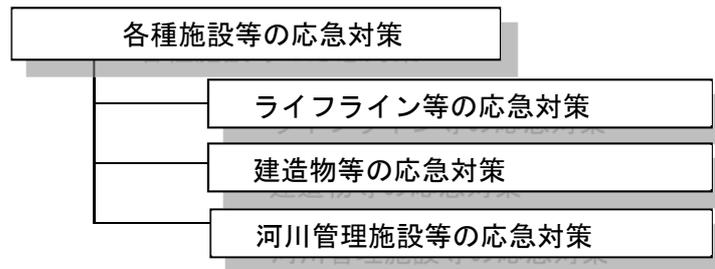
#### (6) 徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定

に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

## 第13章 各種施設等の応急対策

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保のため、応急復旧対策を実施する。



### 第1節 ライフライン等の応急対策

〈防災関係機関〉

以下の1～7に掲げる応急対策計画は、各々の防災関係機関において樹立し、平素から他の防災関係機関との連絡調整に努める。

#### 1 上水道施設

##### (1) 水道施設の被害防止

災害発生後は、災害による水道施設の損壊・汚染に対処するため、水道責任者及び職員を待機させ資機材の確保を図るとともに、保全対策を実施する。

ア 緊急修理資機材を集結し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

##### (2) 水道施設の被災措置

水道施設が被災し、又は水道水源が汚染する等の被害を受けたときは、直ちに次の措置を行う。

ア 施設の損壊、漏水等の障害を応急復旧する。

イ 水道が汚染し、飲料水として供給することが不適當なときは、直ちに給水禁止等の措置をとる。

ウ 給水を再開する前には消毒を強化し、水質の安全を確かめる。

##### (3) 断水時の対応

生活基盤班は、断水の連絡を受け給水が必要となった地域について、隣接水道や給水車による飲料水の供給の措置をとる。

##### (4) 町本部、県本部への報告

生活基盤班は、水道施設に被害があったときは、速やかに水道事故報告書により町本部に報告する。

町本部（総務班）は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

## 2 下水道施設

下水道施設は、他のライフラインのような代替機能がないため、被災した場合、社会全体の復旧活動、民生に与える影響が大きい。このため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、滋賀県流域下水道災害等対策要綱等に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行うものとする。また、町が単独で対応することができない場合には、速やかに北部流域下水道事務所対策本部に応援を要請する。

- (1) 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための一次調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。
- (4) 住民への広報

トイレについては、住民生活に必須のものであるので、使用の可否、使用できない期間等について、住民に対して広報し周知を図る。なお、広報に当たっては、防災行政無線（戸別受信機）や広報車等を活用し、周知を徹底する。

## 3 電力施設（関西電力送配電株式会社）

### (1) 計画方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

### (2) 計画の内容

#### ア 通報・連絡

被害情報などについて、事業者で定める経路に従い通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、甲良町防災計画の内容を遵守して適切に行う。

#### イ 災害時における情報の収集、連絡

##### (ア) 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

##### a 一般情報

##### (a) 気象、地象情報

##### (b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

##### (c) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、住民等への対応状況

(d) その他災害に関する情報（交通状況等）

b 当社被害情報

- (a) 電力施設等の被害状況および復旧状況
- (b) 停電による主な影響状況
- (c) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- (d) 従業員等の被災状況
- (e) その他災害に関する情報

(イ) 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(ウ) 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し住民へ周知する。

エ 要員の確保

(ア) 対策組織要員の確保

a 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。

b 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

(イ) 復旧要員の広域運営

関西電力送配電は、他電力会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

オ 災害時における復旧用資機材の確保

関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(ア) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- a 現地調達
- b 対策組織相互の流用
- c 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(ウ) 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

カ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

キ 災害時における危険予知措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害時における自治体との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

ケ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

コ 災害時における応急対策工事

関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- a 発電設備  
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- b 送電設備  
ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- c 変電設備  
機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- d 配電設備  
非常災害復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

e 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(ウ) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

#### 4 ガス施設

大阪ガス(株)及びL Pガス関連協会は、災害発生時に被害の拡大を防止するため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡、その他応急対策を実施し、ガスの製造供給体制の安定に努める。

災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、防災関係機関と密接に連携して、対策を実施する。

#### 5 通信施設

西日本電信電話(株)滋賀支店は、災害時における電信電話サービスの基本的な考え方として、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、応急作業を迅速かつ確に実施して通信の疎通に努める。

#### 6 放送施設

日本放送協会、びわ湖放送(株)及び(株)京都放送の各社は、放送施設等の災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、応急対策を実施し、当該施設を災害から防護し、放送機能の確保に努める。

また、甲良町と『緊急放送の実施に関する協定書』を締結しているFMひこね、FMひがしおうみの各社は、演奏所が被災した場合、局員は送信所までの電話電信設備の確保も含めて、機材使用確認を速やかに行い、放送可能な状態を確保する。演奏所が使用不可能になった場合は、送信所設備から直接放送を行うものとする。

#### 7 鉄道施設

東海旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)本社は、町域において旅客列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、又はそのおそれがある場合、応急救助対策等を実施し、被害の予防・軽減・復旧に努める。

また、特に被害が大きいと予測される地震災害への対策は、以下のとおりとする。

(1) 東海旅客鉄道(株)

ア 基本方針

災害発生の場合、災害時運転規則等取扱細則、運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規則等取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

イ 応急対策

(ア) 地震発生により、ユレダスが作動した場合、あらかじめ制定した巡回パターンにより安全を確認する。ユレダスの地震被害発生予想(地震強度)により巡回パターンを4段階(甲、乙、丙、丁)とし、全線巡回(甲)部分巡回(乙)搭乗巡回(丙)としている。なお、運転再開は、段階的な方法をとる。

(イ) 災害対策本部の設置

地震の発生により感震機が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模及び感震機作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部及び現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

(ウ) 社員の非常招集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常招集計画に基づき、非常招集を行う。

(エ) 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

- a 関係社員の非常招集計画
- b 応急復旧用資材の所在、及び数量の把握
- c 関係業者へ非常出勤を要請した場合の出動可能要員の把握
- d 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握
- e その他、関係機関への連絡、方法等の確立

(2) 近江鉄道(株)

ア 基本方針

地震が発生した場合、運転取扱心得並びに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

イ 応急対策

(ア) 地震発生時の運転規則と警戒

- a 震度計が40ガル（震度3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士並びに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。
- b 震度計で40ガル～80ガル（震度4）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長並びに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、前方の見通しの範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。
- c 震度計が80ガル（震度5弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

(イ) 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、また、その状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

(ウ) 本部の任務内容

- a 情報の収集、伝達
- b 職員の非常招集
- c 災害箇所の調査、報告
- d 救護活動の支援
- e 応急復旧用の資材調達
- f 振替輸送及び代行輸送の手配

## 8 ライフライン機関との協力

町、県及びライフライン機関は、災害時のライフライン保全に関する予防対策、応急対策を効果的かつ迅速に実施するため、平時から相互連携体制の構築を図る。

### (1) ライフライン機関との相互連携

町、県及びライフライン機関は、ライフラインの保全に関し、相互の連携を確認し、災害時の取組方針や緊急連絡先等を共有する。

### (2) 後方支援拠点(ライフライン機関等活動拠点)の指定について

町及び県は、ライフライン機関の応急復旧活動を支援するため、平時からライフライン機関の活動拠点となり得る場所の確保及び指定に努める。

ライフライン機関は、活動拠点が必要となった場合は、町また県の災害対策(警戒)本部に要請する。町及び県は、確保及び指定した拠点から、使用可能な場所を提供する。

### (3) 後方支援拠点の使用に係る費用負担について

ライフライン事業者の場所の使用に係る費用負担については、原則無償とする。ただし、ライフライン事業者の責に帰すべき事由により、支援拠点が損害を被った場合については、ライフライン事業者はその支援拠点の原状復旧を行うものとする。

## 第2節 建造物等の応急対策

〈各施設管理者、生活基盤班、避難所・教育班〉

### 1 計画方針

各施設の管理者は、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物において、人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等、住民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物並びに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

### 2 公共施設

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、突発的に起こる地震時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。

ウ 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講ずる。

エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

#### (2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関に報告するものとする。

#### (3) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、生活基盤班は、必要に応じ、県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

##### ア 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、施設の継続使用の可否を判定する。

##### イ 被災度区分判定調査

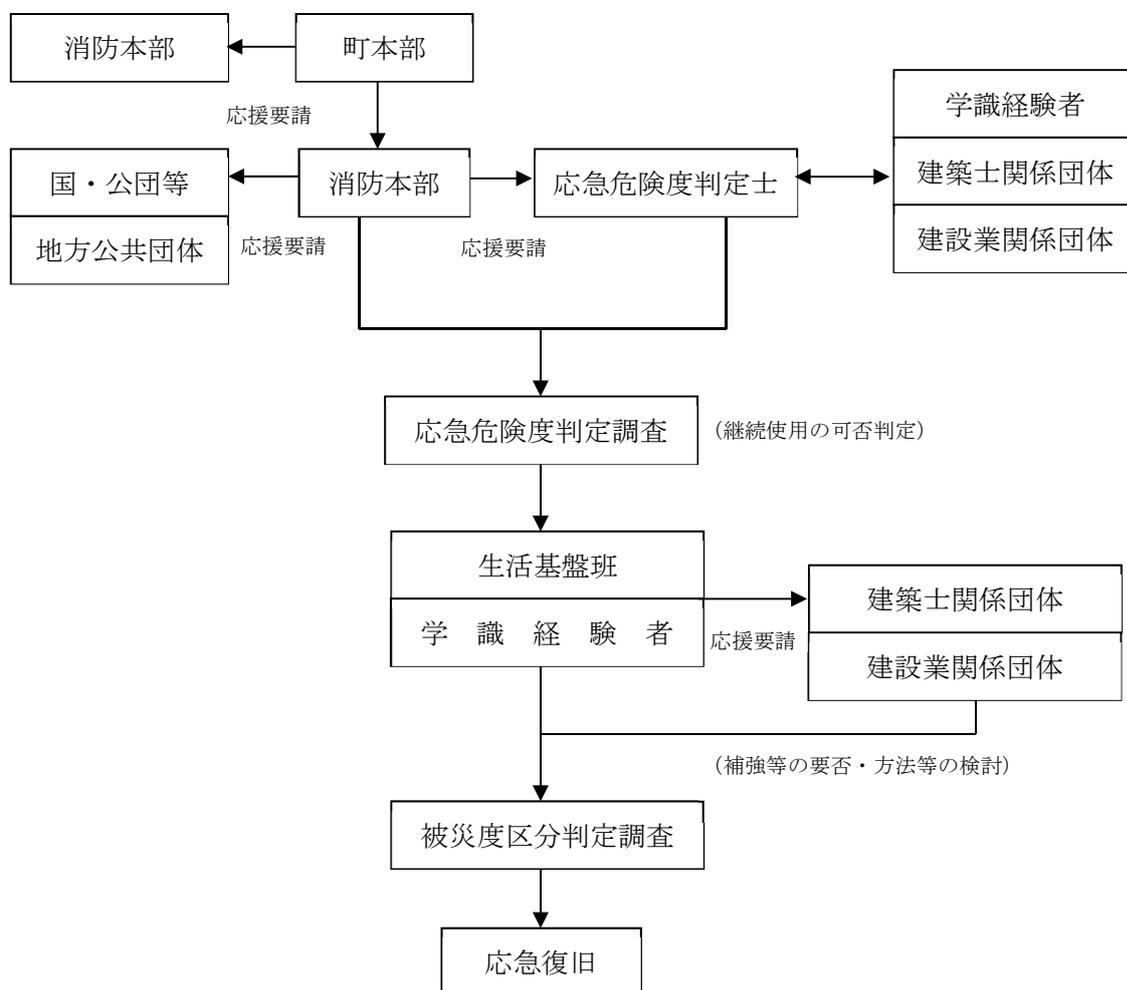
建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の可否を判定する。

##### ウ 被災宅地危険度判定調査

主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により判定し、結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。必要に応じて、立入制限等の措置を行う。

(4) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。



3 一般建築物、宅地等の危険度判定

(1) 被災建築物の応急危険度判定

多数の被災建築物があるときは、余震またはその後の降雨により生じる二次災害を軽減・防止するため、以下のように、被災建築物応急危険度判定を速やかに実施する。

なお、大地震が複数回発生する場合の被害の想定とその対応については、国等の今後の検証や動向を見極めて検討する。

ア 建築物に関する被害状況の把握

被災建築物応急危険度判定必携に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。

なお、被害調査に当たっては、住民から寄せられる情報を参考にする。

イ 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定実施の準備を進める。

(ア) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

危険度判定の実施を決定し、庁内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被

災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難した方がよいかなどを判定する。また、本部を設置した場合は、県にその旨を連絡する。

(イ) 被災建築物応急危険度判定士の確保

被災建築物応急危険度判定実施本部は、応急危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請する。

(ウ) 作業実施のための準備

担当区域の配分、被災建築物応急危険度判定士の受入れ施設の確保、判定に必要な資料の準備、判定作業に必要な資機材の確保、判定統一のための打合せ等を実施する。

ウ 被災建築物応急危険度判定の実施

専門ボランティア（建築士）等の被災建築物応急危険度判定士と協力し、被災建築物応急危険度判定を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」及び「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き」（平成24年度3月 滋賀県被災建築物一宅地応急危険度判定協議会 被災建築物応急危険度判定WG）に基づいて実施する。

また、被災建築物応急危険度判定実施本部は、判定業務の実施状況を県の支援本部に報告する。

エ 判定結果の表示等

(ア) 被災建築物応急危険度判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定の結果を「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載した上で、建物の見やすい場所に貼る。

(イ) 被災建築物応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を住民に十分に周知する。

オ 「危険」と判定された建築物所有者等への対応

被災建築物応急危険度判定によって「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、問合せ窓口を開設し、当該建築物の修理・復旧等を促進する。

(2) 南海トラフ地震の時間差発生への配慮

南海トラフ地震が発生したときは、数時間から数日間の時間差で大地震が発生する可能性もあり、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策として、国、県と協力して、余震等に対する二次災害を未然に防止するため、被災建築物応急危険度判定を早急を実施するとともに、被災建築物応急危険度判定を実施し使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知する。

また、被災建築物応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

(3) 被災宅地の危険度判定

風水害等または地震災害の発生により二次災害が発生するおそれがあるときは、「実施本部業務マニュアル」及び「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）に基づき、以下のように、被災宅地危険度判定を実施する。

ア 被災宅地危険度判定士派遣要請・派遣

被災宅地危険度判定士の派遣を県に対して要請する。

イ 被災宅地危険度判定実施本部の設置

被災宅地危険度判定の実施を決定し、庁内に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。また、県にその旨を連絡する。

ウ 被災宅地危険度判定の実施

（ア）被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、宅地擁壁、宅地地盤、宅地のり面等ごとに行う。

（イ）調査は、判定調査票の項目に従って行う。調査は主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により行う。

（ウ）被災宅地危険度判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

（エ）被災宅地危険度判定業務の実施状況を県の支援本部に報告する。

エ 二次災害防止のための応急措置

被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

#### 4 町庁舎等

（1）災害応急対策計画

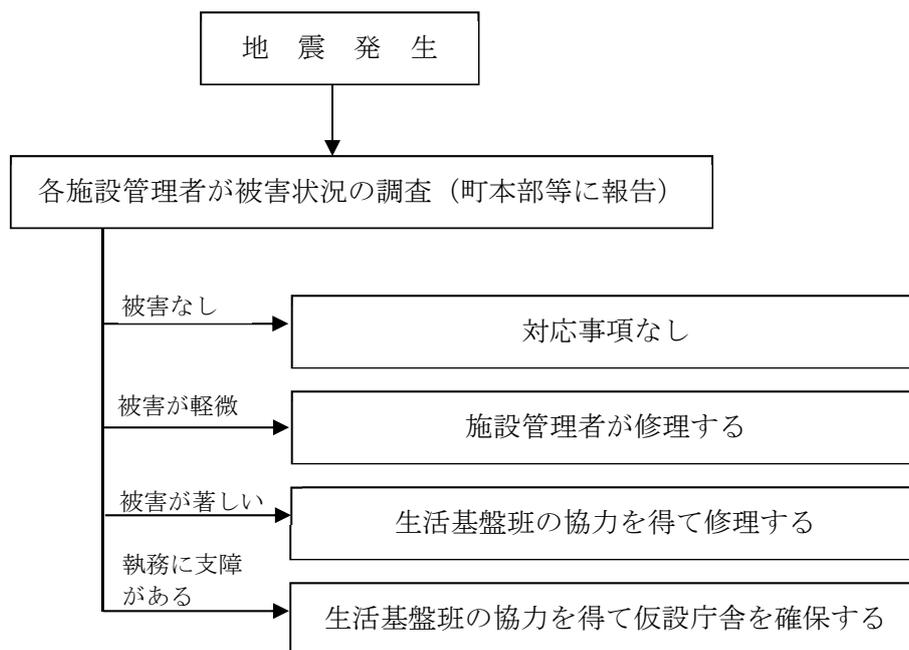
ア 県下で災害が発生した場合には、次の措置を行う。

（ア）被害状況の把握

町庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査する。

（イ）修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、総務班と協議の上修理を行うものとする。なお、必要に応じて生活基盤班は協力するものとする。



## 5 文化財

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、避難所・教育班に報告する。避難所・教育班は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあつては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあつては県本部（教育委員会）を経由して文化庁へ報告する。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

### 第3節 河川管理施設等の応急対策

〈河川管理施設管理者〉

#### 1 計画方針

災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害をうけたとき、町は、河川管理施設等の管理者と協力して、施設の応急復旧に努める。

#### 2 河川管理施設及び砂防設備

##### (1) 基本方針

災害による被害及び出水による二次災害を防止するため、町は、施設管理者と協力し、破損・損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防設備の応急復旧に努めるとともに、消防機関等と協力して水防活動を行う。

##### (2) 応急対策

次の水防活動を行う。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立      |
| イ 河川管理施設及び砂防設備、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視 |
| ウ 開門若しくは、閉門に対する遅滞のない操作              |
| エ 水防に必要な器具、資材及び設備の確保                |
| オ 被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧           |

##### (3) 復旧計画

ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて、災害復旧事業及び災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。



## 第 4 部 災害復旧計画



# 第1章 公共施設の災害復旧事業計画

〈関係各課、関係機関〉

災害により被災した施設を原型復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計・改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画をたて、実施に努める。

## 1 復旧事業の種類

災害復旧は、おおむね次の事業について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融、その他資金計画
- (11) その他の計画

## 2 復旧事業の方針

### (1) 実施体制

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な人員の配備・応援・派遣活動体制について、必要な措置をとる。

### (2) 災害復旧事業計画

町は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定して、査定実施が速やかに行えるように努める。

### (3) 緊急査定の促進

施設の被災程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工法が迅速に行えるように努める。

### (4) 災害復旧事業期間の短縮

関係機関は、復旧事業計画の樹立に当たり、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発を防止し、かつ速やかな効果が上がるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

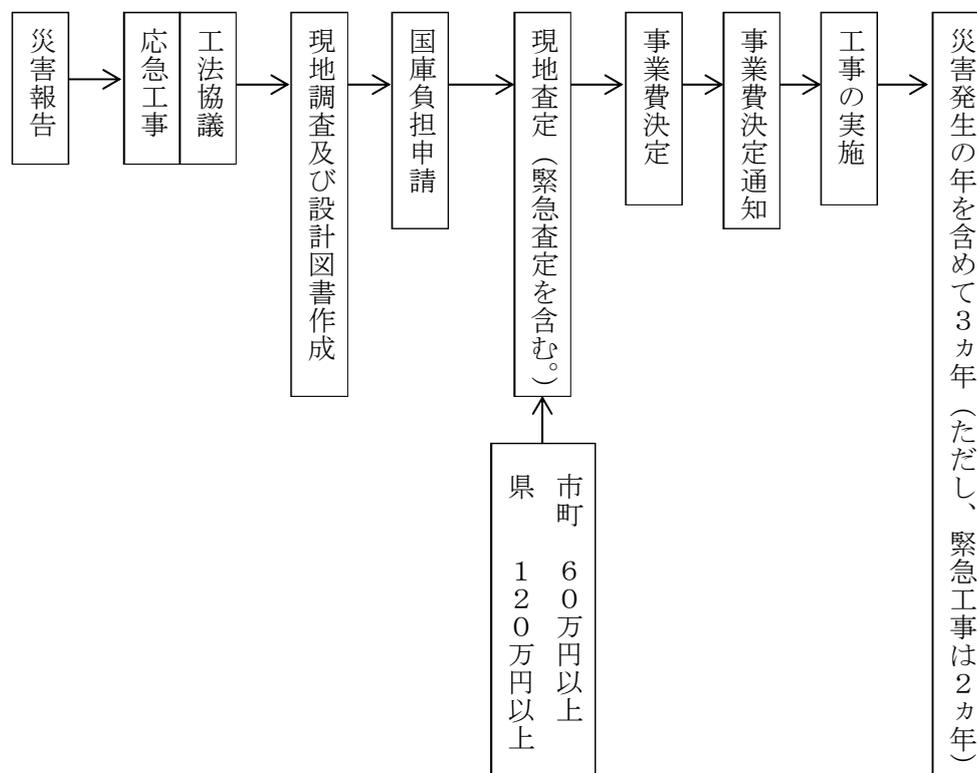
### (5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものは、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

### (6) 公共土木施設災害復旧の手続

河川、道路、橋梁、砂防設備、治山施設等の公共土木施設における災害復旧の手続は、次のとおりである。

ア 公共事業



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

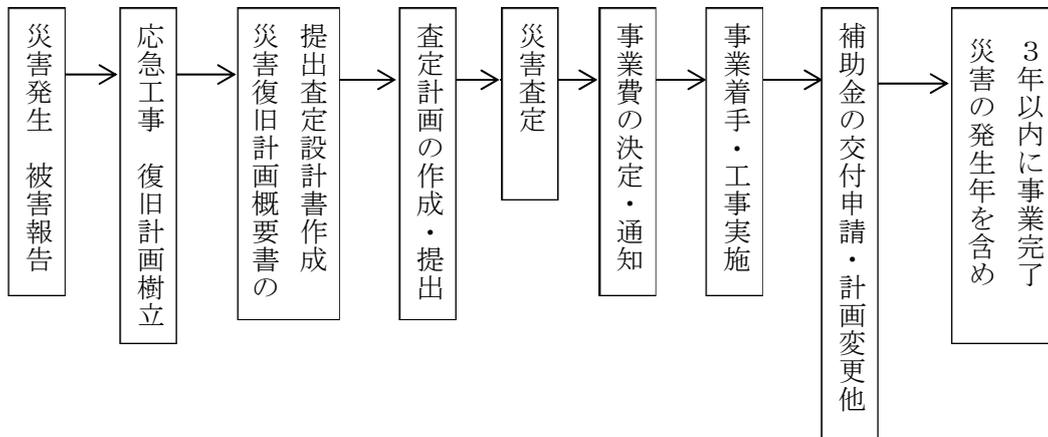
イ 小災害の措置

上記以外の小災害（前記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものについては、単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債、その他の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

(7) 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設）の手續

ア 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行細則、農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱、同査定要領、その他通達により運営される。

イ 小災害の措置（農地・農業用施設）

中山間指定区域又は平均傾斜度 1/20 以上の地域において市町、犬上川沿岸土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない1箇所工事費 40 万円未満(13 万円以上)の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助される。

ウ 小災害の措置（林業用施設・林道）

市町、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、及び1箇所の工事費が 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助される。

## 第2章 災害復旧事業の財政援助等

〈関係各課、関係機関〉

災害復旧事業費は、町、その他地方公共団体が提出した資料及び実施調査に基づき決定され、これは、法律又は予算範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業、並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

町は、こうした災害復旧事業費の援助・助成を速やかに受けられよう努める。

### 1 国が、一部負担又は補助する災害復旧の法律等

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、災害対策基本法に規定する、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者自立支援施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 推積土砂排除事業
- セ たん水排除事業

#### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下、「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合特別措置
  - エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - オ 犬上川沿岸土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 日本私学振興財団による私立学校への災害復旧工事に係る資金の貸付け
  - エ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - オ 母子及び寡婦福祉資金に関する負担の特例
  - カ 水防資材費の補助の特例
  - キ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第3章 災害復旧資金の確保

〈関係各課、関係機関〉

町は、災害復旧計画に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債、その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期着手に努める。

町は、次に示す県並びに近畿財務局における措置が円滑に行われるよう、積極的に協力する。

### 1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請
- (4) 一時借入金及び起債の前借等による災害関係費の確保

### 2 近畿財務局の措置

- (1) 必要資金の調査及び指導
- (2) 財政融資資金地方資金の貸付
- (3) 国有財産の無償貸付等の措置
- (4) 金融機関による緊急措置の斡旋指導
- (5) 証券会社等による緊急措置の要請

## 第4章 被災者への融資

〈関係各課、関係機関〉

町は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資が県等から行われるように努める。

災害による融資の概要は、次のとおりである。

### 1 農林漁業者の災害復旧資金

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法、滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要綱及び滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

#### (1) 資金等の種類

##### ア 融資制度

(ア) 天災資金

(イ) 日本政策金融公庫資金

##### イ 農業災害補償法に基づく農業共済制度

※被災者支援制度：資料編参照

#### (2) 町の措置

ア 町は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。

イ 農業保険法に基づく農業共済について、災害時に滋賀県農業共済組合等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期支払いができるよう措置する。

### 2 中小企業復興資金

町は、商工団体と連携し、県の中小企業振興資金融資制度（セーフティネット）、㈱日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。また、被災中小企業の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県及び国に対して要望する。

#### (1) 資金需要の把握連絡通報

#### (2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

#### (3) 中小企業者に対する金融制度の周知

#### (4) 資金の円滑化

#### (5) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請

### 3 住宅復興基金

町は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅建設資金の融資が速やかに実施されるよう所要の措置を行う。

#### (1) 資金の種類

##### ア 災害復興住宅建設資金

##### イ 補修資金

#### (2) 町の措置

##### ア 災害復興住宅資金

町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

イ 災害特別貸付金

町長は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、罹災者の希望により災害の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、罹災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

## 第5章 被災者等への支援計画

### 第1節 災害弔慰金等の支給

〈住民班、総務班〉

#### 1 災害弔慰金等の支給

住民班は、災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、一定規模以上の自然災害による被災者及び被災世帯に対し、次のとおり支給を行う。

##### (1) 災害弔慰金等の種類

災害弔慰金等の給貸与には、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付、並びに生活福祉資金貸付制度による福祉費の貸付の4種類がある。

##### (2) 給貸与の要領

ア 知事による弔慰金及び見舞金の支給は、その都度関係機関と協議して実施される。

##### イ 生活福祉資金（福祉費）の貸付

低所得者に対し、災害をうけたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる。

(ア) 取扱い機関 町社会福祉協会及び滋賀県社会福祉協議会

(イ) 貸付限度額 150万円以内

##### ウ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の給貸与は、町の条例に基づき実施されるものであり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用される。

##### (ア) 災害弔慰金

###### a 対象災害

- ・1市町において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ・県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- ・災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

###### b 支給額

- ・死亡した者が生計維持者である場合 500万円
- ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円

##### (イ) 災害障害見舞金

###### a 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ

###### b 支給額

- ・障害者となった者が生計維持者である場合 250万円
- ・障害者となった者が生計維持者以外の場合 125万円

##### (ウ) 災害援護資金

a 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害又は県内において災害救助法が適用された市町が  
 1 以上ある災害

b 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内

c 貸付条件

- ・償還期限 10 年(据置期間 3 年を含む)
- ・年利 3%
- ・貸付対象者とするについては、所得制限がある

2 町火災見舞金等交付内規による支給

町本部（住民班）は、本町の区域内で発生した住家の火災に際し、災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない住民の罹災者に対して、必要に応じて、次の火災見舞金を支給する。

表 見舞金等の種類

対 象	金 額
全焼の場合	200,000 円
半焼の場合	100,000 円
一部焼失の場合	20,000～60,000 円
隣家が被害を被った場合	20,000～60,000 円

※被害状況認定基準：資料編参照

## 第2節 被災者生活再建支援金の支給

〈関係各課、関係機関〉

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

### 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

#### (1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

##### ア 災害救助法が適用される程度の災害

町の区域内における住家滅失世帯数が災害救助法施行令第1条第1項第1号の規定（甲良町は40）以上である場合、又は県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が同条第1項第2号の規定（甲良町は20）以上である場合。（滅失世帯数には、同条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む）

##### イ 町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

##### ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

##### エ ア又はイに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る）のうち全壊世帯数が5以上である災害

##### オ アからウに規定する市町又は都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

##### カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

- ・市町（人口10万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害
- ・市町（人口5万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

#### (2) 被害の認定

被害の認定は、内閣府の定めた「災害の被害認定基準」に基づき、町は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が述べ床面積50%以上70%未満、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

#### (3) 公示

県は、町からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）に報告するとともに、公示を行う。

#### (4) 支給対象世帯

##### (ア) 住宅が全壊した世帯

##### (イ) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

##### (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

##### (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

#### (5) 支援金の支給額

支給額は、以下の表のとおり。

注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊 (損壊割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊 (損壊割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

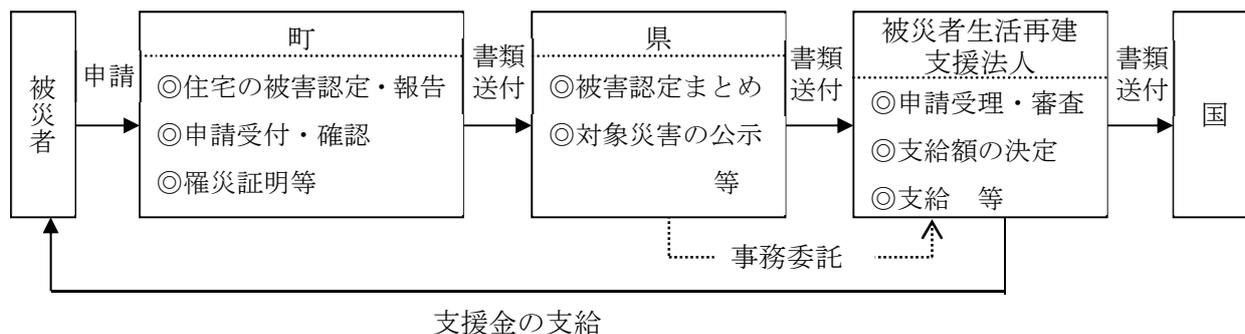
(6) 支給申請

町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は、支援金の支給に係る事務の全てを下記(7)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(7) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

被災者生活再建支援金の支給手順



## 2 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

### (1) 対象となる災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- ア 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めるとき。

### (2) 支援金の支給

町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

#### ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数	100万円	100万円	50万円	35万円	25万円
	単数	75万円	75万円	37.5万円	26.2万円	18.7万円

#### イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法					
		建設・購入	補修			賃借（公営住宅を除く）	
			全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		床上浸水
加算支援金	複数	200万円	100万円	75万円	25万円	50万円	25万円
	単数	150万円	75万円	56.2万円	18.7万円	37.5万円	18.7万円

### (3) 県の補助

県は、町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

### (4) その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるとしている。

### 第3節 災害公営住宅の建設

〈関係各課、関係機関〉

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに達したときは、罹災者のため国庫補助を受けて建設し入居させる。

(1) 建設対象

- ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合
- イ 火災により住宅が滅失した場合

(2) 入居者の選定

被害調査報告の中から、次の条件により入居者を選定する。

- ア 当該災害により住宅を滅失した世帯
- イ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯

## 第6章 その他被災者の保護

〈関係各課、関係機関〉

町は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して次の措置を行う。

### 1 雇用の安定確保

町は、大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、県及び滋賀労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

町は、県と連携し、被災による離職者等の再就職を促進するため、国が被災事業主及び被災求職者のために設置する臨時相談窓口及び臨時職業相談所の開設等についての周知を行うとともに、県及び滋賀労働局が連携して実施する合同就職面接会の開催に協力する。

町は、県が被災者の就職を開拓するため、高等技術専門学校において実施する職業訓練に被災者の参加を奨励する。

### 2 税制措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

#### (1) 郵便関係

##### ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹災世帯当たり、通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

##### イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

##### ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

#### (2) 為替貯金関係

##### ア 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

##### イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

(3) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

4 生活保護

町及び県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

## 第7章 治安の確保及び交通対策

〈関係各課、関係機関〉

### 1 基本方針

町本部は、県及び県警察（彦根警察署）と連携し、被災地における治安対策を継続して行う。

### 2 復旧・復興事業からの暴力団排除

町本部は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、彦根警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

### 3 交通対策

町本部は、県、県警察（彦根警察署）、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による町内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備等交通環境の整備を推進する。

## 第8章 災害復興

〈関係各課、関係機関〉

### 1 復旧・復興の方針の策定

町本部は、県や関係機関等と緊密な意思疎通を図りつつ、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的で整合性のとれた基本方針を策定する。

### 2 復旧・復興計画の策定

町本部は、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定する。なお、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、並びに情報提供等に努める。

### 3 災害復興本部等の設置

#### (1) 災害復興本部の設置

災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置する。

#### (2) 復興計画策定委員会の設置

住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針等を検討するため、必要に応じ復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

## 第5部 原子力災害対策計画



# 第1章 総則

## 第1節 計画の方針

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について本町がとるべき措置を定め、原子力災害から安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

### 2 計画の性格

#### (1) 本町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。

#### (2) 本町における他の災害対策との関係

この計画は、「甲良町地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「甲良町地域防災計画」の第1部から第4部に準拠する。

### 3 計画の周知徹底

この計画については、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民に対し周知を図る。

また、本町の各部署においては、この計画の習熟に努め、原子力災害対策に万全を期す。

### 4 計画の修正

甲良町防災会議は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改訂や修正が行われた場合、また、甲良町地域防災計画の第1部から第4部との整合が必要な場合には修正を行う。また、関係機関は、計画を修正する必要がある場合には、修正案を甲良町防災会議に提出する。

## 第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町及び消防機関等の処理すべき事務又は業務は、甲良町地域防災計画第1部第2章第2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基礎とし、次表のとおりとする。

### 1 甲良町

機関名	事務又は業務
甲良町	(1) 関係周辺市の応援 (2) 避難誘導の援助 (3) 指定避難所の開設 (4) 広報

### 2 消防本部

機関名	事務又は業務
彦根市消防本部 (以下「消防本部」という。)	(1) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

### 3 滋賀県

機関名	事務又は業務
滋賀県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 滋賀県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲食物及び生活必需品の供給 (21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分</li> <li>(25) 広域応援の要請及び受入れ</li> <li>(26) ボランティアの受入れ</li> <li>(27) 汚染の除去等</li> <li>(28) 各種制限措置の解除</li> <li>(29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</li> <li>(30) 風評被害等の影響の軽減</li> <li>(31) 住民相談体制の整備</li> <li>(32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</li> <li>(33) 心身の健康相談体制の整備</li> <li>(34) 物価の監視</li> <li>(35) 関係周辺市及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力</li> <li>(36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等</li> </ul>
--	---

#### 4 滋賀県警察本部

機関名	事務又は業務
滋賀県警察（彦根警察署）（以下「県警察（彦根警察署）」という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺住民等への情報伝達</li> <li>(2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</li> <li>(3) 交通の規制及び緊急輸送の支援</li> <li>(4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</li> <li>(5) 警察職員の被ばく対策</li> <li>(6) その他原子力災害警備に必要な措置</li> </ul>

### 第3節 計画の基礎とすべき災害の想定

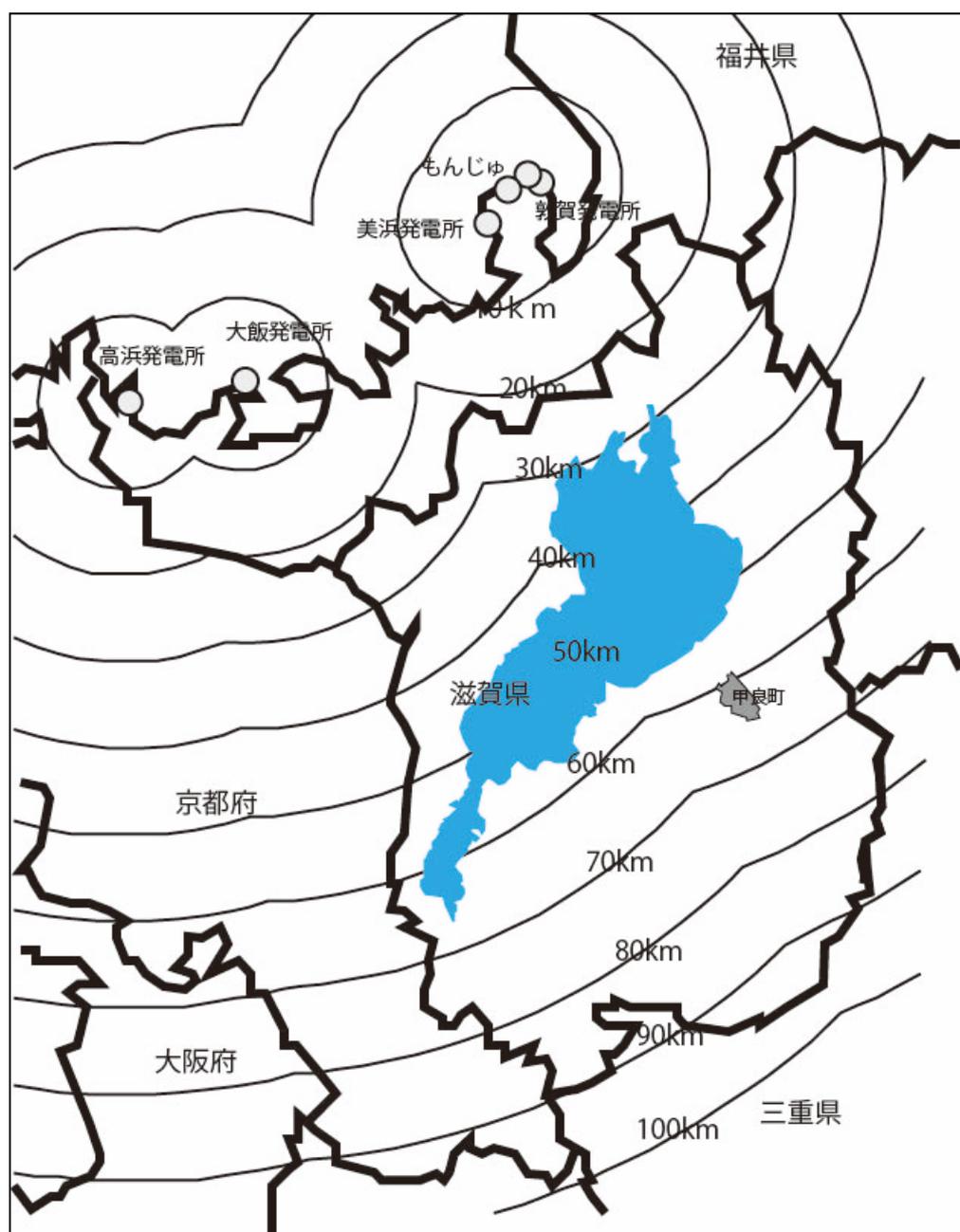
#### 1 原子力事業所の立地状況

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所があり、計15の原子力施設が設置されている。なお、本町からは最寄りの原子力事業所までおおむね60kmの距離である。

なお、本計画に関連する原子力事業者は、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構である。

本町に関連する原子力事業所設置概要を資料編に掲載する。

■原子力事業所の立地状況図



## 2 原子力事業所と気象

福井県の嶺南地方では、地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値（1981～2010年）で4.1m/sである。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、特に冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとにみると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約30%を占める。夏期は東から東南東の風が約25%と最も多く、北西の風は10%程度となっている。

（気象庁の観測データを使用、統計期間は敦賀1988年2月～2013年12月、今津及び長浜1978年11月～2013年12月）

## 3 前提となる事態の想定（県放射性物質拡散予測シミュレーション）

この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた県の想定に基づくものとする。なお、放射性物質の拡散予測については、県琵琶湖環境科学研究センターの放射性物質拡散予測シミュレーションを活用している。

県の放射性物質拡散予測シミュレーション結果については資料編に掲載する。

## 4 原子力災害対策指針による原子力災害対策重点区域の範囲

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、以下の2区域を設定している。

＜原子力災害対策重点区域の範囲＞

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、EAL(※)に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(※)、OIL(※)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。

※O I Lと防護措置（原子力災害対策指針）：資料編参照

#### 第4節 原子力防災に関する本町の基本的考え方

本町は、原子力発電所からおおむね60～80km程度離れているが、異常事態発生時の気象状況によっては影響が及ぶことを想定し、UPZで行う災害応急対策に準じ、以下の考え方で防護措置等を実施する。また、本町が原子力災害対策で対象とする施設は福井県に立地する全ての原子力発電所とし、本町において原子力災害対策を実施する区域は町全域とする。

##### 1 退避及び避難

###### (1) 屋内退避

原子力災害対策指針では、「屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。」と規定されている。

福井県の原子力発電所で事故が発生した場合、住民は放射性物質の放出状況に応じて屋内退避を実施し、放射性物質及び放射線による被ばくを避ける。なお、屋内退避という方法は、原発事故の深刻さが増した場合、退避者の生活確保が困難になるとともに、最終的に広域避難となった場合には、円滑な避難の実施に困難を伴う場合が想定される。よって、屋内退避は、短期間（1～2日）の措置とし、避難が必要な場合に備えた避難準備期間として位置づける。

###### (2) 避難及び一時移転

原子力災害対策指針では、「避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受けられる可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急に実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。」と規定されている。

本町における避難は、町内における避難と町外への広域避難の2種類とする。原発事故が発生し、本町の一部区域で放射性物質による汚染のおそれがある場合、汚染のおそれがある地区に居住する住民は、町内の安全な場所に避難する。また、原発事故により、本町全域で放射性物質による汚染のおそれがある場合、住民は町外の安全な場所に避難（広域避難）する。

本町における一時移転は、本町の区域で日常生活を継続した場合に空間放射線量率は低いが被ばくする可能性がある場合に、一定期間のうちに本町の区域から離れるため実施する。

なお、避難及び一時移転については、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部から輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した指示が、県を通じて伝えられることになっている。

##### 2 県の実施する緊急時モニタリングへの協力及び結果の把握

緊急時モニタリングの実施について、原子力災害対策指針では、「国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。初期モニタリングにおいては、OILによる防

護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。なお、放射性ヨウ素を中心とした空気中放射性物質濃度の測定も行う。その後、順次、測定対象の拡大を図る。」と規定されている。

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となる。町は、県が実施する緊急時モニタリングに協力するとともに、その結果を迅速に把握することにより、原子力防災対策に万全を期す。

### 3 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力災害対策指針では、「放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。」と規定されている。

本町は、原発事故が発生し、放射性プルームが本町上空を通過するおそれがある場合、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるため、国の安定ヨウ素剤服用に関する決定を受け、県と連携し、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用を実施する。なお、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討され、原子力災害対策指針に記載されることになっている。

※用語説明（安定ヨウ素剤）：資料編参照

※＜安定ヨウ素剤の予防的服用に関する提言骨子（案）＞

（被ばく医療分科会）：資料編参照

### 4 汚染スクリーニング及び除染

原子力災害対策指針では、「スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。」と規定されている。

本町は、原発事故が発生し、住民が放射性物質により汚染した可能性がある場合、原子力災害対策指針に基づき、県と連携し、適切に汚染スクリーニング及び除染を実施する。

### 5 飲食物の摂取制限

原子力災害対策指針では、「飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。」と規定されている。

本町は、原子力災害が発生し、町内の飲食物が放射性物質に汚染された可能性がある場合、飲食物の経口摂取による住民の内部被ばくを防止するため、原子力災害対策指針に基づき、県と連携し、飲食物の摂取制限を実施する。なお、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、原子力規制委員会が緊急時モニタリング結果等の情報を集約した上で、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域及び当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について決定し、原子力災害対策本部から地方公共団体に伝達される。町は、この内容を住民に周知する。

## 第5節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

### 1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、原子力規制委員会の「初動対応マニュアル」では、「情報収集事態」が定められている。

#### (1) 情報収集事態

原子力事業所所在市町村において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報が通報された場合に、国は関係省庁への連絡や対外公表等を行うこととされている。

#### (2) 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

#### (3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行わなければならない。

#### (4) 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、

遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、UPZ内において、基本的に全ての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

## 2 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

※各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて：資料編参照

## 第2章 災害事前対策

### 第1節 原子力防災体制整備計画

#### 1 計画の方針

原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、福井県敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町に立地している原子力事業所で原子力災害が発生し、その影響が本町に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

#### 2 平常時の安全対策

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から以下の安全対策を講ずる。

- (1) 町は、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。また、県及び市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に参画し、原子力事業者との連携・協力のもと、住民の安全確保、町内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。
- (2) 町は、県との緊密な連携のもと、周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングの評価結果について速やかに把握する。

#### 3 災害応急対策の体制整備

##### (1) 職員の参集体制

町は、原子力災害発生時における職員の非常参集体制の整備を図る。

##### (2) 職員の配備体制等

町は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等についてあらかじめ定めておく。

##### (3) 防災関係機関相互の連携体制

町は、国（原子力規制庁）、県、県警察（彦根警察署）、消防本部、医療機関、その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を確立し、相互に情報交換を行い、原子力防災体制の整備・強化を図る。

##### (4) 消防の相互応援体制の整備

町は、国、県、消防本部と協力し、消防の相互応援による人命救助活動等を行うための受入体制の整備に努める。

##### (5) 自衛隊への派遣要請手続及び受入体制

町は、知事に対し、自衛隊の派遣要請を迅速に行うことができるよう、あらかじめ手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、受入体制の整備を図る。

#### 4 退避及び避難体制の整備

- (1) 町は、原子力災害が発生した場合の退避及び避難の計画（以下「避難計画」という。）を作成する。

- (2) 町は、住民等の退避及び避難のための勧告又は指示等を行った場合において、避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。
- (3) 町は、放射線の遮へい効果を考慮した避難場所として公民館、学校等の公共施設を、その管理者の同意を得た上で、避難施設としてあらかじめ指定しておく。また、指定した避難施設については、必要に応じ、衛生環境、避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (4) 町は、県、県警察（彦根警察署）、消防本部、自衛隊その他防災関係機関と連携し、広域避難に関する体制を整備する。
- (5) 要配慮者 に対する避難体制を整備する。

#### 5 緊急輸送活動体制及び交通体制の整備

- (1) 町は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、緊急輸送道路の確保、道路管理の充実を図る体制を整備する。
- (2) 町は、県、県警察（彦根警察署）、その他防災関係機関と連携し、避難住民及び緊急物資の迅速な輸送方法の確立を図る。

#### 6 救助・救急、消火及び防災活動資機材等の整備等

##### (1) 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国、県及び消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努める。

##### (2) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全確保及び応急対策活動の円滑な実施を図るためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、県警察（彦根警察署）、消防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

## 第2節 教育・研修及び防災知識普及計画

### 1 計画の方針

原子力災害発生時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、防災業務担当職員等の原子力防災知識を高める取組みを推進する。また、住民が、原子力防災に関する基礎的な知識を備え、万一の事態が発生した場合に円滑な防護活動を実施することができるよう、原子力防災に関する知識の普及に努める。

### 2 町における防災業務担当職員等の研修

町は、国、県等が実施する講習会、研修会等に防災業務担当職員等を積極的に参加させ、保有する資機材及び装備の使用方法等の習熟に努める。また、国、県及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について防災業務担当職員に対する研修を適宜実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) 原子力事業所の概要に関する知識
- (3) 原子力災害とその特性に関する知識
- (4) 放射線による健康への影響と放射線防護に関する知識
- (5) 放射性物質及び放射線の測定方法、機器を含む防災諸設備に関する知識
- (6) 緊急時に町、国、県その他防災関係機関が講じる対策に関する知識
- (7) 緊急時に住民がとるべき行動及び留意事項に関する知識
- (8) 原子力災害医療に関する知識
- (9) 屋内退避や避難に関する事項
- (10) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項
- (11) その他緊急時対応に関する事項

### 3 住民に対する原子力防災に関する知識の普及

#### (1) 広報活動

町は、県と連携し、住民に対し原子力防災に関する上記の「第2」に掲げる事項について知識の普及と啓発を図る。

#### (2) 広報の方法

町は、原子力防災に関する知識の普及に当たっては、広報紙、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、町ホームページ等を活用する。

#### (3) 防災訓練の活用

町は、原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施する。

#### (4) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」による。

### 第3節 情報収集・連絡体制等整備計画

#### 1 計画の方針

原子力災害発生時には、防災関係機関相互の迅速かつ確かな情報連絡及び住民への分かりやすい情報の迅速な伝達が重要であり、これらに必要な設備及び体制の整備を図る。

#### 2 情報通信設備等の整備

##### (1) 防災関係機関相互における情報通信設備の整備

原子力災害時には、応急対策活動の円滑な推進のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があり、防災情報システム及び多様な通信媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

##### ア 県防災行政無線の活用

町は、県及び防災関係機関への情報伝達は、県防災行政無線により行う。なお、県防災行政無線が利用できない場合は、防災情報システム等を活用することにより行う。

##### イ 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ告知放送等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体を活用する。

##### (2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

町は、原子力災害時の円滑な応急対策活動の遂行と住民に対する適切な情報提供のため、以下の伝達手段等の活用を図る。

##### ア 自治会及び自主防災組織を通じた情報伝達（有線電話）

##### イ 広報車による情報伝達（あらかじめ広報文を作成する）

##### ウ テレビ・ラジオ・CATV等の放送による情報伝達（放送依頼）

##### エ 町ホームページ等のインターネットによる情報伝達

##### オ 携帯端末の緊急速報メールによる情報伝達

#### 3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 町は、原子力災害に対し万全を期すため、県及び防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

ウ 町は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておく。

##### (2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 町は、国、県及び防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民に提供すべき情報の項目について次によりあらかじめ整理しておく。

(ア) 原子力災害及び現地における応急対策の状況

(イ) 町域における影響の有無及びその程度

(ウ) 町、県及び国等が講じている応急対策に関する情報

- (エ) 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
  - (オ) 県がモニタリングカーにより収集したデータ
  - (カ) 原子力事業者の測定データ
  - (キ) 滋賀県環境放射線モニタリングシステム
  - (ク) 福井県原子力環境監視センターデータ
  - (ケ) 京都府常時監視システムデータ
  - (コ) 文部科学省環境放射線ポータルサイト
  - (サ) (国研) 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所協会のサイト
  - (シ) (公財)原子力安全研究協会のサイト等
- ア 町は、国、県及び防災関係機関と連携し、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- イ 要配慮者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」による。

#### 第4節 緊急時モニタリング体制整備計画

##### 1 計画の方針

福井県に立地する原子力事業所から大量の放射性物質の放出があった場合、原子力事業所から周辺環境に飛散した放射性物質の状況及び放射線量に関するデータの迅速な把握並びにその状況を迅速かつ的確に住民に提供することが重要なことから、町は原子力規制委員会の統括の下で設置される緊急時モニタリングセンター（国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係周辺道府県（P A Zを含む道府県及びU P Zを含む道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により編成される。）が実施する緊急時モニタリングに協力する体制を整備する。

##### 2 緊急時モニタリング体制に対する協力体制の整備

町は、緊急時モニタリングセンターの統括の下で県が実施する緊急時モニタリングへの要員派遣等の協力を行うための体制を整備する。

## 第5節 原子力防災訓練計画

### 1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

### 2 防災訓練の計画策定及び協力

(1) 町は、県等関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独又は共同して実施するための計画を策定する。

(2) 町は、県が次に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、その計画に協力する。

- ア 災害対策本部等設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練
- カ 緊急被ばく医療訓練
- キ 住民に対する情報伝達訓練
- ク 住民避難及び避難所等運営訓練
- ケ 人命救助活動訓練

### 3 防災訓練の実施

(1) 町は、県等関係機関と連携し、必要な防災訓練を単独又は共同して実施する。

(2) 町は、県が本節第2(2)に定める防災訓練計画に基づき、定期的実施する防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた防災訓練の実施に協力する。

### 4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

町は、防災訓練を実施するに当たり、県等関係機関の協力を受けて作成した想定を踏まえるとともに、様々な条件を設定して防災訓練を実施するなど、現場における判断力が向上し、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫する。

町は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

町は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価方法の見直し、本計画の修正等を実施する。

### 5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して、町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

### 6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第7節「要配慮者災害予防計画」による。

## 第6節 広域的相互応援体制整備計画

### 1 計画の方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

### 2 広域相互応援体制

#### (1) 災害時相互応援協定の活用

町は、町独自で避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、町が他の市町に応急措置を要請するため締結している災害時相互応援協定を原子力災害時においても活用する。

#### (2) 滋賀県広域消防相互応援協定の活用

町及び消防本部は、滋賀県広域消防相互応援協定を原子力災害時においても活用する。

### 3 関係機関との協定

町は、関係機関と締結している協定等を原子力災害時においても活用する。

## 第7節 要配慮者災害予防計画

### 1 計画の方針

放射性物質及び放射線は、通常五感に感じないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 社会福祉施設等の災害応急体制

社会福祉施設等の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 避難体制の整備

町は、県と連携し、要配慮者に対して災害情報を迅速かつ滞りなく伝達し、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努める。

また、社会福祉施設は、各施設から避難施設に至るまでの経路を点検し、避難に使用する道路の安全確保を図る。

#### (3) 介護体制の整備

町は、災害時における介護職員等の介護チームによる在宅介護体制や避難施設での要配慮者の介護体制を整備する。

### 3 情報連絡・伝達設備及び体制の整備

#### (1) 情報連絡・伝達設備の充実

要配慮者に対する情報連絡については、本章第3節「情報収集・連絡体制等整備計画、第2の住民に対する情報連絡・伝達設備の充実」に加え、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難施設での文字媒体の整備を図る。

また、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、迅速かつ的確に情報を提供できる情報伝達手段の整備を図る。

#### (2) 情報連絡・伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、本章第3節「情報収集・連絡体制等整備計画、第2の住民に対する情報連絡・伝達設備の充実」に加え、避難支援者及び介護保険事業者を介した情報伝達を実施する体制の整備についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する体制を整備する。

### 4 原子力防災に関する知識の普及

#### (1) 支援体制の整備

町は、県と連携し、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

#### (2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と連携し、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を実施する。

(3) 保育園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育園、幼稚園、学校等の管理者は、町及び県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識を普及し、保育園児、幼稚園児、児童等に対する防災教育の推進を図る。

**5 防災訓練における配慮事項**

町は、県と連携し、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 情報収集連絡計画

#### 1 計画の方針

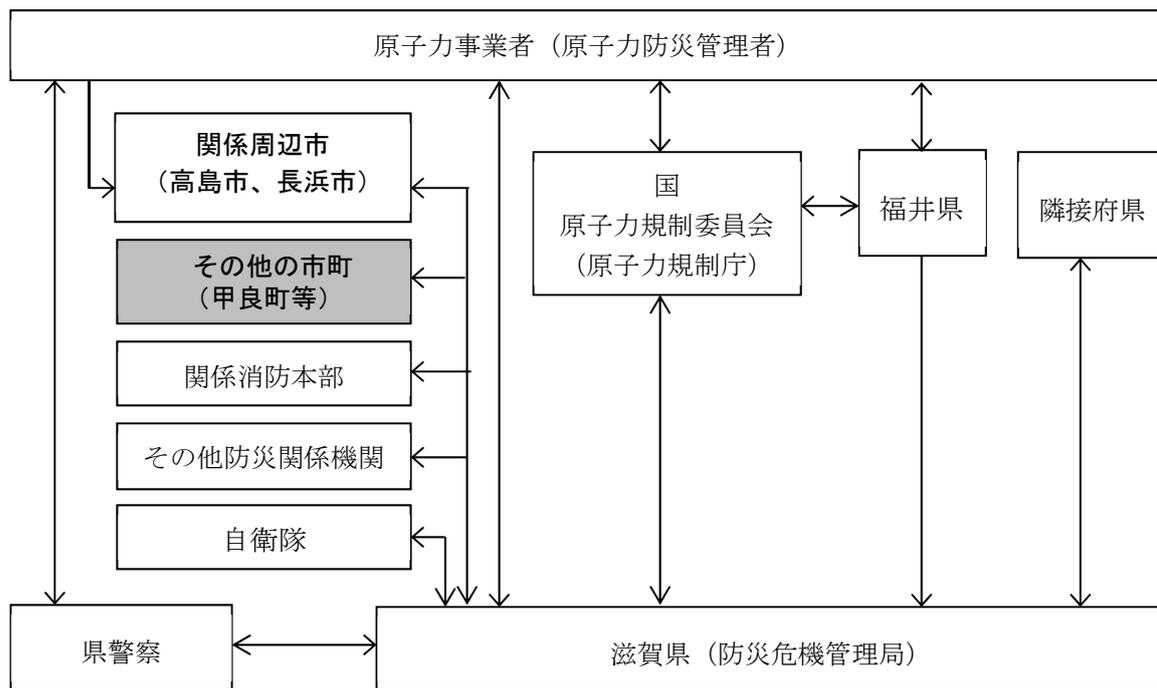
原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が不可欠であり、町は、原子力災害の事象に応じた本町と各防災関係機関との情報収集連絡体制を確立する。

ただし、原子力災害時には、町は事業者から直接連絡を受ける立場になく、放射性物質の測定機器を完備していないことから、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にすることを基本的な方針とする。

#### 2 緊急時の情報収集

町は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が、国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から以下により収集した情報又は県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

##### ■情報収集・連絡系統図



##### (1) 情報収集事態が発生した場合の連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生及びその後の状況について、指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行う。県は、通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市及び本町を含むその他の市町にも連絡することになっている。

##### (2) 警戒事態が発生した場合の連絡

- ア 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市町、関係機関等へ連絡するものとされている。
- イ 原子力規制委員会は、警戒事態を確認した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、所在市町村、関係周辺市及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。
- ウ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項については、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、本町を含むその他の市町にも連絡するとしている。
- (3) 施設敷地緊急事態における県から町への連絡
- ア 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。
- イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体等及び公衆に連絡するものとされている。
- ウ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、本町を含むその他の市町にも連絡するとしている。
- (4) 全面緊急事態における県から町への連絡
- 原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。
- 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
- 県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行いつつ、把握した状況等を必要に応じて関係周辺市及び本町を含むその他の市町にも連絡することになっている。
- 3 応急対策活動情報等の情報収集**
- 町は、原子力事業者による緊急時通報の後において、県が、次により国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急時通報後の状況の把握に努める。
- (1) 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告
- 原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の報告を行った後の経過状況等について、遅滞なく県及び防災関係機関に随時報告するものとされている。
- (2) 施設敷地緊急事態発生後の連絡等
- ア 原子力事業者等から県への連絡
- 原子力事業者が、県をはじめ防災関係機関に対し、原子力事業所の状況、応急対策活動及び

事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に報告することとされている。

イ 原子力規制委員会から県への情報連絡

県は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等について随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとしている。

また、県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとしている。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

ア 県の情報収集

県は、対策拠点施設（オフサイトセンター）に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況と合わせて、国、福井県の緊急事態応急対策活動等について把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとしている。

イ 原子力規制委員会からの情報伝達

原子力規制委員会が、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を伝達するものとされている。

4 原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

町は、原子力緊急事態宣言発出後、常時必要な情報を収集するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、県及び防災関係機関と必要な調整を行う。

5 通信手段の確保

ア 警戒事態発生時の連絡があったとき、町は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 警戒事態発生時の連絡があったとき、町は、必要に応じ電気通信事業者に対して町の重要通信の確保を要請する。

## 第2節 緊急時活動計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、町は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

### 2 町の配備体制

#### (1) 原子力災害時における配備体制

町における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- ア 警戒体制
- イ 災害警戒本部体制
- ウ 災害対策本部体制

#### (2) 配備の基準

町の配備基準は、表「動員配備基準」による。

#### (3) 配備体制の決定

町長は、原子力規制委員会又は原子力防災管理者から事故(緊急時)の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

### 3 町の動員体制

#### (1) 原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員配備基準」による。

#### (2) 職員への伝達等

##### ア 勤務時間中における伝達

口頭、電話・メール等迅速、的確な方法により伝達する。

##### イ 勤務時間外又は休日等における伝達等

###### (ア) 伝達方法

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達する。

###### (イ) 上記以外の参集

- ・警戒体制(次表参照)において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集する。
- ・全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集する。

###### (ウ) 参集状況の報告

緊急時の参集において、各班の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、総務課に報告する。

表 動員配備基準

配備レベル	配備体制	動員体制
<p>【フェーズ1】情報収集事態</p> <p>(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</p> <p>(2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(3) その他副町長が警戒体制を決定したとき</p>	警戒体制	・ 防災担当課の指定された職員
<p>【フェーズ2】警戒事態</p> <p>(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は福井県津波予報区において、大津波警報が発令されたとき</p> <p>(2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(4) その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めるとき</p>	災害警戒本部体制	・ 職員の約半数
<p>【フェーズ3】施設敷地緊急事態</p> <p>(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき</p> <p>(2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(3) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。</p> <p>(4) その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めるとき</p>	災害対策本部体制	全職員
<p>【フェーズ4】全面緊急事態</p> <p>(1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき</p> <p>(2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき</p>	災害対策本部体制	全職員

※緊急事態の区分：資料編参照

#### 4 警戒体制

##### (1) 警戒体制の決定及び廃止基準

副町長は、次の場合に警戒体制を決定し、又は廃止する。

###### ア 警戒体制の決定基準

- (ア) 福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）
- (イ) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- (ウ) その他副町長が警戒体制を決定したとき

###### イ 警戒体制の廃止基準

- (ア) 原子力事業所の事故が終結したとき
- (イ) 事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

##### (2) 業務内容

職員は、トラブルに関する情報収集を行う。

##### (3) 警戒体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

副町長が警戒体制を決定した場合、総務課長は、県にその旨を連絡する。

#### 5 災害警戒本部の設置

##### (1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

町長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

###### ア 災害警戒本部の設置基準

- (ア) 福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき
- (イ) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- (ウ) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき
- (エ) その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

###### イ 災害警戒本部の廃止基準

- (ア) 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は対策の必要がなくなったとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき

##### (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は町役場会議室とする。

##### (3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、甲良町地域防災計画第3部による。

##### (4) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部の所掌事務は次表により、災害警戒本部事務局及び各班が分担して業務に当たる。

原子力災害時における災害警戒本部の所掌事務

班	所掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置準備</li> <li>・ 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 原発事故に関する情報収集</li> <li>・ 応急対策の実施状況の把握</li> <li>・ 情報通信機器の運用及び管理</li> <li>・ 住民への情報伝達・広報</li> <li>・ 報道機関との連絡調整</li> <li>・ 災害警戒本部の庶務</li> <li>・ 緊急時モニタリングに関する情報収集</li> </ul>
医療・福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の退避及び避難</li> <li>・ 安定ヨウ素剤の配布及び服用準備</li> </ul>
生活基盤班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に必要な交通の確保</li> <li>・ 避難に際して必要な水、食料、物資の確保</li> <li>・ 水源のモニタリング調査</li> </ul>
避難所・教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避及び避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設準備</li> <li>・ 児童・生徒の退避及び避難誘導</li> </ul>
住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避及び避難誘導</li> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 住民への情報伝達</li> </ul>

(5) 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- イ 町の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ウ 各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- オ 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
- カ 原子力事業所における事故情報等の収集及び住民への広報に関する事項
- キ その他重要な初期活動に関する事項

(6) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、町は、県にその旨を通知又は報告する。

(7) 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、町は、ラジオ、テレビ、新聞、音声告知放送等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

## 6 災害対策本部の設置

### (1) 災害対策本部の設置及び廃止基準

町は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

#### ア 災害対策本部の設置基準

- (ア) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき
- (イ) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- (ウ) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- (エ) その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- (オ) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき
- (カ) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

#### イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき

### (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は町役場会議室とする。

### (3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、甲良町地域防災計画第3部による。

### (4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、次表「原子力災害時における災害対策本部の所掌事務」による。

### (5) 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害状況及び町の災害応急対策実施状況
- イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ウ 災害対策本部各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- カ その他必要な災害対策に関する事項

### (6) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町は、県にその旨を通知又は報告する。

### (7) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町は、ラジオ、テレビ、新聞、音声告知放送等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

### (8) 県との協力体制

町は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

原子力災害時における災害対策本部の所掌事務

班	所掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置・運営</li> <li>・ 原発事故に関する情報収集</li> <li>・ 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 退避及び避難に関する方針の決定</li> <li>・ 各部班への災害対策業務に関する指示</li> <li>・ 被災自治体への災害応援の決定</li> <li>・ 県、他市町への応援要請の決定</li> <li>・ 情報通信機器の運用及び管理</li> <li>・ 住民への情報伝達・広報</li> <li>・ 退避・避難状況の集約</li> <li>・ 県の実施する緊急時モニタリング情報の収集</li> <li>・ 報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整</li> <li>・ 災害救助法の適用に関する事務</li> <li>・ 町議会との連絡調整</li> <li>・ 職員参集状況の整理</li> <li>・ 災害予算の調整</li> </ul>
医療・福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への安定ヨウ素剤の配布及び服用</li> <li>・ 被災者の医療・救護対策</li> <li>・ 医療施設との連絡調整</li> <li>・ 要配慮者の退避及び避難の実施</li> </ul>
生活基盤班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に必要な交通の確保</li> <li>・ 県警察（彦根警察署）と連携した避難対象区域の交通規制</li> <li>・ 上水道施設等の被害調査（汚染状況のモニタリング）</li> <li>・ 災害時の応急給水</li> <li>・ 生活必需品の確保及び供給</li> <li>・ 被災者への食料の調達、炊出し及び配分</li> <li>・ 農林・畜産・漁業の被害状況の調査</li> <li>・ 農林・畜産・漁業関係の応急対策</li> <li>・ 中小企業関係の災害対策及び連絡調整</li> <li>・ 商工業関係の被害調査</li> <li>・ 観光資源、観光施設等の災害対策</li> <li>・ 被災商工業者等に対する金融調査</li> </ul>
避難所・教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避及び避難</li> <li>・ 避難所の開設、運営</li> <li>・ 児童生徒の退避及び避難誘導、安全確保</li> </ul>
住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 住民の退避及び避難誘導</li> <li>・ 住民相談窓口の設置</li> <li>・ 地域の情報収集・整理・伝達</li> <li>・ 自主防災組織等との連携</li> <li>・ 管内避難所との連携</li> </ul>

### 第3節 緊急時モニタリングへの協力及び情報の収集

#### 1 計画の方針

町は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合に、緊急時モニタリングセンターのもとで県災害対策本部（以下「県本部」という。）が実施する緊急時モニタリングに協力する。

また、町は、県が実施する緊急時モニタリング情報を速やかに収集し、結果を参考にして、退避及び避難並びに飲料水、飲食物の摂取制限等の判断に必要な本町における大気中の放射性物質及び放射線量の把握に努める。

#### 2 緊急時モニタリング箇所

緊急時においても、県が配備している以下の環境放射線モニタリングポストの測定結果が基本となる。

##### 本町に関連するモニタリング箇所

環境放射線モニタリング ポスト設置箇所（県）	県彦根保健所
---------------------------	--------

## 第4節 広報計画

### 1 計画の方針

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有しており、緊急時において住民の心理的動揺あるいは混乱が予想される。よって、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民に対する情報提供、広報、住民相談活動などを迅速かつ確に実施する。

### 2 広報の留意事項

- (1) 原子力災害は、地震等の自然災害に伴って発生する場合があります、既存の情報伝達手段が破壊されることを考慮し、広報に当たっては、広報紙、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、CATV等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法を有効に活用する。
- (2) 情報提供に当たっては、緊急時における住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。
- (3) 町、県、国その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努める。

### 3 町の広報体制

- (1) 町は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び広報を行い、報道機関に情報提供する。なお、報道機関への発表は総務課（町本部が設置された場合は事務局）が対応する。
- (2) 町は、広報紙、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、CATV等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底する。
- (3) 事務局は、報道機関への広報について、時間を設定して実施するが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応する。

### 4 町の広報事項

町は、県本部等からの指示に従い、広報車等を活用し、次に示す段階ごとに住民への広報を的確に実施する。

#### (1) 警戒体制を決定したとき

町の独自の手段・方法により広報を行うが、特に環境への影響がない事実を併せて広報する。

#### (2) 災害警戒本部を設置したとき

〈広報事項〉

- ア 町からの緊急広報であること
- イ 町に災害警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響

- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
  - キ 町、県その他防災関係機関の対応状況
  - ク 住民及び一時滞在者のとるべき措置
  - ケ 相談窓口の設置場所及び問合せ先
  - コ その他必要事項
- (3) 災害対策本部を設置したとき
- 〈広報事項〉
- 上記2に掲げる広報事項に準じる。
- (4) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき
- 原子力緊急事態宣言発出後は、県を通じ原子力災害合同対策協議会からの広報内容を十分確認した上で、広報活動を実施する。
- 〈広報事項〉
- 上記2に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。
- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。
  - イ 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと。
- 5 相談窓口の開設**
- 町は、災害警戒本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を開設する。
- 6 要配慮者に対する配慮事項**
- 要配慮者に対する配慮事項については、本章第9節「要配慮者応急対策計画」による。

## 第5節 避難、屋内退避等の防護措置

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、原子力災害から住民の生命、身体の安全を確保するため、明確な基準に基づき避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

### 2 県の防護措置に関する基準

県は、次に示す、原子力災害対策指針の「防護措置基準」に基づいて避難等の防護措置を実施することとしている。

■防護措置基準 [O I Lと防護措置 (原子力災害対策指針)]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>*6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
			核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀 類、肉、卵、 魚、その他	
飲食物 摂取制限 <sup>※9</sup>	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を測定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

### 3 本町における避難及び一時移転に関する基準

町は、福井県の原子力事業所で事故が発生し、町内の空間放射線量が原子力規制委員会の定める以下のOIL基準に達した場合、避難及び一時移転措置を実施する。

本町における避難及び一時移転に関する基準

基準の種類	基準の概要	空間放射線量 (地表面1m)	退避及び避難等の措置
O I L 1	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 $\mu$ Sv/h	避難 (町内の避難又は 広域避難)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h	1週間程度内に一時移転

#### 4 屋内退避及び避難の準備

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、本町において空間放射線量が異常に高くなり(500  $\mu$  Sv/hに達するおそれがある場合)、放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し屋内退避及び避難の準備を指示する。

#### 5 避難

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し町内の一部において空間放射線量が500  $\mu$  Sv/hに達した場合、放射能汚染危険地域の住民に対し町内の安全な避難場所への避難を指示する。

なお、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 避難所の開設及び避難路の決定
- イ 町から住民への指示・伝達
- ウ 防災関係機関との協力
- エ 避難所への避難方法の
- オ 避難所責任者の派遣
- カ 避難所の運営
- キ 避難措置の実施状況の把握
- ク 学校、社会福祉施設等の長がとるべき措置
- ケ 救護所の設置協力

#### 6 避難場所の開設

町は、住民に対し避難指示を行う場合、町内の安全な場所に避難場所を開設する。避難場所にはスクリーニング(身体表面に放射性物質が付着していないか調べる)等の場所を併設し、放射能汚染のおそれのある避難者に対しては医療機関と連携しスクリーニングの実施と必要な除染措置を実施する。また、要配慮者については、福祉避難所等を開設する。

## 7 広域避難

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し町内全域において空間放射線量が  $500 \mu \text{ Sv/h}$  に達した場合、国からの避難指示を受けて、住民に対し広域避難を指示する。

町は、広域避難(町外へ避難)を行う必要が生じた場合、県から避難所となる施設の指示を受け、県及び受入先の市町村長と緊密に連携し、広域避難を実施する。

## 8 一時移転

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し町内全域において空間放射線量が  $20 \mu \text{ Sv/h}$  に達した場合、国からの一時移転指示を受けて、1週間程度以内に住民を町外に一時移転させる。

## 9 要配慮者への配慮

要配慮者に対する配慮事項については、本章第9節「要配慮者応急対策計画」による。

## 10 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給

町は、避難指示を行った場合、避難所で飲料水、飲食物及び生活必需品を住民に対し迅速に供給する。なお、飲料水、飲食物及び生活必需品については、町の備蓄、協定締結業界団体からの調達によるものとし、物資が不足する場合は県に対し物資の調達を要請する。

## 11 放射線が高い水準になるおそれがある場合の対応

町は、町内において放射線の積算線量の高い地域が発生し、国が「計画的避難区域」等を指定した場合(事故発生後1年間の積算線量が  $20\text{mSv}$  を超える地点が存在)、県の指示により長期の避難を実施する。

## 12 広域避難に伴う他市町避難者の受入れ

他市町において原子力災害による避難者が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第72条第1項の規定に基づく、広域避難に伴う避難者の受入れ指示を県から受けた場合、町は、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、避難地区を包括する市町及び県と連携して実施する。

## 第6節 警備及び交通対策計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、町は、警察と連携して早期に警備体制を確立し、関係機関との連絡体制を確立して災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一として、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

### 2 警戒区域の設定等

町は、災害対策上必要な場合、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、県から、同法第72条第1項の規定に基づき、当該区域の設定を指示された場合には、必要な措置を講じる。

### 3 交通規制対策

町は、警察等関係機関に対し、原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制の実施を要請する。

#### (1) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の通行支障箇所について、必要に応じ、警察署長その他防災関係機関に通報又は連絡する。

また、道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通に危険が生じたときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

#### (2) 交通規制措置

##### ア 交通規制実施及び要請

町は、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制や、物資輸送等緊急通行車両の通行の確保について、県警察（彦根警察署）に要請する。

##### イ 規制情報の連絡及び周知

###### (ア) 関係機関への連絡等

###### (イ) 住民への周知

町は、上記の交通規制について、県公安委員会及び県警察（彦根警察署）が行う住民への周知に協力する。

### 4 立入制限措置

町は、警戒区域を設定した場合、県警察（彦根警察署）と連携し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、広報車による広報等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図る。

## 第7節 安定ヨウ素剤の予防服用に関する計画

### 1 計画の方針

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて行うこととされている。

町は、放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、原子力規制委員会が服用の必要性を判断した場合、原子力災害から住民の生命を保護するため、原子力災害対策本部又は県の指示に基づき、医療従事者等の関与の下で、住民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を講ずる。

ただし、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討した上で、原子力災害対策指針に記載される予定であり、今後示される国や県の方針に基づき措置する。

### 2 安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項

安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編に示す。

## 第8節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、町は、県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限など必要な措置を講ずる。

### 2 暫定飲食物摂取制限の措置

町は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率（地上1mで測定）が次表「O I L 2」に示す指標を超えた場合、1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する措置を行う。

O I L 2

		基準の名称	基準の概要	基準値	基準による防護措置の概要
防護措置基準	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (空間放射線量率) (地表面1m)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間内に一時移転を実施

### 3 飲食物に係るスクリーニングの措置

町は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率（地上1mで測定）が次表「飲食物に係るスクリーニング基準」に示す指標を超えた場合、県と連携し、数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定し、飲食物に係るスクリーニング措置を行う。

飲食物に係るスクリーニング基準

		基準の名称	基準の概要	基準値	基準による防護措置の概要
防護措置基準	飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (空間放射線量率) (地表面1m)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定

### 4 摂取制限の措置

町は、国及び県の指示を受けた場合、又は、緊急時モニタリングの結果、飲料水・飲食物及び農林畜水産物の汚染度が次表「O I L 6（経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準）」に示す指標を超え、あるいはそのおそれがあると認められる場合は、国の専門家等の助言を受け、直ちに飲食物摂取制限措置を行う。

飲食物摂取制限（O I L 6） （単位：Bq/kg）

核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、
放射性ヨウ素	300	2,000
放射性セシウム	200	500
プルトニウム及び超ウラン 元素のアルファ核種	1	10
ウラン	20	100

（参考）厚生労働省が定めた食品衛生上の基準値

放射性セシウムの新基準値（※） （単位：Bq/kg）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※ 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

## 5 飲料水及び飲食物の供給

町は、避難措置を指示した場合又は県から飲料水及び飲食物の摂取制限の指示を受けた場合は、直ちに県及び関係機関と連携し、避難所への飲料水及び飲食物の供給を実施する。

## 第9節 要配慮者応急対策計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、特に要配慮者に対しては、情報伝達、退避及び避難において配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

### 2 情報伝達及び広報における配慮事項

- (1) 町は、県本部と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送及び避難施設での文字媒体並びに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について十分配慮する。
- (2) 町は、県本部と連携し、一時滞在者等に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車等を活用した情報伝達及び広報について十分配慮する。

### 3 退避及び避難における配慮事項

- (1) 町は、県本部と連携し、介助等が必要な要配慮者の避難誘導及び搬送に関して、地域住民、県警察（彦根警察署）、消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう十分配慮する。
- (2) 町は、県本部と連携し、避難施設内に設置する健康相談窓口において、避難施設内で生活する要配慮者の心身の健康状態の把握に十分配慮するとともに要配慮者に向けた情報の発信、生活環境の維持等に十分配慮する。また、要配慮者に必要な飲食物の確保及び資機材の提供を実施する。
- (3) 町は、県本部と連携し、避難施設におけるホームヘルパー等の介護チームによる介護体制を確立する。

また、避難施設に要配慮者用の設備が整っていない場合は、福祉避難所又は他の社会福祉施設等への搬送を実施する。

## 第10節 広域支援要請及び支援実施に関する計画

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定される。その場合、町から他機関への支援要請、町から他機関への支援について、広域的な支援要請及び支援実施に対応できる体制の整備を図る。

### 2 町から他機関への支援要請（受援）

#### (1) 協定締結市町村に対する支援の要請

町は、原子力災害により被災した場合、他機関からの支援が必要と認めた場合は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに支援を要請する。

#### (2) 支援要請に係る留意事項

ア 町は、協定に基づく支援要請を行った場合、速やかに知事に報告する。

イ 支援活動は、支援要請した市町村の災害対策本部の下で行う。

ウ 支援については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域での活動のみとし、支援要請に際しその内容について支援要請先市町村と十分協議する。

エ 特に放射性物質による影響が大きいことが想定される妊婦及び子どもの避難支援に当たっては、県から遠隔地の避難所となる施設の指示を受け、県及び受入先の市町村長と緊密に連携して対応する。

### 3 町から他機関への支援実施

#### (1) 被災市町村に対する支援の実施

町は、原子力災害により被災した市町村から支援要請があった場合、支援が必要と認めた場合は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに支援を実施する。

#### (2) 支援に係る留意事項

ア 町長は、協定に基づく支援要請があった場合、速やかに知事に報告する。

イ 支援隊は、支援要請した市町村の災害対策本部の下で活動する。

ウ 支援については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域での活動のみとし、支援要請に際しその内容について支援要請市町村と十分協議する。

#### (3) 広域避難に伴う町外からの避難者の受入れ

町は、県から災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、広域避難の受入先の要請を受けた場合、避難所の提供、避難者の輸送等の必要な協力活動を、避難地区を包括する市町村及び県との緊密な連携のもとに行う。なお、この場合、町は県と協議の上、避難地区を包括する市町村に対し、避難所となる施設を示すものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

町は、国や県と協議の上、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、住民の感情に配慮し、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を実施する。

### 第2節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

### 第3節 各種制限措置の解除

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除手続を速やかに実施する。また、解除実施状況を確認する。

### 第4節 環境放射線モニタリングへの協力

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

### 第5節 災害地域住民の記録

町は、県と協力し、避難及び屋内退避を行った住民等に対し災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

### 第6節 風評被害等の影響の軽減

町は、国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

### 第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 町は、国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 町は、国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。